



東京 2020 ゴールドパートナー(生命保険)

2018年4月改訂

注意喚起情報



ご契約のしおり 定款・約款



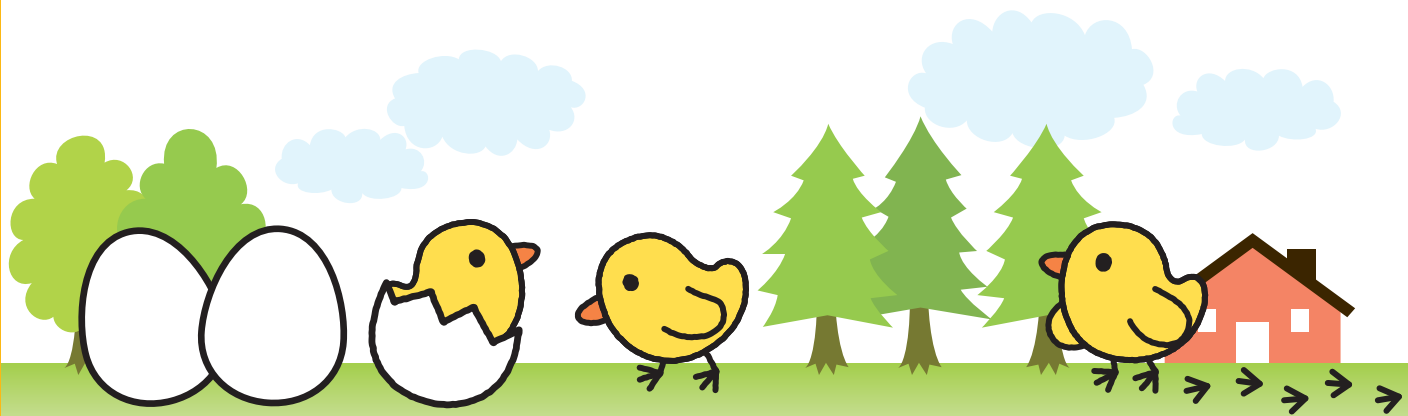
しおり番号：201804D

約款等の内容は当社ホームページにて確認いただけます。
(当社ホームページの参照方法は104ページの「約款等をWebでご覧いただくにあたって」を確認ください。)

(注)当社ホームページを閲覧できる環境にない場合や、その他の理由で「約款冊子」の交付を希望される場合には、ニッセイータルパートナー、最寄りのお客様窓口またはニッセイコールセンターに連絡ください。

ニッセイこどもの保険

げ・ん・き



日本生命保険相互会社

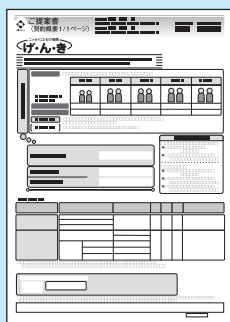
はじめに

申込みにあたっては、「特に重要なお知らせ（『契約概要』『注意喚起情報』を含む）」の内容を確認・了解いただくとともに「ご契約のしおりー定款・約款」につきましても、必ずご確認ください。

特に重要なお知らせ

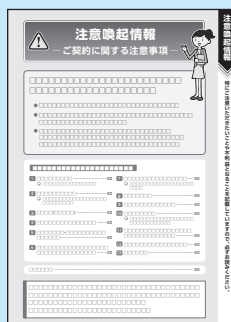
これらをあわせて「特に重要なお知らせ」と呼びます

契約概要



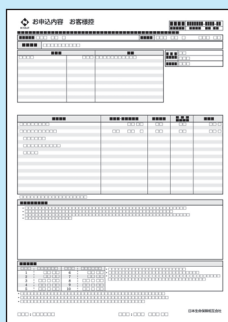
（ご提案の際または申込みの際にお渡しています）

注意喚起情報



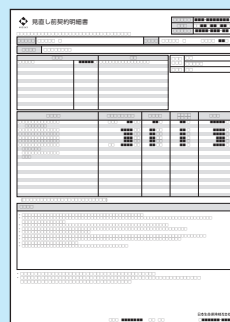
（この冊子の冒頭に綴んでいます）

お申込内容 お客様控



（申込みの際にお渡しています）

見直し前契約明細書
（保障追加制度を利用の場合）



ご契約のしおりー定款・約款

この冊子の構成は次のとおりです

ご契約のしおり

ご契約についての重要事項（告知義務、保障内容、育英年金等をお支払いできない場合、諸手続き等）をわかりやすく説明しています。



P.3～

定 款

当社の組織や事業運営の基本となる規則等を記載しています。

約 款

“ご契約のご加入から消滅までのとりきめ”を記載しています。



お客様ID規程 ずっともっとサービス規程 ご契約情報家族連絡サービス規程

契約者をご利用いただけるサービスの内容やとりきめ等について、記載しています。



当社ホームページにて確認いただけます。（参照方法は104ページの「約款等をWebでご覧いただくにあたって」を確認ください。）



注意喚起情報

— ご契約に関する注意事項 —



この「注意喚起情報」には、特にご注意くださいいただきたいことや**不利益となること**を記載しています。

- ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、申込みください。
- 特に、育英年金等をお支払いできない場合など、お客様にとって不利益となることが記載された部分については必ず確認ください。
- 現在加入している保険契約について解約・減額して新しい保険契約の申込みをする場合は、お客様にとって不利益となる可能性がありますので、十分ご注意ください。

特にご注意くださいいただきたい事項・不利益となる事項

- | | |
|--|--|
| <p>1 クーリング・オフ制度…………… 01
 <input checked="" type="checkbox"/> 制度の利用期間には制限があります</p> <p>2 健康状態等の告知義務…………… 02
 <input checked="" type="checkbox"/> 正しく告知いただけないと保険契約または特約は解除されます</p> <p>3 責任開始(保障の開始)…………… 03</p> <p>4 お子さまの出生前にこども保険に加入した場合…………… 03</p> <p>5 高度障がい状態該当時の育英年金等の取扱いがないこと…………… 04</p> <p>6 現在加入している保険契約を解約・減額して新しい保険契約の申込みをする場合…………… 04</p> | <p>7 保険料の払込みがない場合等の取扱い …… 05
 <input checked="" type="checkbox"/> 保険料の払込みがなければ保険契約は解除されます</p> <p>8 育英年金等の請求…………… 06</p> <p>9 育英年金等をお支払いできない場合 …… 07</p> <p>10 解約と解約払戻金…………… 07
 <input checked="" type="checkbox"/> 解約払戻金は払込保険料の合計額より少なく、まったくないこともあります</p> <p>11 確認担当職員による申込内容、告知内容、育英年金等の請求内容等の確認…………… 08</p> <p>12 生命保険会社が経営破綻した場合等…………… 08</p> <p>13 相互会社運営…………… 08</p> |
|--|--|
- 相談・照会・苦情の連絡先…………… 09

育英年金等の支払事由や育英年金等をお支払いできない場合等の詳細、およびご契約内容に関する事項は、「ご契約のしおり一定款・約款」(当冊子)に記載しています。また、ご契約内容によっては、個々の取扱いが異なることがあります。詳しくは、「ご契約のしおり一定款・約款」(当冊子)を確認ください。

1

クーリング・オフ制度

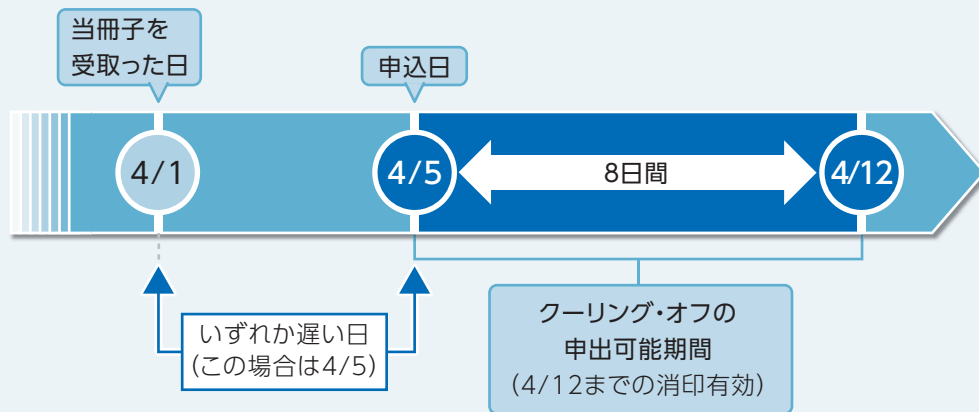
保険契約の申込日または当冊子を受取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面による申出により、保険契約の申込みの撤回や保険契約の解除ができます。



 ご契約のしおり P.13

■ 当社指定の医師による診査後の場合は、当制度は利用できません。

クーリング・オフ〈例〉



2

健康状態等の告知義務

健康状態等についてありのままを告知ください。



📖 ご契約のしおり P.19~P.21

告知義務について

- 契約者や被保険者には健康状態等を告知する義務があります。
- 告知書^(※1)に記入したこと、当社指定の医師に口頭で伝えたことが告知となります。
*1 当社所定の端末を使用する方法を含みます。
- 生命保険募集人^(※2)や当社の確認担当職員には告知を受ける権限がありません。
そのため、これらの者に口頭で伝えたり、健康診断の結果資料等を提示したりしても告知にはなりません。
*2 当社職員、募集代理店および募集代理店の取扱担当者をいいます。
- 告知は生命保険のお引受けを判断する際の重要な事項であるため、告知書または当社指定の医師の口頭での質問に沿って、事実をありのまま正確にもれなく告知ください。
- 傷病歴等がある場合でも、保険契約をお引受けできる場合があります。
なお、お断りする場合があります。

正しく告知いただけない場合の取扱い

- 契約者や被保険者の故意または重大な過失により、事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、責任開始の日から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」として保険契約または特約を解除することがあります。
なお、責任開始の日から2年を経過していても、育英年金等の支払事由等が責任開始の日から2年以内に発生していた場合には、保険契約または特約を解除することがあります。
- 保険契約または特約を解除した場合、育英年金等の支払事由等に該当していても、育英年金等のお支払いや保険料の払込みの免除ができません。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻さず、解約払戻金があれば、その金額を契約者にお支払いします。**ただし、未払込保険料があるときは、解約払戻金から差引きます。**
また、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、保険契約または特約を取消することがあります。この場合、育英年金等のお支払いや保険料の払込みの免除ができず、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

3

責任開始(保障の開始)

当社が保険契約の申込みを承諾した場合、申込みと契約者・被保険者の告知がすべて完了した時から、契約上の責任(保障)を開始します。

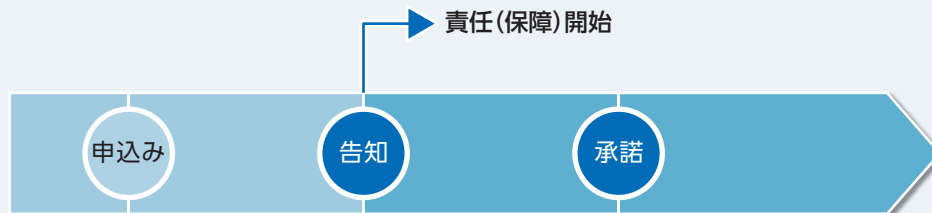


 ご契約のしおり P.13、P.22

- 当社の生命保険募集人(*)は、契約締結の代理権を有さないため、申込みを承諾する権限がなく、保険契約を成立させることができません。
* 当社職員、募集代理店および募集代理店の取扱担当者をいいます。
- 保険契約は、お客様からの申込みを当社が承諾したときに成立します。

責任開始(保障の開始)〈例〉

当社が保険契約の申込みを承諾した場合、申込みと契約者・被保険者の告知がすべて完了した時にさかのぼって、責任(保障)を開始します。



4

お子さまの出生前にこども保険に加入した場合

お子さまの出生前にこども保険に加入した場合には、お子さまが生まれた際、すみやかに当社に連絡ください。



 ご契約のしおり P.23

- お子さまの出生前にこども保険に加入した場合、お子さまの契約上の年齢は契約日に0歳で加入したものとして保険期間を定めます。
例えば、お子さまの出生前に18歳満期のこども保険に加入した場合、保険期間満了時のお子さまの実際の年齢は17歳となり、18歳の誕生日をむかえる前に保険期間が満了します。

5

高度障がい状態該当時の育英年金等の取扱いがないこと

この保険には、所定の高度障がい状態該当時にお支払いする育英年金等の取扱いはありません。



■ この保険には、次の保障はありません。

- 契約者の所定の高度障がい状態該当時にお支払いする**育英年金**
- 契約者の所定の高度障がい状態または身体障がい状態該当時の将来の**保険料の払込みの免除**
(契約者保障保険料払込免除特約を付加することにより、別途、保険料の払込みを免除する取扱いがあります。)

6

現在加入している保険契約を解約・減額して新しい保険契約の申込みをする場合

現在加入している保険契約を解約・減額して新しい保険契約の申込みをする場合、お客様にとって不利益となる事項があります。



📖 ご契約のしおり P.18

- 解約・減額した保険契約を元に戻すことはできません。
- 解約・減額時の払戻金は、多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。保険種類やご契約後の経過年月数によっては、まったくないこともあります。
- 解約・減額した場合は、解約・減額せずに保険契約を継続した場合に比べて、配当金が少なくなることがあります。
- 一般のご契約と同様、健康状態等を告知する義務があります。そのため、健康状態等によっては、お断りする場合があります。また、新しい保険契約の責任開始の日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用され、詐欺による取消の規定等についても、新しい保険契約の締結に際しての詐欺の行為等が適用の対象となります。

詳しくは 2 健康状態等の告知義務 を確認ください。

- 新しい保険契約については、責任開始の日から3年以内の自殺の場合や、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始時前に生じている場合等には、育英年金等のお支払いや保険料の払込みの免除ができない場合があります。
- 保険料の基礎となる予定利率等は、現在加入している保険契約と新しい保険契約とで異なる場合があります。新しい保険契約の予定利率が現在加入している保険契約の予定利率より低い場合、通常、保険料が高くなります。

保険料は払込期月内に払込みください。払込みがない場合は、当社から通知を行ったうえで、保険契約を解除します。解除された保険契約を元に戻すことはできません。住所変更された場合、当社に必ず連絡ください。変更のご連絡がなく通知が届かない場合でも保険契約が解除されることになります。



📖 ご契約のしおり P.17、P.39、P.41 ➡

- 払込期月内に保険料の払込みがない場合、当社は次の内容を契約者に通知します。
 - 保険料の払込みの案内(催告)
 - **解除予定日(*)の前日までに保険料が払込まれなければ、解除予定日の到来をもって保険契約を解除すること**
 - * 解除予定日は、払込期月の経過後3カ月目の月における月ごと応当日です。
- 当社に登録いただいた住所について変更がある場合、必ず連絡ください。
住所変更のご連絡がない場合は、当社は変更前の住所に上記通知を送付しますので、変更後の住所に届かない場合があります。この場合でも、通常到達するために要する期間を経過した時に当社からの通知が到達したものとみなし、保険契約が解除されることになります。
- この保険には、解除された保険契約を元に戻す取扱いはありません。
- この保険には、保険料の自動振替貸付制度(保険料の払込みがない場合に、所定の範囲内で当社が自動的に保険料を立替える制度)はありません。
- 保障追加制度を利用した場合で、こども総合医療保険の責任開始の日から追加契約日の前日までの間に支払事由等に該当した場合、こども総合医療保険の責任開始の日を追加契約日として、その日を基準に保険期間、契約年齢等を再計算します。
この場合、保険期間満了の日および保険料払込期間満了の日については、変更しません。
これにより、**保険期間が延びるため、1カ月分の保険料に対応する金額を払込みいただきます。**

育英年金等の請求

育英年金等の支払事由等に該当した場合は、すみやかに当社に連絡ください。

上記の場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や不明な点が生じた場合等にも連絡ください。



📖 ご契約のしおり P.42、P.43、P.46

- 育英年金等の支払事由、保険料の払込みの免除事由、請求手続等については、「ご契約のしおり一定款・約款」にも記載していますので、あわせて確認ください。
- 当社からの大切なお知らせが届けられなくなる場合がありますので、住所等を変更した場合には、必ず連絡ください。
- 給付金の支払事由に該当した場合、ご契約内容によっては、**複数の給付金の支払事由に該当することがありますので、不明な点がある場合等には連絡ください。**
- 契約者が受取人の場合で、受取人がこども祝金等を請求できない所定の事情があるときに、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が代わって請求することができます。
- 契約者が死亡した場合、育英年金受取人がこども祝金等の受取人となります。この場合、育英年金受取人は、こども祝金等を請求できないときに代理請求できる指定代理請求人を新たに指定することができます。
- 指定代理請求人を指定されている場合は、支払事由、免除事由および代理請求できる旨を指定代理請求人に伝えてください。

特にご注意ください。また、不利となることを記載していますので、必ずお読みください。

育英年金等をお支払いできない場合があります。



📖 ご契約のしおり P.34、P.48～P.50

代表的なものは、次のとおりです。

- 支払事由に該当しない場合
 - 責任開始時前に生じた傷病や不慮の事故等を原因とする入院 等
- 免責事由に該当した場合
 - 責任開始の日から3年以内の契約者の自殺
 - 契約者・被保険者等の故意または重大な過失 等
- 告知義務違反により、保険契約または特約が解除された場合
- 詐欺・不法取得目的によるものとして、保険契約または特約が取消・無効とされた場合
- 育英年金等を詐取する目的で事故を招いたときや、契約者(契約者の死亡後は後継保険契約者)、被保険者または育英年金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由により、保険契約または特約が解除された場合
- 保険料の払込みがなく、保険契約が解除された場合

解約時の払戻金は、多くの場合、払込保険料(*)の合計額よりも少ない金額となります。保険種類によっては、まったくないこともあります。解約時に未払込保険料がある場合は、解約払戻金から差し引きます。



📖 ご契約のしおり P.57～P.59

- 解約請求時までに到来している保険料期間の未払込保険料がある場合、お支払いする解約払戻金から、その未払込保険料を差し引いてお支払いします。
例えば、月払契約で、解約請求日当月の保険料が払込まれていない場合、当社は、1カ月単位で保障の提供を行うため、お支払いする解約払戻金からその月の未払込保険料を差し引きます。
- *ご契約内容や、ご契約時から死亡保険金の支払事由が生じるまでの期間により、お支払いする死亡保険金額が払込保険料の合計額よりも少ない金額となる場合があります。

11

確認担当職員による申込内容、告知内容、育英年金等の請求内容等の確認

当社の確認担当職員（当社が委託した確認担当者を含みます。）が、申込内容、告知内容、育英年金等の請求内容等を確認させていただくことがあります。



📖 ご契約のしおり P.14、P.42

12

生命保険会社が経営破綻した場合等

生命保険会社の業務もしくは財産の状況の変化、または経営破綻等により保険金額等が削減されることがあります。



📖 ご契約のしおり P.73、P.74

- 当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。万一、経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなりますが、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。

13

相互会社運営

当社は相互会社です。
相互会社では、契約者が社員となります。



📖 ご契約のしおり P.78

- 当社は保険業法にもとづき、株式会社の株主総会に相当する意思決定機関として、社員の中から選出された「総代」により構成される「総代会」を設置しています。
- 社員の権利には、社員配当請求権等、単独で行使可能な権利のほか、一定数以上の社員による、臨時総代会の招集請求権、総代会の議題提案権等があります。また、総代の選出に関する社員投票や総代会の傍聴を行うことができます。

生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情につきましては、
ニッセイコールセンターに連絡ください。

ニッセイコールセンター

0120-201-021 (通話料無料)

〈ご高齢のお客様専用(シニアほっとダイヤル)〉

0120-147-369 (通話料無料)

受付時間 月～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00
(祝日、12/31～1/3を除く)

この保険に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・
来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受付けています。また、全国
各地に「連絡所」を設置し、電話にて受付けています。

ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp>

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼し
た後、原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない
場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約
者等の正当な利益の保護を図っています。

ご契約のしおり 3

当冊子をお読みいただくにあたって 4

目的別もくじ 6

ご契約にあたって

1 「ニッセイこどもの保険」の特徴 8

2 申込みに際して 1 3

○保険契約の成立 1 3

○ケーリング・オフ制度 1 3

○申込みに際してのご留意点 1 4

3 申込みに際して保障追加制度を利用する場合 1 5

4 申込みに際して現在加入している保険契約を解約・減額して新しい保険契約に加入する場合 1 8

5 健康状態等の告知義務 1 9

6 責任開始（保障の開始）と契約日 2 2

7 お子さまの出生前に加入する場合 2 3

しくみ

8 保障内容 2 4

①こども保険 2 4

②こども総合医療保険 2 6

③契約者保障保険料払込免除特約 3 2

9 育英年金受取人・後継保険契約者 3 5

10 配当金 3 6

保険料の払込み

11 保険料の払込方法 3 7

12 保険料の払込期月・保険料期間 3 9

13 保険料の払込みの案内と保険契約の解除 4 1

育英年金等の請求やお支払い

14 育英年金等の請求 4 2

15 指定代理請求人による請求 4 6

16 育英年金等のお支払い時の保険料の精算 4 7

17 育英年金等をお支払いできない場合 4 8

ご契約後の取扱い

18 解約と解約払戻金 5 7

19 契約貸付制度 6 1

20 ご契約後の保障内容の見直し 6 4

21 育英年金受取人等の変更 6 5

22 住所等の変更にもなう手続き 6 7

23 生命保険と税金 6 8

その他生命保険に関するお知らせ

24 その他生命保険に関するお知らせ 7 0

○個人情報の取扱い 7 0

○個人情報保護方針 7 1

○生命保険契約者保護機構 7 3

○契約内容登録制度・契約内容照会制度・支払査定時照会制度 7 5

○財産的基礎の充実 7 7

○相互会社運営 7 8

約款抜粋	79
「ずっともっとサービス」等について	89
用語の説明	94
お客様窓口	101
約款等をWebでご覧いただくにあたって	104

※次の内容は当社ホームページにて確認いただけます。

- ・約款
- ・定款
- ・お客様ID規程
- ・ずっともっとサービス規程
- ・ご契約情報家族連絡サービス規程

ご契約の しおり

ご契約についての重要事項（告知義務、保障内容、育英年金等をお支払いできない場合、諸手続き等）をわかりやすく説明しています。

ご契約内容の確認



「契約内容通知書」が届きましたら、次の表に記入・し点チェックのうえ活用ください。

■ご契約情報の記入欄

契約番号	—	契約日 *1	年	月	日
契約者					
被保険者					

*1 保障追加制度を利用した場合は、こども総合医療保険の追加契約日を記入ください。

■保険契約のチェック欄 *2

(今回加入した保険契約に チェックしてください。)

○支払事由の詳細については、「8. 保障内容」をあわせてお読みください。

ご契約のしおり
参照ページ番号



こども保険

お子さまの教育資金等に備える保険



P24



こども総合医療保険

お子さまの入院・手術等に備える保険



P26



契約者保障保険料払込免除特約

契約者が所定の3大疾病等になった場合に保険料の払込みが免除される特約



P32

*2 保障追加制度を利用してこども総合医療保険に新たに加した場合、すでに加しているこども保険の内容については、こども保険の加入時にお渡しした「ご契約のしおり一定款・約款」(ニッセイこどもの保険)を確認ください。

目的別もくじ

ご契約にあたって

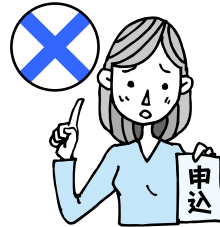
この保険の特徴について
知りたい



1. 「ニッセイこどもの
保険」の特徴 **P8**

8. 保障内容 **P24**

申込みを撤回したい



2. 申込みに際して
・クーリング・オフ
制度 **P13**

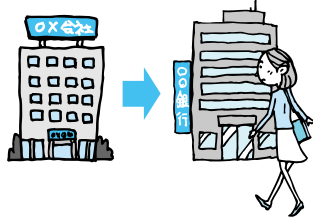
告知義務について知りたい



5. 健康状態等の告知義務 **P19**

保険料について

保険料の払込方法を変えたい
保険料をまとめて払いたい



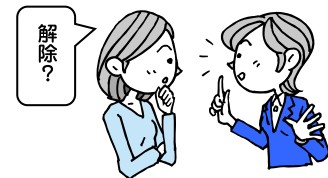
11. 保険料の払込方法 **P37**

いつまでに保険料を払込
むのか知りたい



12. 保険料の払込期月・
保険料期間 **P39**

保険料の払込みが
できなかった



13. 保険料の払込みの
案内と保険契約の
解除 **P41**

ご契約後について

保障内容を見直したい



20. ご契約後の保障内容
の見直し
・保障見直し制度 等 **P64**

解約したい



18. 解約と解約払戻金 **P57**

受取人を変更したい



21. 育英年金受取人等
の変更 **P65**

保険用語の意味については、「用語の説明」を確認ください。

いつから保障が開始されるのか知りたい



6. 責任開始（保障の開始）と契約日 **P22**

保険料の負担を減らしたい



20. ご契約後の保障内容の見直し
・基準保険金額等の減額 **P64**

住所・名前等が変わった



22. 住所等の変更にもなう手続き **P67**

税金について知りたい



23. 生命保険と税金 **P68**

契約者や被保険者が死亡した場合、病気・けがで入院や手術をした場合

14. 育英年金等の請求 **P42**

育英年金等の請求の流れについて

受取人が請求できない場合

15. 指定代理請求人による請求 **P46**

※育英年金等のお支払い等、詳しい説明については次の事項を確認ください。

育英年金等のお支払いの対象になるか？

8. 保障内容 **P24**

育英年金等をお支払いできない場合



17. 育英年金等をお支払いできない場合 **P48**

手続きについては、ニッセイトータルパートナー、最寄りのお客窓口またはニッセイコールセンターに連絡ください。

＜ニッセイコールセンター＞

0120-201-021 (通話料無料)

＜ご高齢のお客様専用（シニアほっとダイヤル）＞

0120-147-369 (通話料無料)

受付時間 月～金曜日 9:00～18:00
土曜日 9:00～17:00
(祝日、12/31～1/3を除く)

1 「ニッセイこどもの保険」の特徴

「ニッセイこどもの保険」の特徴

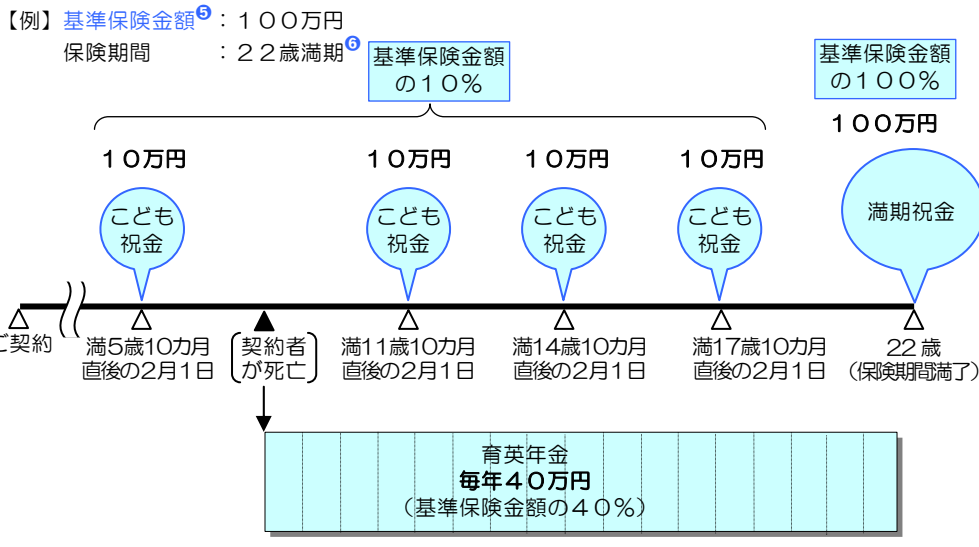
「ニッセイこどもの保険」は、お子さまを被保険者とし、ご両親、ご親族、その他そのお子さまを扶養される方のうち1人を契約者として、お子さまの教育資金や入院・手術等に備えることができる保険です。

○こども保険にこども総合医療保険を組み合わせる加入することができます。

ニッセイこどもの保険

○お子さまの成長にあわせて**こども祝金**^①・**満期祝金**^②をお支払いします。
また、契約者が死亡した場合、**育英年金**^③をお支払いし、将来の保険料の払込みを免除します。^④

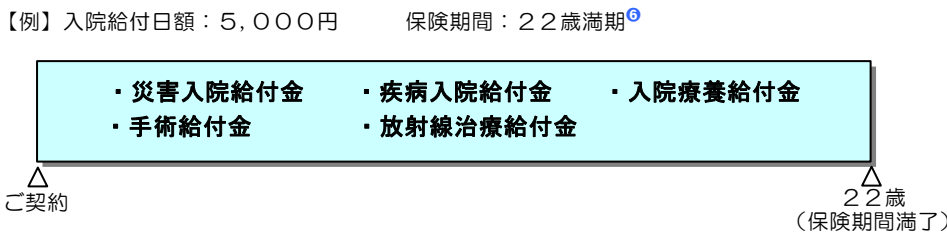
《こども保険のイメージ》



こども保険

○お子さまが入院した場合や所定の手術・放射線治療を受けた場合に給付金をお支払いします。
また、契約者が死亡した場合、将来の保険料の払込みを免除します。

《こども総合医療保険のイメージ》



こども総合医療保険

※こども保険のみで加入することもできます。
(この場合、お子さまの出生前に加入することもできます。⑦)

契約者保障 保険料払込免除特約

○契約者が所定の3大疾病、所定の身体障がい状態、所定の要介護状態のいずれかになった場合、将来の保険料の払込みを免除します。
○こども保険にこども総合医療保険を組み合わせる加入する場合、この特約を付加するときは、こども保険・こども総合医療保険のそれぞれに付加されます。

①こども祝金

次の満年齢に達した日の直後の2月1日にお子さまが生存していたときにお支払いします。
・5歳10カ月
・11歳10カ月
・14歳10カ月
・17歳10カ月※
※22歳満期の場合のみ

②満期祝金

お子さまが保険期間満了時まで生存していたときにお支払いします。

③育英年金

契約者の死亡後、保険期間満了時まで毎年お支払いします。

ただし、次の日にお子さまが生存している場合に限りです。
・契約者が死亡した日
・契約者が死亡した日の毎年の応当日(保険期間中に限ります。)

④育英年金をお支払いしている場合でも、こども祝金・満期祝金はお支払いします。

⑤基準保険金額

育英年金等をお支払いするときの基準となる金額で、ご契約時に契約者に指定いただけます。

⑥保険期間は、18歳満期を選択することもできます。

⑦詳細は、「7. お子さまの出生前に加入する場合」を確認ください。



注意

- ども総合医療保険については、ども保険との組み合わせが必要となります。
- ども総合医療保険は、お子さまの出生前に加入することはできません。

ども保険にども総合医療保険を組み合わせる場合の当社所定の取扱い

○ 契約者からの申出により、ども保険にども総合医療保険を組み合わせることで一体の保険として加入する場合、次のとおり取扱います。

(一体の保険として加入した保険契約は、同一の「契約内容通知書^①」にまとめて記載していますので、確認ください。)

(1) 各保険契約で同一となる事項

○ ども保険にども総合医療保険を組み合わせる場合、次の(A)～(G)については各保険契約^②で同一となります。

- (A) 契約日
- (B) 被保険者
- (C) 契約者
- (D) 育英年金受取人^③
- (E) 後継保険契約者^③
- (F) 指定代理請求人^④
- (G) 保険料の払込回数・経路

(2) 保険料の払込み

○ ども保険にども総合医療保険を組み合わせる場合、それらの保険料はあわせて払込むこととなります。

(3) 保険契約の解約・減額

○ ども保険・ども総合医療保険のうち、いずれかのみを解約することもできます。また、基準保険金額、入院給付日額を減額する場合も同様です。

(4) 配当金^⑤

○ ども保険・ども総合医療保険それぞれの配当金は合算して積立てられ、契約者からの請求等によりお支払いします。

(5) 保険期間

○ ども保険・ども総合医療保険の保険期間は、18歳満期または22歳満期とし、それぞれ同一の保険期間を指定ください。



注意

■ 上記(1)の(C)契約者～(G)保険料の払込回数・経路を保険期間中に変更する場合は、組み合わせる各保険契約について同一の変更の請求をすることが必要です。^⑥

また、(D)育英年金受取人を変更する場合は、(E)後継保険契約者も同一人に変更することが必要です。

■ ども保険・ども総合医療保険のいずれかの保険料のみを払込むことはできません。

また、ども保険・ども総合医療保険の保険料を一括払込または前納によって払込む場合は、それぞれの保険料をあわせて一括払込または前納することが必要です。

次ページにつづく

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

育英年金等の請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ

① 契約内容通知書

「2. 申込みに際して」の「申込みに際してのご留意点」参照

② 各保険契約

ども保険にども総合医療保険を組み合わせる場合、保険料をあわせて払込む場合、約款では各保険契約を「特定契約」といいます。

③ 育英年金受取人、後継保険契約者

ども保険の育英年金受取人とども総合医療保険の後継保険契約者は同一人となります。

詳細は、「9. 育英年金受取人・後継保険契約者」を確認ください。

④ 指定代理請求人

「15. 指定代理請求人による請求」参照

⑤ 配当金

「10. 配当金」参照

⑥ 1つの変更手続きにより、各保険契約について同時に変更されます。



■ **子ども保険・子ども総合医療保険のいずれかの解約は、解約しない保険契約の基準保険金額または入院給付日額が、当社の定める金額^①を下回るときは取扱いできません。**

■ **基準保険金額、入院給付日額の減額は、減額後のそれぞれの金額が当社の定める金額^①を下回らない限り、当社の定める金額^①まで減額できます。**

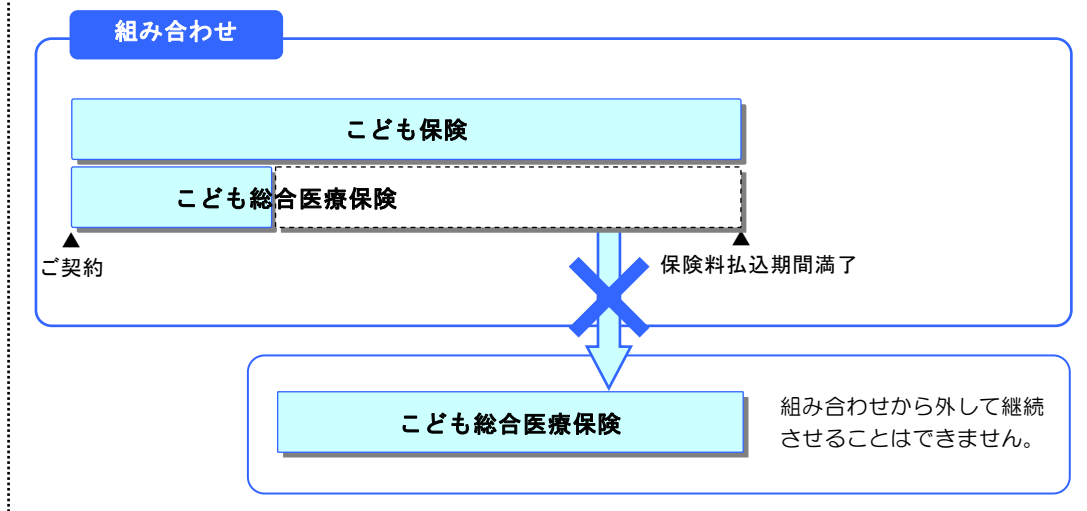


① 当社の定める金額
詳細は当社ホームページを参照ください。

○ **子ども保険に子ども総合医療保険を組み合わせて一体の保険として加入した場合、各保険契約は、保険期間中に組み合わせから外して継続させることはできません。^②**

《具体例》

○ 例えば、保険期間中に、子ども総合医療保険を組み合わせから外して継続させることはできません。イメージは、次のとおりです。

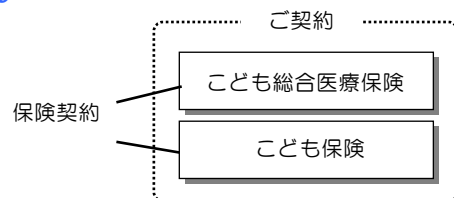


② 当社所定の基準にもとづき、組み合わせから外れて継続することがあります。

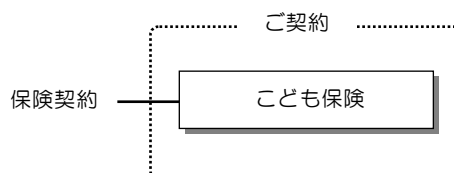
○ **すでに加入した保険契約どうしを、ご契約後に組み合わせることはできません。**

ニッセイ子どもの保険は、子ども保険と子ども総合医療保険を組み合わせて一体の保険として加入できることが大きな特徴です。当社において、一般的に「ご契約」という場合、複数の保険契約を組み合わせた一体の保険のことをいいます。^③

また、「保険契約」という場合は、子ども保険や子ども総合医療保険等それぞれの保険のことをいいます。^④



子ども保険に単独で加入した場合、その保険契約のことを「ご契約」ともいいます。^④



③ この他にも、複数の保険契約を組み合わせた一体の保険を「パッケージ」ということもあります。

④ 特に記載がない限り、付加されている特約を含みます。



高額割引制度

保障の大きさに応じた所定の保険料の割引（高額割引制度）が受けられます。

○割引適用基準額が3,000万円以上の場合、高額割引制度が適用され、所定の保険契約について、保険料の割引が受けられます。

○割引適用基準額とは、高額割引制度の適用を判定するための基準となる額をいい、ご契約1件単位で計算します。

対象となる保険契約および割引適用基準額の計算に用いる額は、次のとおりです。

割引および割引適用基準額の対象となる保険契約	割引適用基準額の計算に用いる額
こども保険	基準保険金額の4倍の金額
契約日等 ^① が2014年4月2日以降のこども総合医療保険	入院給付日額の1,000倍の金額

※2018年4月現在の取扱いを記載しています。

新たな保険契約に加入する場合には、その時点での取扱内容が適用されます。

①契約日等
追加契約日を含みます。



■減額等により割引適用基準額が変更された場合には、割引額を変更することや高額割引制度の適用がなくなることがあります。

■保険料を前納する場合、高額割引制度による割引がないものとして保険料前納金をいただきますが、毎年保険料として充当する際に、高額割引制度による割引を行います。（保険料前納期間が終了した場合等に、残額を払戻します。）

約款の構成

○各保険契約の約款（普通保険約款）は、「契約基本約款（こども・学資）」と「給付約款」で構成されます。

- 各保険契約に共通して適用される事項は「契約基本約款（こども・学資）」にまとめて規定しています。
- 育英年金等のお支払いができる場合等は、各保険契約の「給付約款」に規定しています。

（１）契約基本約款（こども・学資）

○契約基本約款（こども・学資）では、ニッセイこどもの保険で組み合わせることができる各保険契約に共通して適用される基本的な契約事項について規定しています。

＜規定内容の例＞

- ・告知義務、告知義務違反による解除
- ・保険契約の責任開始
- ・保険料の払込み
- ・保険料の払込みの催告と保険契約の解除
- ・基準保険金額等の減額
- ・こども保険にこども総合医療保険を組み合わせる一体の保険として加入する場合の取扱い※

※一体の保険として加入する場合の取扱いを、約款では次のとおり規定しています。（抜粋）

（参考：第29条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）第1項）

- 1 保険契約の締結の際、保険契約者から複数の保険契約の保険料をあわせて払い込む旨の申出があった場合、会社は申出のあった複数の保険契約について、同一の契約締結時の書面で引き受けることがあります。この場合、同一の契約締結時の書面で引き受けた複数の保険契約をそれぞれ本条において「特定契約」といいます。

（２）給付約款

○給付約款では、育英年金等のお支払いに関する事項や各保険契約独自の内容について規定しています。

＜規定内容の例＞

- ・育英年金等をお支払いできる場合
- ・育英年金等をお支払いできない場合
- ・保険契約者に対する貸付



①普通保険約款（契約基本約款（こども・学資）および給付約款）の詳細は、当社ホームページを確認ください。

2 申込みに際して

保険契約の成立

保険契約は、お客様からの申込みを当社が承諾したときに成立します。

○当社が保険契約の申込みを承諾した場合は、契約者に「契約内容通知書」を送付します。

○当社の生命保険募集人^①は、契約締結の代理権を有さないため、申込みを承諾する権限がなく、保険契約を成立させることができません。（当社の生命保険募集人は、契約締結の媒介を行います。）

＜契約締結の「媒介」と「代理」について＞

- ・媒介 ⇒ 生命保険募集人が契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約の申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は成立します。
- ・代理 ⇒ 生命保険募集人が契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約の申込みに対して承諾をすれば保険契約は成立します。

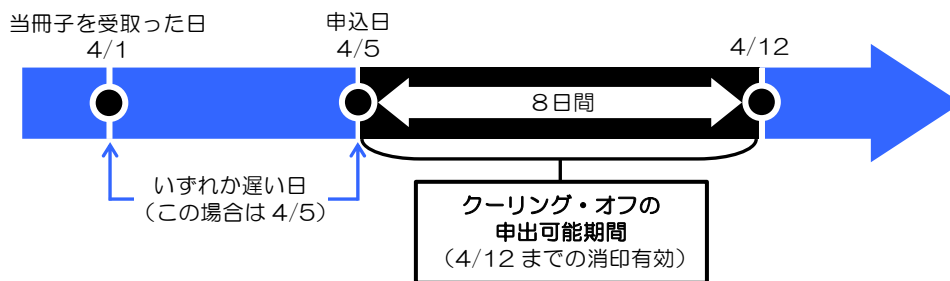
①生命保険募集人
当社職員、募集代理店および募集代理店の取扱担当者をいいます。

クーリング・オフ制度

保険契約の申込みの撤回または保険契約の解除ができます。

○保険契約の申込日または当冊子を受取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面による申出により、保険契約の申込みの撤回または保険契約の解除ができます。

＜例＞



＜申出方法＞

- ・クーリング・オフは、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じます。郵便により上記期間内（8日以内の消印有効）に、取扱いの営業部またはニッセイ・ライフプラザ宛に申出ください。
- ・書面には、申込みの撤回または保険契約の解除の意思を明記し、申込者または契約者の氏名・住所・生年月日を記入ください。

○クーリング・オフを行った場合で、すでに払いいただいた保険料があるときには、当社はその金額を返金します。



■当社指定の医師による診査後の場合は、クーリング・オフ制度は利用できません。

申込みに際してのご留意点

(1) 当社の確認担当職員^①が、申込内容等の確認をお願いすることがあります。

○当社の確認担当職員が、訪問または電話により、契約者・被保険者に次の事項の確認をお願いすることがあります。

- ・申込内容がお客様の意向に沿っているか
- ・告知内容に相違がないか
- ・登録いただいたお客様情報に相違がないか
- ・「生命保険のご契約に関する重要書類」を受取りいただいたか 等

○訪問の際には、本人確認をいたします。次のいずれかの書類を提示ください。

- ・運転免許証
- ・パスポート
- ・写真付住民基本台帳カード
- ・国民健康保険証
- ・健康保険証
- ・国民年金手帳
- ・写真付社員証
- ・写真付学生証
- ・マイナンバーカード（表面） 等

(2) 「契約内容通知書」を確認ください。

○当社が保険契約の申込みを承諾した場合は、契約者に「契約内容通知書」を送付します。

当通知書には保険契約の基準保険金額、給付日額や保険期間等のご契約内容を具体的に記載しておりますので、大切に保管ください。

○「契約内容通知書」が届きましたら、申込内容と相違がないか確認ください。

万一、ご契約内容に相違や不明な点がありましたら、当社まで連絡ください。

○「契約内容通知書」は、保険契約の成立時のみ発行します。

「契約内容通知書」を紛失した場合、再発行はできませんが、ご契約内容については、当社ホームページにていつでも確認いただけます。

（書面での確認をご希望の場合は、当社まで連絡ください。）

(3) 「お客様番号（お客様ID）のお知らせ^②」を確認ください。

○当社は契約者に「お客様番号（お客様ID）のお知らせ」を送付し、「お客様番号（お客様ID）」ならびに「暗証番号（パスワード）登録」等について案内します。^③

○お客様番号（お客様ID）は、当社の各種手続きの際や、各種サービスを利用する際に必要となりますので、「生命保険のご契約に関する重要書類」とあわせて大切に保管ください。

また、暗証番号（パスワード）は他人に知られないよう取扱いには十分ご注意ください。

①確認担当職員
当社が委託した確認担当者を含みます。

②お客様番号（お客様ID）のお知らせ
すでに当社の保険にご契約いただいております、「お客様番号（お客様ID）」をお持ちのお客様には送付しません。

③「お客様番号（お客様ID）」等の詳細は、「「ずっともっとサービス」等について」を確認ください。

3

申込みの際して保障追加制度を利用する場合

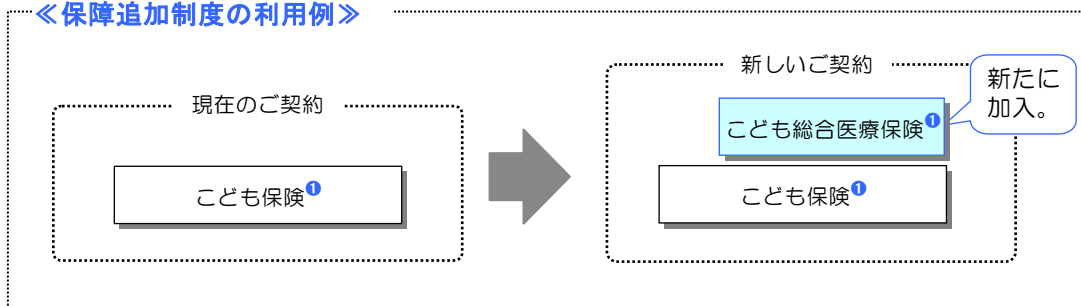
保障追加制度とは

当社所定の基準にもとづき、現在加入しているこども保険に、新たに加入するこども総合医療保険を追加で組み合わせることができる制度です。

①保障追加制度の特徴としくみ

○保障追加制度を利用することで、新たにお子さまの入院・手術等に備えることができます。

《保障追加制度の利用例》



①約款では、現在加入しているこども保険を「被追加契約」、新たに加入するこども総合医療保険を「追加特定契約」といいます。



注意

■複数のこども総合医療保険を組み合わせることはできません。

■こども保険が次に該当する場合、保障追加制度を利用できません。

- ・保険料の払込みが免除された場合
- ・お子さまの出生前や契約上の年齢が2歳をこえる場合 等

■こども保険に組み合わせて一体の保険として加入する取扱い^{②③}のため、こども総合医療保険の次の事項については、現在加入しているこども保険と同一となります。

- | | |
|-----------------------|-----------|
| ・契約者 | ・被保険者 |
| ・後継保険契約者 ^④ | ・指定代理請求人 |
| ・保険料の払込回数・経路 | ・保険期間満了日 |
| ・契約応当日 | ・月ごと応当日 等 |

■こども保険に契約者保障保険料払込免除特約が付加されている場合、こども総合医療保険にもこの特約を付加することを要します。
また、こども保険にこの特約が付加されていない場合は、こども総合医療保険にもこの特約を付加することはできません。

■こども総合医療保険の申込みから成立までの期間は、こども保険について、基準保険金額の減額等の所定の手続きができない場合があります。

■こども総合医療保険の申込みから成立までの期間に、こども保険について契約貸付制度等を利用した場合や、積立てられた配当金の引出請求等を行った場合、こども総合医療保険の成立が遅くなる場合があります。

②一体の保険として加入した保険契約は、同一の「契約内容通知書」にまとめて記載していますので、ご確認ください。

③詳細は、「1. 「ニッセイこどもの保険」の特徴」の「こども保険にこども総合医療保険を組み合わせて加入する場合の当社所定の取扱い」を確認ください。

④後継保険契約者
こども保険の育英年金受取人と同一人となります。

○新たに加入することも総合医療保険について、それぞれ次のとおりとなります。

こども総合医療保険の成立と責任開始（保障の開始）	○当社がこども総合医療保険の申込みを承諾するにあたっては、保険料の払込回数に応じて、保険料を次のとおり払込みいただく必要があります。（取扱いの詳細については、手続き時に別途ご案内します。）				
	こども保険の払込回数	払込みが必要となる保険料			
	<table border="1"> <tr> <td>月払</td> <td>・追加契約日の前日までのこども保険の保険料</td> </tr> <tr> <td>年払</td> <td>・追加契約日を含む保険料期間^①におけるこども保険の保険料 ・追加契約日の直後に到来する契約応当日の前日までのこども総合医療保険の保険料</td> </tr> </table>	月払	・追加契約日の前日までのこども保険の保険料	年払	・追加契約日を含む 保険料期間 ^① におけるこども保険の保険料 ・追加契約日の直後に到来する契約応当日の前日までのこども総合医療保険の保険料
月払	・追加契約日の前日までのこども保険の保険料				
年払	・追加契約日を含む 保険料期間 ^① におけるこども保険の保険料 ・追加契約日の直後に到来する契約応当日の前日までのこども総合医療保険の保険料				
○上記保険料の払込みが完了しない場合、当社はこども総合医療保険の申込みを承諾しません。					
○当社がこども総合医療保険の申込みを承諾したときに、こども総合医療保険は成立します。 ^② この場合、こども総合医療保険の申込みと告知がともに完了した時から、当社は契約上の責任（保障）を開始します。 ^③					
追加契約日	こども総合医療保険の責任開始の日の直後に到来する、こども保険の月ごと応当日となります。 ^④ <ul style="list-style-type: none"> ・追加契約日は、こども総合医療保険の保険期間等の基準となります。 ・追加契約日は、こども総合医療保険の申込みを承諾した場合に送付する「契約内容通知書」にて確認ください。 				
契約者および被保険者の契約年齢	契約年齢は、追加契約日における、こども保険の契約者および被保険者の契約上の年齢と同一の年齢となります。 なお、その後の年齢は、契約年齢に契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。				
告知義務	通常のご契約の加入時と同様に告知義務があります。 <ul style="list-style-type: none"> ・こども総合医療保険の責任開始の日を起算日として、告知義務違反^⑤による解除の規定が適用されます。また、詐欺による取消の規定等についても、こども総合医療保険の締結に際しての詐欺の行為等が適用の対象となります。 ・告知が必要な傷病歴等がある場合は、こども総合医療保険の引受けができなかったり、その告知をしなかったために、こども総合医療保険が解除・取消となることがあります。 				

① 保険料期間
「12. 保険料の払込期月・保険料期間」の「保険料期間」参照

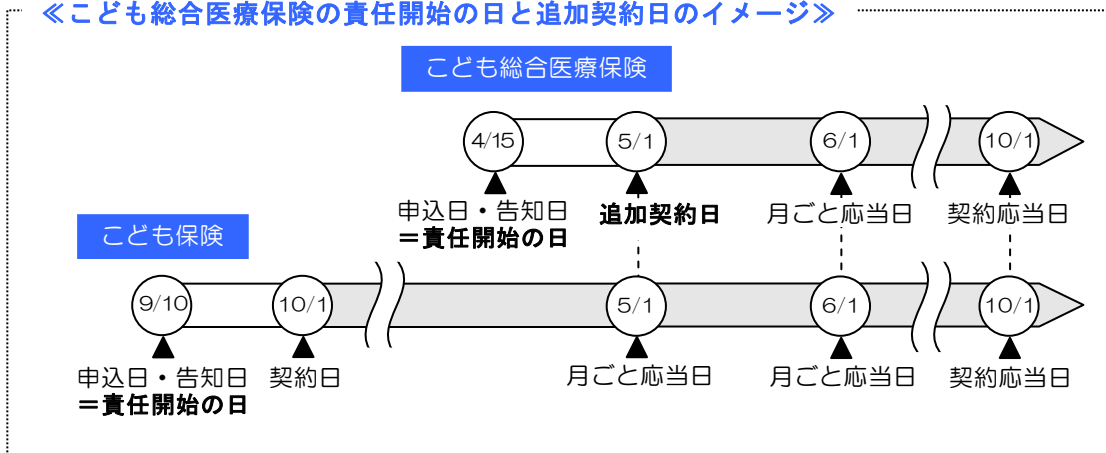
② 「2. 申込みに際して」の「保険契約の成立」参照

③ 「6. 責任開始（保障の開始）と契約日」の「責任開始（保障の開始）」参照

④ 追加契約日は変更となる場合があります。詳細は、次ページを確認ください。

⑤ 告知義務違反
「5. 健康状態等の告知義務」の「告知義務違反」参照

《こども総合医療保険の責任開始の日と追加契約日のイメージ》



○保障追加制度利用後の、こども総合医療保険を含めた新しいご契約の保険料の取扱いについては、手続き時に別途ご案内します。

○保障追加制度は、追加契約日の「特定契約の追加に関する特約」にもとづき取扱います。



■こども保険の内容については、当冊子ではなく、こども保険の加入時にお渡ししている「ご契約のしおり一定款・約款」を確認ください。

②責任開始の日から追加契約日の前日までに支払事由が生じた場合の取扱い

こども総合医療保険の責任開始の日から追加契約日の前日までの間に支払事由（保険料の払込みの免除事由を含む）が生じた場合、追加で保険料をいただきます。

○こども総合医療保険の責任開始の日から追加契約日の前日までの間に支払事由（保険料の払込みの免除事由を含む）が生じた場合、こども総合医療保険の責任開始の日を追加契約日として、その日を基準に保険期間、その他こども総合医療保険についての期間および契約年齢を再計算します。

○この場合、保険期間満了の日および保険料払込期間満了の日については、変更しません。
これにより、保険期間が延びるため、1カ月分の保険料に対応する金額を払込みいただきます。

＜責任開始の日から追加契約日の前日までに支払事由が生じた場合の取扱い（イメージ）＞

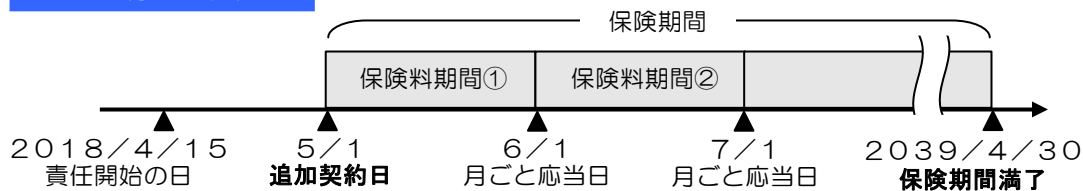
【月払契約】 月ごと応当日：各月1日

こども総合医療保険の責任開始の日：2018年4月15日

追加契約日：2018年5月1日

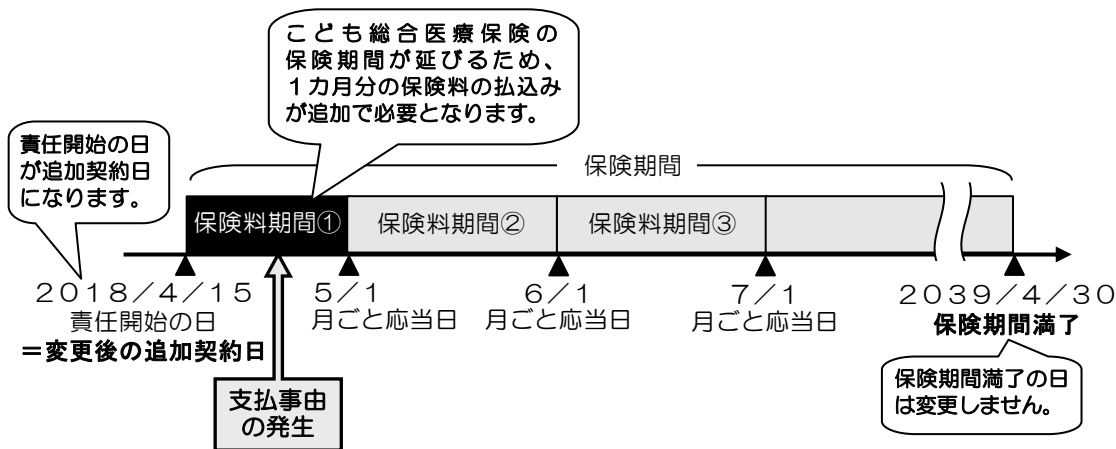
＜責任開始の日から追加契約日の前日までに支払事由が生じていない場合の取扱い＞

こども総合医療保険



＜責任開始の日から追加契約日の前日までに支払事由が生じた場合の取扱い＞

こども総合医療保険



ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

育英年金等の
請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に
関するお知らせ

4

申込みに際して現在加入している保険契約を 解約・減額して新しい保険契約に加入する場合

現在加入している保険契約を解約・減額し、新しい保険契約に加入する場合、次の点が不利益となります。

<現在加入している保険契約について不利益となる点>

解約払戻金	解約・減額の際にお支払いする金額は、多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。 保険種類やご契約後の経過年月数によっては、解約払戻金はまったくないか、あってもごく少額です。
配当金	解約・減額した場合は、解約・減額せずに保険契約を継続した場合に比べて、配当金が少なくなることがあります。 また、ご契約後、所定年数を経過した保険契約に対する配当の権利等を失う場合があります。

<新しい保険契約について不利益となる点>

保障内容	<u>新しい保険契約では、現在加入している保険契約から保障内容が変更されます。</u> 新しい保険契約には、次の保障はありません。 ・契約者の所定の高度障がい状態該当時にお支払いする育英年金 ・契約者の所定の高度障がい状態または身体障がい状態該当時の将来の保険料の払込みの免除
保険料	<u>保険料の基礎となる予定利率・予定死亡率等は、現在加入している保険契約と新しい保険契約とで異なることがあります。</u> ・新しい保険契約の予定利率が現在加入している保険契約の予定利率より低い場合、通常、保険料が高くなります。
制度等	<u>新しい保険契約では、保険料の払込みがない場合、保険料の払込みの案内を行ったうえで、保険契約を解除します。^①</u> ・解除された保険契約をもとに戻すことはできません。 ・保険料の自動振替貸付制度（保険料の払込みがない場合に、所定の範囲内で当社が自動的に保険料を立替える制度）はありません。 ^②
	<u>ご契約時に健康状態等を告知する義務があります。</u> ・新しい保険契約の責任開始の日 ^③ を起算日として、告知義務違反 ^④ による解除の規定が適用されます。また、詐欺による取消の規定等についても、新しい保険契約の締結に際しての詐欺の行為等が適用の対象となります。 ・告知が必要な傷病歴等がある場合は、新しい保険契約の引受けができなかったり、その告知をしなかったために新しい保険契約が解除・取消となることがあります。
育英年金等のお支払い等	<u>新しい保険契約を解約する場合、解約請求時までに到来している保険料期間の未払込保険料がある場合、お支払いする解約払戻金から、その未払込保険料を差し引いてお支払いします。^⑤</u> 現在加入している保険契約のままであれば、育英年金等のお支払いや保険料の払込みを免除することができる場合であっても、新しい保険契約では、責任開始の日から3年以内の自殺や責任開始時に生じた傷病や不慮の事故等を原因とする入院等について、育英年金等のお支払いや保険料の払込みを免除することができないことがあります。

①詳細は、「13. 保険料の払込みの案内と保険契約の解除」を確認ください。

②契約者の申出により、契約貸付制度を利用し、貸付金を未払込保険料に振替えることができる場合があります。

詳細は、「19. 契約貸付制度」の「契約貸付制度を利用した保険料の払込み」を確認ください。

③責任開始の日
「6. 責任開始（保障の開始）と契約日」参照

④告知義務違反
「5. 健康状態等の告知義務」参照

⑤詳細は、「18. 解約と解約払戻金」の「解約と解約払戻金」を確認ください。

5

健康状態等の告知義務

告知義務とは

契約者や被保険者は、ご契約時に健康状態等を当社に告知する義務があります。^①
また、契約者を変更する場合も、変更後の契約者は、変更時に健康状態等を当社に告知する義務があります。^①

○生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。初めから健康状態のよくない人や危険度の高い職業に従事されている人等が無条件に加入すると、保険料負担の公平性が保たれません。したがって、契約者や被保険者には、健康状態等について当社に告知する義務があります。

①告知に加え、診査が必要となる場合があります。

告知の方法

契約者や被保険者は、「告知書」で当社がお伺いすることについて、事実をありのまま正確にもれなく記入（告知）ください。

- 告知事項は「告知書^②」に記載しています。
また、当社指定の医師による診査を受ける際には、「告知書」に記載の事項のほか、医師が口頭で告知を求める場合がありますので、同様に事実をありのまま正確にもれなく告知ください。
- 告知にあたり、生命保険募集人^③が、傷病歴や健康状態等について事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。

②告知書
当社所定の端末を使用する方法を含みます。

③生命保険募集人
当社職員、募集代理店および募集代理店の取扱担当者をいいます。

④確認担当職員
当社が委託した確認担当者を含みます。

注意

■当社指定の医師以外の職員に口頭で伝えただけでは告知にはなりません。

「告知書」に記入したことと、当社指定の医師に口頭で伝えたことが告知となります。
生命保険募集人や当社の確認担当職員^④には告知を受ける権限がありません。
そのため、これらの者に口頭で伝えたり、健康診断の結果資料等を提示したりしても告知にはなりません。

告知義務違反

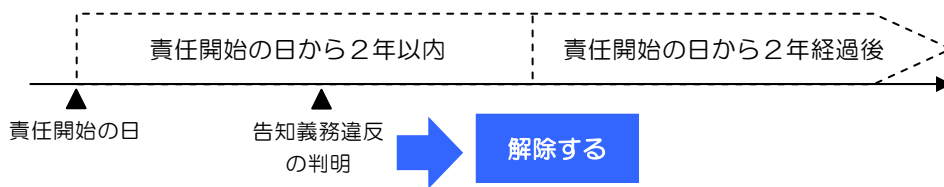
「告知義務違反」があった場合、当社は保険契約または特約を解除することがあります。

○契約者や被保険者の故意または重大な過失により、事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、当社は「告知義務違反」として保険契約または特約を解除することがあります。(*)
この場合、すでに払込まれた保険料は払戻さず、解約払戻金があれば、その金額を契約者にお支払いします。^①

○告知義務違反による保険契約または特約の解除に関する取扱いは、「責任開始^②の日から告知義務違反が判明するまでの期間」によって、次のとおりとなります。

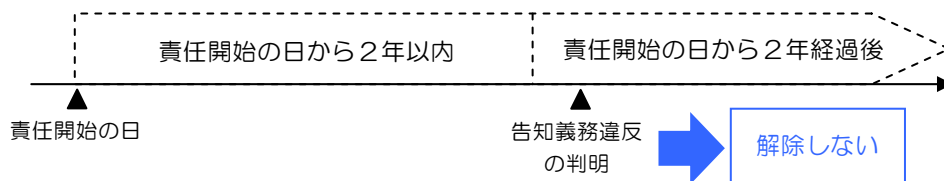
＜責任開始の日から2年以内に告知義務違反が判明したケース＞

告知義務違反として保険契約または特約を解除することがあります。
この場合、育英年金等のお支払いや保険料の払込みの免除を行いません。



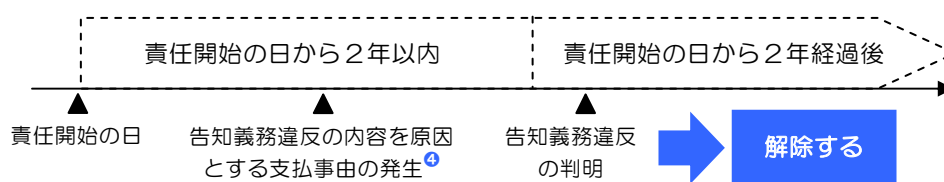
＜責任開始の日から2年経過後に告知義務違反が判明したケース＞

告知義務違反による解除を行いません。



ただし、責任開始の日から2年以内に解除の原因となる事実により、育英年金等の支払事由や保険料の払込みの免除事由が発生していた場合には、保険契約または特約を解除することがあります。^{③④}

この場合、育英年金等のお支払いや保険料の払込みの免除を行いません。



○保険契約または特約を解除した場合でも、育英年金等の支払事由や保険料の払込みの免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらないときには、育英年金等のお支払いや保険料の払込みの免除を行います。

○告知義務違反として保険契約または特約を解除する場合以外にも、育英年金等をお支払いできないことがあります。

例えば、告知義務違反の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消^⑤を理由として、保険契約または特約を取消することがあります。この場合、育英年金等のお支払いや保険料の払込みの免除ができず、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

(*) 告知にあたり、生命保険募集人が、傷病歴や健康状態等について告知をすることを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合または事実と異なることを告げることを勧めた場合、当社は保険契約または特約を解除することはできません。

こうした生命保険募集人の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められるときには、当社は保険契約または特約を解除することがあります。

① 未払込保険料がある場合、解約払戻金から未払込保険料を差引きます。

② 責任開始
「6. 責任開始（保障の開始）と契約日」の「責任開始（保障の開始）」参照

③ 責任開始前時に原因が生じていたことにより、育英年金等の支払いや保険料の払込みの免除が行われない場合も同様の取扱いとなります。

④ 契約者保障保険料払込免除特約については、責任開始の日から2年以内に、身体障害者手帳の交付がなく免除事由には該当していない場合でも、所定の身体障害がい状態に該当していることをもって解除することがあります。

⑤ 詐欺による取消
「17. 育英年金等をお支払いできない場合」参照

傷病歴等がある場合の保険契約の引受け

傷病歴等があっても、加入できる場合があります。

- 傷病歴・通院事実等を告知した場合、後日所定の診査や追加の詳しい告知等が必要となる場合があります。
- 告知等の結果をふまえ、当社は次のいずれかのとおり取扱います。
 - ・申込内容どおり引受ける。
 - ・今回はお断りする。

6

責任開始(保障の開始)と契約日

責任開始 (保障の開始)

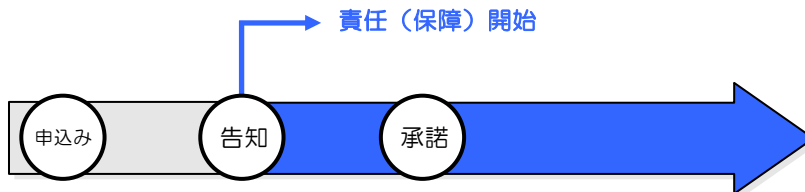
当社が保険契約の申込みを承諾した場合、申込みと契約者・被保険者の告知がすべて完了した時から、当社は契約上の責任(保障)を開始します。^①

○保険契約は、保険契約の申込みを当社が承諾した場合に成立します。

○承諾した場合は、契約者に「[契約内容通知書](#)^②」を送付します。

◀責任開始(保障の開始)の例▶

○当社が保険契約の申込みを承諾した場合、申込みと契約者・被保険者の告知がすべて完了した時にさかのぼって、責任(保障)を開始します。



^① 契約者を変更した場合の取扱いについては、「21. 育英年金受取人等の変更」の「契約者の変更」を確認ください。

^② **契約内容通知書**
「2. 申込みに際して」の「申込みに際してのご留意点」参照

契約日

契約日は「[契約内容通知書](#)」で確認できます。

○月払契約の申込みの際に、次のいずれかの特約を付加した場合、契約日は責任開始の日の属する月の翌月1日となります。

- ・保険料口座振替扱特約
- ・保険料クレジットカード扱特約
- ・保険料団体扱特約

○年払契約や金融機関等への振込扱のご契約の場合、契約日は責任開始の日となります。

7

お子さまの出生前に加入する場合

こども保険は、お子さまの出生予定日の140日前から加入することができます。^①

※お子さまが生まれた際には、すみやかに当社まで連絡ください。

○お子さまが複数で生まれた場合、次の人を被保険者とします。

- ・契約時に戸籍上の順位により被保険者を指定した場合：指定したお子さま
- ・契約時に指定しなかった場合：戸籍上、先順位のお子さま

○お子さまが生まれる前に育英年金の支払事由に該当した場合（契約者が死亡した場合）は、次のとおりお支払いします。

- ・第1回目の育英年金：お子さまが生まれた日にお支払いします。
- ・第2回目以後の育英年金：契約者が死亡した日の毎年の応当日にお支払いします。^②



■出生のご連絡がない場合、当社がお子さまの出生の事実を確認できないまま保険料を払込みいただくことになるため、お子さまが生まれた際には、すみやかに当社まで連絡ください。

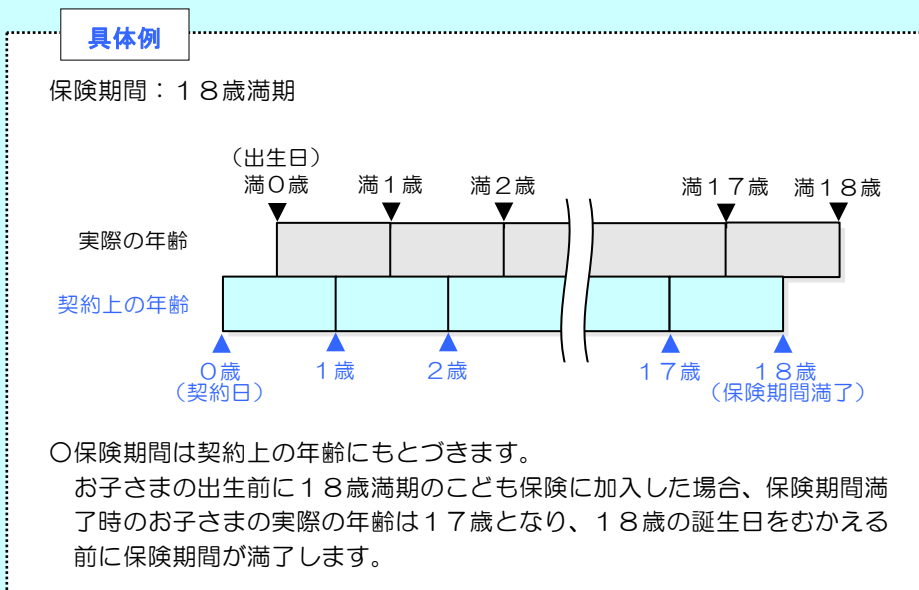
■万一、お子さまが生まれなかった場合、こども保険は無効として取扱います。また、戸籍上の順位により被保険者を指定した場合、指定したお子さまが生まれなかった場合も、こども保険は無効として取扱います。^③

この場合、すでに払込まれた保険料を契約者に払戻しますので、すみやかに当社まで連絡ください。

■こども総合医療保険は、お子さまの出生前に加入することはできません。^④

■お子さまの出生前にこども保険に加入した場合、お子さまの契約上の年齢は契約日に0歳で加入したものとして保険期間を定めます。

そのため、保険期間満了年齢（18歳または22歳）と実際の年齢が異なることがあります。



① 契約者保障保険料払込免除特約を付加する場合を含みます。

② 保険期間中に限ります。

③ この場合、契約者が死亡していたときでも育英年金はお支払いできません。

④ お子さまの出生前にこども保険に加入した場合で、お子さまの出生後、こども総合医療保険を組み合わせる場合については、「20. ご契約後の保障内容の見直し」を確認ください。

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

育英年金等の請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ

8 保障内容

① こども保険

～お子さまの教育資金等に備える保険～

お支払いできる場合

お子さまの成長にあわせて、小学校、中学校、高校、大学に入学する時期にこども祝金をお支払いします。^①
 満期を迎えたときには、満期祝金をお支払いします。
 また、契約者が死亡した場合、育英年金をお支払いします。

○保険期間中に次の支払事由に該当した場合、祝金等をお支払いします。

	こども祝金	満期祝金	死亡保険金	育英年金
支払事由	被保険者が次の満年齢に達した日の直後の2月1日に生存していたとき 5歳10カ月 11歳10カ月 14歳10カ月 17歳10カ月※ ※22歳満期の場合のみ	被保険者が保険期間満了時まで生存していたとき	被保険者が死亡したとき	契約者が死亡したとき
支払額	基準保険金額 ^② の10%	基準保険金額 ^② の100%	別表2 ^③ の金額	基準保険金額 ^② の40% 〔次の日に被保険者が生存している場合に、それぞれお支払いします。 ^④ 〕 ・契約者が死亡した日 ・契約者が死亡した日の毎年の応当日 ^⑤
受取人	契約者			育英年金受取人

○育英年金をお支払いしている場合でも、こども祝金・満期祝金・死亡保険金はお支払いします。この場合、こども祝金・満期祝金・死亡保険金は育英年金受取人にお支払いします。^⑥

保険料の払込みが免除される場合

契約者が保険期間中に死亡した場合、将来の保険料の払込みを免除します。^⑦

「17. 育英年金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

① 大学に入学する時期のこども祝金については、保険期間が22歳満期の場合のみお支払いします。

② 基準保険金額
こども祝金、満期祝金および育英年金をお支払いするときの基準となる金額で、ご契約時に契約者に指定いただきます。

③ 「約款抜粋」の別表2参照

④ 次の場合、保険期間の残存期間に対する育英年金の現価に相当する金額を一括してお支払いします。
・育英年金受取人より育英年金の一括支払の請求があったとき
・こども保険が消滅したとき

⑤ 保険期間中に限ります。

⑥ 詳細は、「9. 育英年金受取人・後継保険契約者」を確認ください。

保険料の払込みを免除できない場合については、「17. 育英年金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

⑦ 契約者保障保険料払込免除特約を付加している場合は、「8. 保障内容」の「③契約者保障保険料払込免除特約」もあわせてご確認ください。



注意

■ 次の場合、こども保険は消滅します。

- ・ 保険期間が満了したとき
- ・ 被保険者が死亡したとき
- ・ 次のいずれかにより契約者が死亡したとき
 - 責任開始の日から3年以内の契約者の自殺
 - 育英年金受取人の故意
 - 戦争その他の変乱（ただし、育英年金を支払わない場合、または契約者の死亡による保険料の払込みの免除をしない場合に限り。）

こども祝金の支払方法**こども祝金は自動的に据置かれます。**

○こども祝金は、支払事由に該当した日から**所定の利率^①**により計算した利息をつけて自動的に据置かれます。

○据置かれたこども祝金は、次のときに契約者にお支払いします。

ただし、契約者が死亡している場合は育英年金受取人にお支払いします。^②

- ・ 契約者からの請求があったとき
- ・ 保険契約が消滅したとき

（こども保険にこども総合医療保険を組み合わせている場合は、こども保険とこども総合医療保険がともに消滅したとき）

○据置かれたこども祝金を請求する場合は、インターネット、電話（はいっ！TEL）または必要書類の提出により手続きください。^③（2018年4月現在）



注意

■ こども保険にこども総合医療保険を組み合わせ加入し、保険期間中にこども保険のみを解約した場合、据置かれたこども祝金は、次のときに契約者にお支払いします。

- ・ 契約者から請求があったとき
- ・ こども総合医療保険が消滅したとき

ただし、契約者が死亡している場合は後継保険契約者にお支払いします。^②

**① 所定の利率**

利率は金利水準等により変動することがあります。利率については、当社ホームページを参照ください。

② 詳細は、「9. 育英年金受取人・後継保険契約者」を確認ください。



③ 請求手続の詳細は、ニッセイータルパートナー、最寄りのお客様窓口またはニッセイコールセンターにご連絡のうえ確認ください。

また、当社ホームページでも参照できます。

② こども総合医療保険

～お子さまの入院・手術等に備える保険～

保障内容

お子さまへの保障の対象と給付金の名称は次のとおりです。

手術・放射線治療は公的医療保険制度の対象となっているもの等を保障します。^①
 なお、こども総合医療保険には、お子さまの死亡保障や解約払戻金はありません。

	保障の対象	給付金の名称
入院	病気等が原因で1泊2日以上の上定の入院をしたとき	疾病入院給付金
	不慮の事故が原因で1泊2日以上の上定の入院をしたとき	災害入院給付金
	入院給付金の支払対象となる上定の入院をしたとき	入院療養給付金 ^②
手術	1泊2日以上の上院中に上定の手術を受けたとき	手術給付金（20倍）
	外来や日帰り入院中に上定の手術を受けたとき	手術給付金（5倍）
放射線治療	上定の放射線治療を受けたとき	放射線治療給付金

①一部支払対象とならないものがあります。次ページ以降を確認ください。

②入院療養給付金
給付金の種類の型で「入院療養給付金あり型」を選択した場合にお支払いします。

保険料の払込みが免除される場合

契約者が保険期間中に死亡した場合、将来の保険料の払込みを免除します。^③

保険料の払込みを免除できない場合については、「17. 育英年金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

③契約者保障保険料払込免除特約を付加している場合は、「③契約者保障保険料払込免除特約」もあわせてご確認ください。

④契約者保障保険料払込免除特約によって保険料の払込みが免除された場合は、契約者が死亡してもこども総合医療保険は消滅しません。

⑤契約者
契約者が死亡している場合、後継保険契約者が受取人となります。



■次の場合、こども総合医療保険は消滅します。

- ・保険期間が満了したとき
- ・被保険者が死亡したとき
- ・次のいずれかにより契約者が死亡したとき^④
 - 責任開始の日から3年以内の契約者の自殺
 - 後継保険契約者の故意
 - 戦争その他の変乱（ただし、契約者の死亡による保険料の払込みの免除をしない場合に限ります。）

■被保険者が死亡した場合には、すみやかに当社に連絡ください。

被保険者が死亡した場合、ご契約は消滅し、契約者^⑤は、前納した保険料の残額、積立てた配当金等があるときは、これらを受取ることができます。

■公的医療保険制度等の改正が行われた場合には、主務官庁の認可を得て、こども総合医療保険の支払事由を変更することがあります。

この場合、支払事由を変更する2カ月前までに契約者宛に連絡します。

保険契約の型

ご契約時に型を選択することで、入院の保障内容を設定できます。

給付金の種類の型

入院時初期費用等を保障する

一時金(入院療養給付金)の有無

入院療養給付金あり型

選択

入院療養給付金なし型



注意

■ご契約時に選択した型を変更することはできません。

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

育英年金等の
請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に
関するお知らせ

入院の保障

お支払いできる場合

被保険者が所定の入院をした場合、契約者に給付金をお支払いします。
入院療養給付金は「入院療養給付金あり型」を選択した場合にお支払いします。

○被保険者が保険期間中に次の支払事由に該当した場合、給付金をお支払いします。^①

	疾病入院給付金	災害入院給付金	入院療養給付金 ^②
支払事由	疾病または骨髄幹細胞の採取術 ^③ のため、1泊2日以上入院をしたとき ^④	不慮の事故 ^⑤ で、1泊2日以上入院 ^⑥ をしたとき	疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる入院 ^⑥ をしたとき
支払額	(入院1回につき) こども総合医療保険の入院給付日額×入院日数		(入院1回につき) こども総合医療保険の入院給付日額×5倍
受取人	契約者 ^⑦		



- **疾病入院給付金・災害入院給付金は、重複してお支払いできません。**
疾病入院給付金・災害入院給付金の支払事由が重複した場合、疾病入院給付金を優先してお支払いします。(災害入院給付金は重複してお支払いできません。)
- **支払対象は治療を目的とする入院であるため、例えば、次の入院は支払対象となりません。**
 - ・美容上の処置による入院
 - ・治療を主たる目的としない診断のための検査による入院
 - ・介護を主たる目的とする入院
 - ・正常分娩による入院(異常分娩^⑧による入院は支払対象となります。)
- **支払対象となる入院は、医師または歯科医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療または通院による治療によっては治療の目的を達することができないため、病院または診療所^⑨に入り、常に医師または歯科医師の管理下において治療に専念すること等、所定の入院であることを要します。**
- **すでに入院療養給付金の支払事由に該当している場合には、入院療養給付金が支払われることとなった最終の入院の開始日から180日経過後に新たに開始された入院であることを要します。**
- **骨髄幹細胞の採取術のための入院の保障は、責任開始の日から1年経過後の入院に限ります。**

お支払いできる限度

疾病入院給付金・災害入院給付金は、それぞれ1回の入院につき124日、通算1,095日を限度にお支払いします。
入院療養給付金は、30回を限度にお支払いします。



- **入院を2回以上した場合でも1回の入院とみなすことがあります。**
例えば、疾病で2回入院した場合、初回入院の退院日の翌日から180日以内に開始した2回目の入院は、初回入院とあわせて1回の入院とみなし、その入院の原因にかかわらず、1回の入院の支払日数の限度を適用します。

「17. 育英年金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。



① 給付金の支払事由への該当は、それぞれ責任開始時以後に生じた疾病・不慮の事故を直接の原因とする入院であることが必要です。

詳細は、当社ホームページ登載の約款を確認ください。

② **入院療養給付金**
「入院療養給付金あり型」を選択した場合にお支払いします。

③ **骨髄幹細胞の採取術**
「②こども総合医療保険」の「手術の保障」の「骨髄幹細胞の採取術等」についての解説」参照

④ 疾病のための入院は、「約款抜粋」の別表4に定める入院である必要があります。

骨髄幹細胞の採取術のための入院は、その入院中に骨髄幹細胞の採取術を受ける必要があります。

⑤ **不慮の事故**
「約款抜粋」の別表3参照

⑥ **入院**
「約款抜粋」の別表4参照

⑦ **契約者**
契約者が死亡している場合、後継保険契約者が受取人となります。

⑧ **異常分娩**
「約款抜粋」の別表6参照

⑨ **病院または診療所**
「約款抜粋」の別表5参照

手術の保障

お支払いできる場合

被保険者が所定の手術を受けた場合、契約者に給付金をお支払いします。

○被保険者が保険期間中に次の支払事由に該当した場合、給付金をお支払いします。^①

	手術給付金（20倍）	手術給付金（5倍）
支払事由	次の(1)および(2)をともに満たしたとき (1) 疾病または不慮の事故 ^② で、所定の手術を受けたこと (2) 1泊2日以上入院中の手術であること	次の(1)および(2)をともに満たしたとき (1) 疾病または不慮の事故 ^② で、所定の手術を受けたこと (2) 外来または日帰り入院中の手術であること
支払額	(手術1回につき) こども総合医療保険の 入院給付日額×20倍	(手術1回につき) こども総合医療保険の 入院給付日額×5倍
支払限度	なし	30回
受取人	契約者 ^③	

■ 公的医療保険制度^④にもとづく医科診療報酬点数表^⑤によって、手術料の算定対象として列挙されている手術

ただし、次のA～Gの手術は対象から除外されます。

- A. 創傷処理 B. 皮膚切開術 C. デブリードマン
- D. 骨、軟骨または関節の非観血的または徒手な整復術、整復固定術および授動術
- E. 外耳道異物除去術 F. 鼻内異物摘出術 G. 抜歯手術

■ 先進医療に該当する手術

ただし、次のア～ウは対象から除外されます。

- ア. 上記A～Gの手術
- イ. 歯、義歯または歯肉の処置に伴う手術
- ウ. 手術に該当しない診療行為（検査、診断、計画、測定、試験、解析、検出、評価および検索を主たる目的とした診療行為ならびに輸血、注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為）

■ 公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表によって、輸血料の算定対象として列挙されている骨髄移植術^⑥（末梢血幹細胞移植・臍帯血幹細胞移植も骨髄移植とみなします。）

■ 骨髄幹細胞の採取術^⑦（末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞の採取術を含みます。）

■ 先進医療については、次の制限があります。

- ・ 支払対象となる先進医療は、厚生労働大臣が定めるものに限ります。^{⑦⑧}
- ・ 先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。^⑧

次ページにつづく

「17. 育英年金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。



① 給付金の支払事由への該当は、それぞれ責任開始時以後に生じた疾病・不慮の事故を直接の原因とする手術であることが必要です。

詳細は、当社ホームページ登載の約款を確認ください。

② 不慮の事故
「約款抜粋」の別表3参照

③ 契約者
契約者が死亡している場合、後継保険契約者が受取人となります。

④ 公的医療保険制度
「約款抜粋」の別表7参照

⑤ 医科診療報酬点数表
「約款抜粋」の別表8参照

⑥ 骨髄移植術、骨髄幹細胞の採取術
次ページ参照



⑦ 詳細は、当社ホームページを参照ください。

⑧ 「約款抜粋」の別表10参照

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

育英年金等の請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ



注意



■**支払対象は治療を直接の目的とする手術であるため、例えば、次の手術は支払対象となりません。**

- ・病院または診療所^①以外での手術
- ・美容整形上の手術
- ・疾病を直接の原因としない不妊手術
- ・診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術

■**複数の手術を受けた場合でも、次の場合には1つの手術についてのみ手術給付金をお支払いします。**

- ・同一日に複数回の手術を受けた場合
- ・手術料が一連の治療過程につき1回のみ算定される手術^②を受けた場合

■**手術料が1日につき算定される手術^②を受けた場合、その手術を受けた1日目についてのみ手術給付金をお支払いします。**

■**骨髄幹細胞の採取術の保障は、責任開始の日から1年経過後の手術に限ります。**

①病院または診療所
「約款抜粋」の
別表5参照



②対象の手術については、当社ホームページを参照ください。

骨髄幹細胞の採取術等についての解説

「骨髄幹細胞の採取術」とは・・・

○白血病や再生不良性貧血等の患者に対して、骨髄幹細胞を移植すること（骨髄移植術）を目的として、健康な骨髄から骨髄幹細胞を採取することを骨髄幹細胞の採取術といいます。骨髄幹細胞の採取術には、末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞の採取術を含みます。

「骨髄移植術」とは・・・

○白血病や再生不良性貧血等の治療を目的として、患者に骨髄幹細胞を移植することをいいます。末梢血幹細胞移植および臍帯血幹細胞移植についても、骨髄移植とみなします。

「骨髄幹細胞の採取術」、「骨髄移植術」を受けた場合の保障

○骨髄幹細胞の採取術を受けた人（提供者）および骨髄移植術を受けた人（受容者）は、疾病入院給付金、入院療養給付金、手術給付金の支払対象となります。

※ただし、**自家移植^③**の場合は、提供者として受けた骨髄幹細胞の採取術は、疾病入院給付金、入院療養給付金、手術給付金の支払対象とはなりません。

（受容者として受けた骨髄移植術は、疾病入院給付金、入院療養給付金、手術給付金の支払対象となります。）

③自家移植

骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる移植をいいます。

放射線治療の保障

お支払いできる場合

被保険者が所定の放射線治療を受けた場合、契約者に給付金をお支払いします。

○被保険者が保険期間中に次の支払事由に該当した場合、給付金をお支払いします。^①

放射線治療給付金	
支払事由	疾病または不慮の事故 ^② で、所定の放射線治療を受けたとき
支払額	(放射線治療1回につき) こども総合医療保険の入院給付日額×10倍
支払限度	なし (ただし、60日の間に1回)
受取人	契約者 ^③
支払対象となる放射線治療	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公的医療保険制度^④にもとづく医科診療報酬点数表^⑤によって、放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療 ■ 先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による放射線治療



■ 先進医療については、次の制限があります。

- ・ 支払対象となる先進医療は、厚生労働大臣が定めるものに限りま。^{⑥⑦}
- ・ 先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りま。^⑦

■ 支払対象は治療を直接の目的とする放射線治療となります。

■ 次の放射線治療は支払対象となりません。

- ・ 病院または診療所^⑧以外での放射線治療
- ・ 血液照射^⑨

■ すでに放射線治療給付金の支払事由に該当している場合には、放射線治療給付金が支払われることとなった最後の放射線治療日から60日経過後に受けた放射線治療であることを要します。

「17. 育英年金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。



① 給付金の支払事由への該当は、責任開始時以後に生じた疾病・不慮の事故を直接の原因とする放射線治療であることが必要です。

詳細は、当社ホームページ掲載の約款を確認ください。

② 不慮の事故
「約款抜粋」の別表3参照

③ 契約者
契約者が死亡している場合、後継保険契約者が受取人となります。

④ 公的医療保険制度
「約款抜粋」の別表7参照

⑤ 医科診療報酬点数表
「約款抜粋」の別表8参照



⑥ 詳細は、当社ホームページを参照ください。

⑦ 「約款抜粋」の別表10参照

⑧ 病院または診療所
「約款抜粋」の別表5参照

⑨ 血液照射
被保険者が受ける放射線治療ではなく、輸血用血液に対して放射線照射を行うものであるため、支払対象となりません。

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

育英年金等の請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ

③ 契約者保障保険料払込免除特約

～契約者が所定の3大疾病等になった場合に保険料の払込みが免除される特約～

保険料の払込みを免除できない場合については、「17. 育英年金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。



① 免除事由の詳細は、当社ホームページ掲載の約款を確認ください。

② **がん(悪性新生物)**
「用語の説明」の「1. ご契約のおしおり等における表記」参照

③ **急性心筋梗塞**
「約款抜粋」の別表12参照

④ **労働の制限を必要とする状態**
軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

⑤ **手術**
「約款抜粋」の別表15参照

⑥ **脳卒中**
「約款抜粋」の別表13参照

⑦ **神経学的後遺症**
・言語障がい
・運動失調
・麻痺
等

⑧ **公的介護保険制度**
「約款抜粋」の別表16参照

⑨ **要介護2以上**
「約款抜粋」の別表17参照

⑩ **要介護状態**
「約款抜粋」の別表18参照

保険料の払込みが免除される場合

契約者が所定の3大疾病、所定の身体障がい状態、所定の要介護状態のいずれかになった場合、将来の保険料の払込みが免除されます。

○こども保険にこども総合医療保険を組み合わせている場合で、契約者保障保険料払込免除特約を付加するときは、こども保険・こども総合医療保険それぞれに契約者保障保険料払込免除特約が付加されます。

○契約者が保険期間中に次の保険料の払込みの免除事由^①に該当した場合、将来の保険料の払込みが免除されます。

保険料の払込みの免除事由

1. 所定の3大疾病

がん(悪性新生物)^②

責任開始時前を含めて初めてがん(悪性新生物)と診断確定されたとき

急性心筋梗塞^③

責任開始時以後の疾病を原因として、急性心筋梗塞を発病し、次の(1)または(2)に該当したとき

- (1)初めて医師の診療を受けた日から60日以上**労働の制限を必要とする状態^④**が継続したと診断されたとき
- (2)急性心筋梗塞の治療のための**手術^⑤**を受けたとき

脳卒中^⑥

責任開始時以後の疾病を原因として、脳卒中を発病し、次の(1)または(2)に該当したとき

- (1)初めて医師の診療を受けた日から60日以上他覚的な**神経学的後遺症^⑦**が継続したと診断されたとき
- (2)脳卒中の治療のための**手術^⑤**を受けたとき

2. 所定の身体障がい状態

次の(1)および(2)をともに満たしたとき

- (1)責任開始時以後の傷病を原因として、身体障害者福祉法に定める1級、2級または3級の障がいに該当したこと
- (2)(1)の障がいに対する身体障害者手帳の交付があったこと

3. 所定の要介護状態

責任開始時以後の傷病を原因として、次の(1)または(2)の状態に該当したとき

- (1)**公的介護保険制度^⑧**に定める**要介護2以上^⑨**の状態に該当していると認定されたこと
- (2)所定の**要介護状態^⑩**に該当した日から180日以上要介護状態が継続したことを診断確定されたこと

○所定の身体障がい状態に対する保険料の払込みの免除については、2つ以上の障がいに該当したことにより、1級～3級の身体障害者手帳の交付があった場合も保険料の払込みの免除の対象となります。

例えば、4級の障がいに2つ該当した場合、身体障害者福祉法にもとづき、3級の身体障害者手帳が交付されることがあります。(2018年1月現在)



■がん（悪性新生物）の診断確定とは、がん（悪性新生物）に罹患し医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたことをいいます。病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。^①

■がん（上皮内新生物等）^②と診断確定された場合、保険料の払込みの免除事由には該当しません。

■保険料の払込みの免除事由に該当した場合、その時まで到来している保険料期間の未払込保険料^③が払込まなければ、当社は保険料の払込みを免除できません。

■身体障害者福祉法、公的介護保険制度等の改正が行われた場合には、主務官庁の認可を得て、保険料の払込みの免除事由を変更することがあります。この場合、保険料の払込みの免除事由を変更する2カ月前までに契約者宛に連絡します。

■この特約を保険期間の途中で付加することはできません。

①例えば、肝臓がんなど、多くの臨床経験から専門医の合意により確立された最新のガイドラインにもとづき、他の所見による診断確定を基準としているがん（悪性新生物）について、画像診断による診断確定を認めることがあります。

②がん（上皮内新生物等）
「用語の説明」の「1. ご契約のしおり等における表記」参照

③こども保険にこども総合医療保険を組み合わせている場合は、組み合わせた保険契約すべての未払込保険料となります。

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

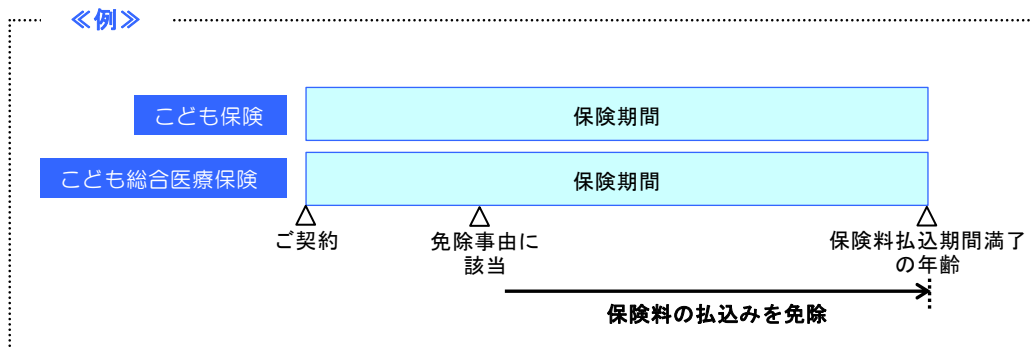
育英年金等の請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ

保険料の払込みが免除される期間について

保険料の払込みが免除される期間は、保険料の払込期間が満了する日までです。



保険料の払込みを免除できない場合

がん（悪性新生物）と診断確定された場合または1～3級の身体障害者手帳の交付があった場合でも、保険料の払込みが免除できない場合があります。

（1）がん（悪性新生物）と診断確定されても保険料の払込みが免除できない場合

○契約者が責任開始前にかん（悪性新生物）と診断確定されていた場合、保険料の払込みを免除できません。

この場合、責任開始時以後に新たにかん（悪性新生物）と診断確定された場合であっても、保険料の払込みを免除できません。^①

○契約者が不担保期間（責任開始の日から90日間）にかん（悪性新生物）と診断確定された場合、保険料の払込みを免除できません。

不担保期間が経過した後に、新たにかん（悪性新生物）と診断確定された場合には、保険料の払込みの免除の対象となります。

ただし、不担保期間が経過した後にがん（悪性新生物）と診断確定された場合でも、不担保期間に診断確定されたがん（悪性新生物）の再発・転移等と認められるときは、保険料の払込みを免除できません。

（2）1～3級の身体障害者手帳の交付があっても保険料の払込みが免除できない場合

○2つ以上の障がいに該当したことにより、1級～3級の身体障害者手帳の交付があった場合でも、次の場合は、保険料の払込みを免除できません。

- ・一部の障がいが免責事由に該当する場合や、障がいの原因が責任開始時に生じていた場合等で、その障がいを除いた他の障がい1級～3級の障がいに該当しない場合^②

①不担保期間（責任開始の日から90日間）が経過した後に診断確定された場合であっても、保険料の払込みは免除できません。

②詳細は、「17. 育英年金等をお支払いできない場合」の事例（3）を確認ください。

9

育英年金受取人・後継保険契約者

育英年金受取人・後継保険契約者の指定

契約者は、あらかじめ当社所定の範囲内で育英年金受取人・後継保険契約者を1人指定ください。

子ども保険に子ども総合医療保険を組み合わせている場合、育英年金受取人と後継保険契約者は同一人となります。

○育英年金受取人・後継保険契約者は次の人を行います。

＜育英年金受取人＞

契約者が保険期間中に死亡した場合に契約者の権利および義務^①のすべてを引継ぎ、子ども保険の育英年金、子ども祝金、満期祝金および死亡保険金を受取る人です。

＜後継保険契約者＞

契約者が保険期間中に死亡した場合に契約者の権利および義務のすべてを引継ぎ、子ども総合医療保険の給付金^②を受取る人です。

○育英年金受取人・後継保険契約者は次の範囲内で指定ください。

- ・被保険者
- ・被保険者の両親・親族
- ・その他被保険者を扶養する人

被保険者を育英年金受取人・後継保険契約者とみなす取扱い

○育英年金受取人・後継保険契約者の死亡後に、契約者により新たな育英年金受取人・後継保険契約者への変更^③が行われていない場合、被保険者を育英年金受取人・後継保険契約者とみなします。

①契約者の権利および義務

祝金を受取る権利や住所変更をした際に当社へ通知する義務等をいいます。

②子ども総合医療保険の給付金

子ども保険に子ども総合医療保険を組み合わせて加入した場合で、保険期間中に子ども保険のみを解約したときは、据置かれた子ども祝金を含みます。

③育英年金受取人・後継保険契約者の変更については、「21. 育英年金受取人等の変更」を確認ください。

10 配当金

当社の決算により剰余金が生じた場合、契約者に配当金をお支払いします。

○配当金は、毎年の決算により生じた剰余金から割当てられ、次の契約応当日から**所定の利率^①**により計算した利息をつけて積立てます。^②

積立てられた配当金は、次のときに契約者にお支払いします。

- ・契約者からの請求があったとき
- ・保険契約が消滅したとき
(こども保険にこども総合医療保険を組み合わせている場合は、こども保険とこども総合医療保険がともに消滅したとき)



① 所定の利率

利率は金利水準等により変動することがあります。利率については、当社ホームページを参照ください。

② そのほかに、ご契約後所定年数を経過し、かつ、所定の要件を満たす保険契約に対し、配当金をお支払いする場合があります。



注意

■ 契約者保障保険料払込免除特約には、配当金がありません。

■ 当社の決算状況やご契約の収支状況によっては、配当金をお支払いできない場合があります。

11 保険料の払込方法

保険料の払込経路

保険料の払込経路には、口座振替扱、団体扱、金融機関等への振込扱、クレジットカード扱があります。

○こども保険にこども総合医療保険を組み合わせている場合、保険料の払込経路・取扱内容は、いずれも同一となります。

払込経路	取扱内容
口座振替扱	銀行等の金融機関 ^① の口座から、自動的に保険料が振替えられます。 ^②
団体扱	当社と団体取扱契約を締結されている勤務先等の団体を経由して、保険料を払込みいただきます。 ^{②③}
金融機関等への振込扱	当社が送付する払込用紙で、指定の金融機関等に保険料を払込みいただきます。
クレジットカード扱	クレジットカード ^① により、保険料を払込みいただきます。 ^②



■保険料の払込経路によっては、保険料が異なることがあります。
このため、払込経路を変更する場合、保険料が変更となる場合があります。

保険料の払込回数

保険料の払込回数には、月払、年払があります。^④

○月払の場合、毎月1回、保険料を払込みいただきます。

年払の場合、毎年1回、保険料を払込みいただきます。

なお、こども保険にこども総合医療保険を組み合わせている場合、保険料の払込回数は、いずれも同一となります。

○当社の定める範囲内で、保険料をまとめて払込む方法があります。

なお、こども保険にこども総合医療保険を組み合わせている場合で保険料を一括払込や前納によって払込む場合は、各保険契約の保険料をまとめて払込みください。

まとめて払込む方法	払込回数		しくみ
	月払	年払	
一括払込	○	×	当月分以後の3カ月分～12カ月分の保険料をまとめて払込みいただきます。この場合、 所定の率^⑤ で保険料を割引きます。
前納	×	○	所定の範囲内で保険料をまとめて払込みいただきます。この場合、 所定の利率^⑥ で保険料を割引きます。まとめて払込まれた保険料は、 所定の利率^⑥ により計算した利息をつけて積立て、契約応当日ごとに保険料に充当します。

○一括払込または前納を利用した場合、保険契約が**消滅等^⑦**したときには、一括払込または前納した保険料の残額があれば契約者に払戻します。

① 銀行等の金融機関、クレジットカード

当社が指定した銀行等の金融機関、クレジットカード発行会社に限りです。

②各経路に応じた特約を付加していただきます。当社が特約の付加を取扱っていない場合は、その経路への変更はできません。

③第1回目の保険料は、当社が送付する払込用紙で、指定の金融機関等に払込みいただきます。

④保険料の払込回数は相互に変更することができます。この場合、当社所定の契約応当日から保険料の払込回数を変更します。なお、保険料の払込みが免除されたときは変更できません。



⑤ 所定の率

率については、当社ホームページを参照ください。



⑥ 所定の利率

利率は金利水準等により変動することがあります。利率については、当社ホームページを参照ください。

⑦ 消滅等

保険契約の減額や保険料の払込みの免除等を含みます。

「ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

育英年金等の請求やお支払い

「ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ

12 保険料の払込期月・保険料期間

保険料の払込期月

毎回の保険料を払込みいただく期間のことを、払込期月といいます。
 保険料は払込期月内に払込みください。

○保険料の払込期月は次のとおりです。

払込期月	
第1回目の保険料	責任開始の日から翌月の末日まで
第2回目以後の保険料	月ごと応当日（年払の場合は契約応当日）の属する月の1日から末日まで

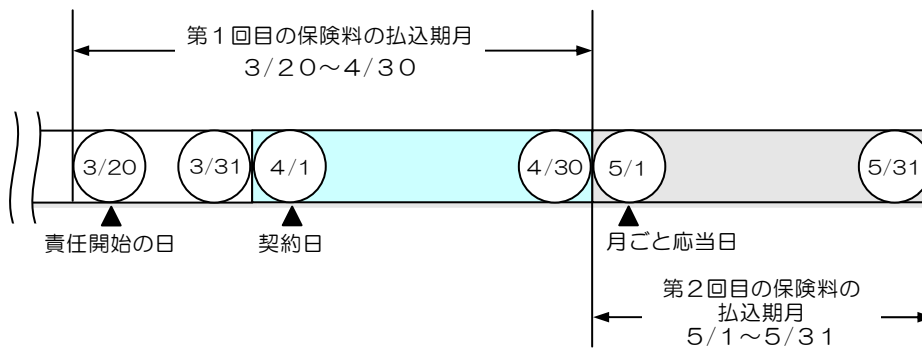
○こども保険にこども総合医療保険を組み合わせた場合、それらの保険料はあわせて払込むこととなります。

《保険料の払込期月の例》

【月払契約】 契約日：4月1日 月ごと応当日：各月1日

○第1回目の保険料は、3/20から4/30の間に払込みください。

○第2回目の保険料は、5/1から5/31の間に払込みください。



■払込期月内に保険料の払込みがない場合、当社は保険料の払込みを案内しません。

■こども保険にこども総合医療保険を組み合わせている場合、いずれかの保険料のみを払込むことはできません。

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

育英年金等の請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ

保険料期間

払込まれた保険料が充当される期間を、保険料期間といいます。

○保険料期間は、月ごと応当日（年払の場合は、契約応当日）からその翌月の月ごと応当日（年払の場合は、その翌年の契約応当日）の前日までの期間です。^①

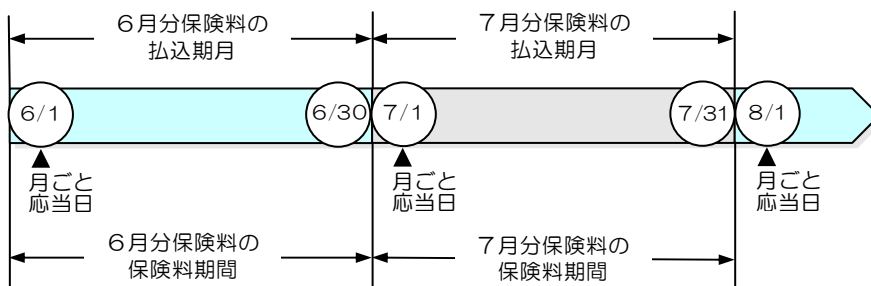
○月払契約については、契約日が月の1日の場合、払込期月と保険料期間は同じ期間ですが、契約日が月の1日でない場合は、払込期月と保険料期間は異なる期間になります。

① 第1回目の保険料の保険料期間は、契約日からその翌月の月ごと応当日（年払の場合は、その翌年の契約応当日）の前日までの期間です。

《保険料期間の例1》

【月払契約】 契約日：4月1日 月ごと応当日：各月1日

○払込期月と保険料期間は同じ期間になります。

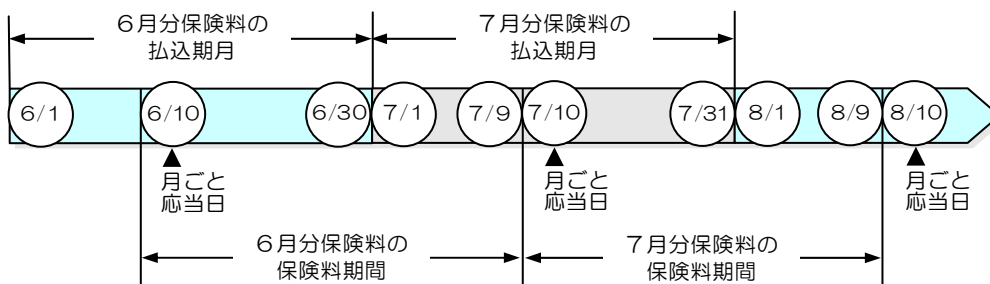


- ・6月分保険料で、6/1～6/30の期間を保障します。
- ・7月分保険料で、7/1～7/31の期間を保障します。

《保険料期間の例2》

【月払契約】 契約日：4月10日 月ごと応当日：各月10日

○払込期月と保険料期間は異なる期間になります。



- ・6月分保険料で、6/10～7/9の期間を保障します。
- ・7月分保険料で、7/10～8/9の期間を保障します。

13 保険料の払込みの案内と保険契約の解除

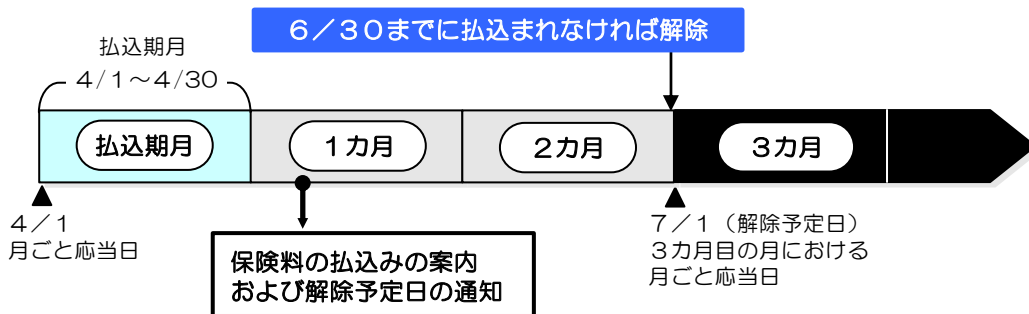
保険料の払込みの案内と解除の取扱い

保険料の払込みがないまま解除予定日を迎えた場合、保険契約は解除されます。

- 払込期月内に契約者から保険料の払込みがない場合、当社は次の内容を契約者に通知します。
 - ・保険料の払込みの案内（催告^①）
 - ・解除予定日の前日までに保険料が払込まれなければ、解除予定日の到来をもって保険契約を解除すること
- 解除予定日は、払込期月の経過後3カ月目の月における月ごと応当日です。

＜保険料の払込みの案内と保険契約の解除の例＞

【月払契約】 契約応当日：1月1日 月ごと応当日：各月1日



- 解約払戻金がある場合は、解約払戻金から解除日までに到来している保険料期間の未払込保険料を差し引いてお支払いします。



- 子ども保険に子ども総合医療保険を組み合わせている場合、いずれかの保険料のみを払込むことはできません。そのため、保険料の払込みがないまま解除予定日を迎えた場合、子ども保険と子ども総合医療保険はともに解除されます。
- この保険には、保険料の自動振替貸付制度（保険料の払込みがない場合に、所定の範囲内で当社が自動的に保険料を立替える制度）はありません。契約者の申出により、契約貸付制度を利用し、所定の範囲内で保険料に充当できる場合があります。^②
- 当社に登録いただいた住所について引越し等により変更がある場合、必ず連絡ください。^③
住所変更のご連絡がない場合は、当社に変更前の住所に保険料の払込みの案内および解除予定日の通知を送付しますので、変更後の住所に届かない場合があります。この場合でも、通常到達するために要する期間を経過した時に当社からの通知が到達したものとみなし、保険契約が解除されることとなります。
- 解除予定日の前日が営業日^④でない場合であっても、解除予定日は変更されません。
- 解除された保険契約を元に戻すことはできません。

① 催告

払込期月内に保険料の払込みがない保険契約の契約者に対し、当社が保険料の払込みを請求することをいいます。

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

育英年金等の請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ

② 詳細は、「19. 契約貸付制度」の「契約貸付制度を利用した保険料の払込み」を確認ください。

③ 詳細は、「22. 住所等の変更にもなう手続き」を確認ください。

④ 営業日

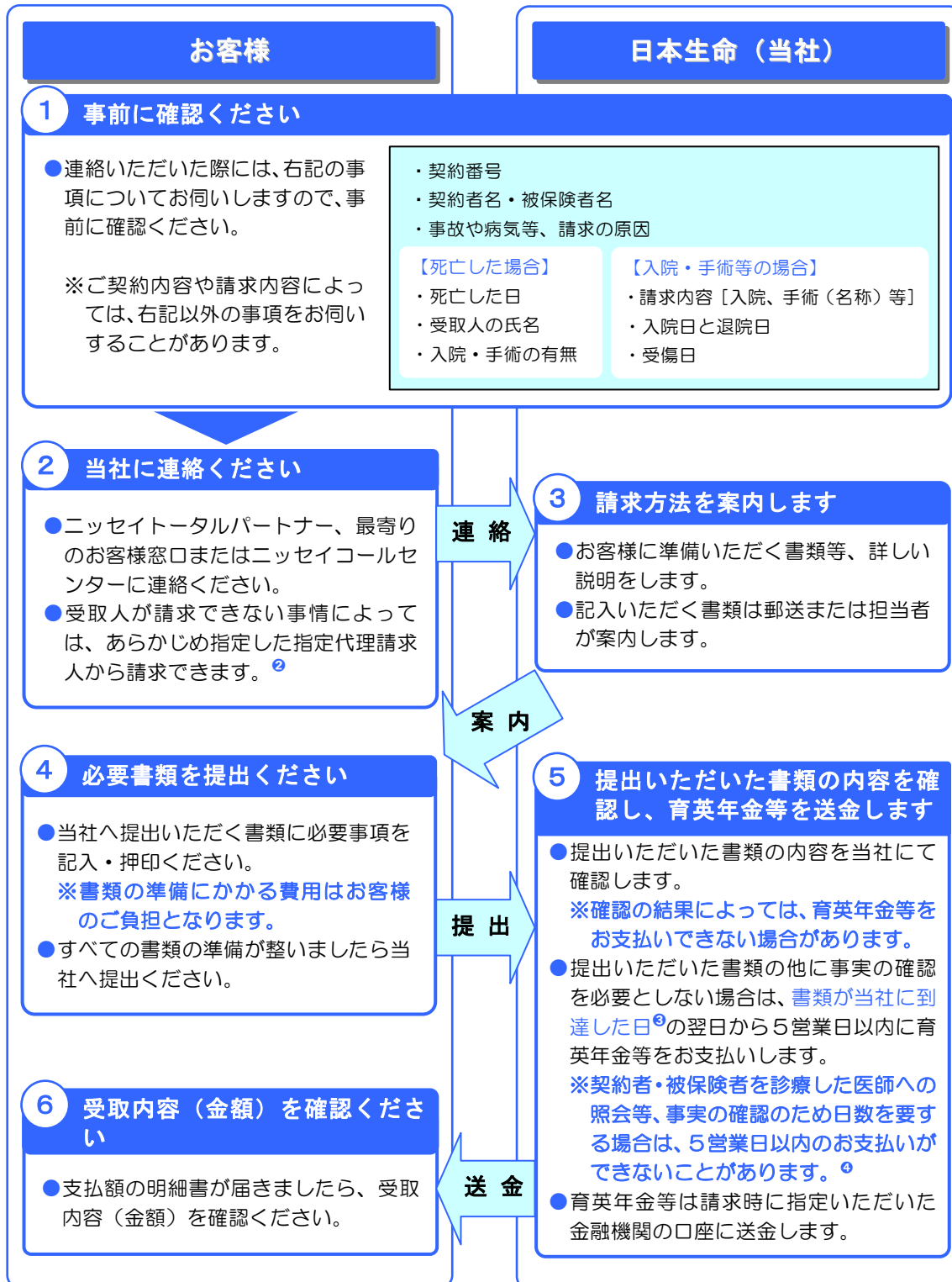
営業日とは、次の日を除く日をいいます。
 ・土曜日、日曜日
 ・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
 ・12月31日から翌年1月3日（2018年1月現在の取扱いです。）

14 育英年金等の請求

育英年金等の請求手続の流れ

育英年金等の支払事由や保険料の払込みの免除事由に該当した場合には、すみやかに当社に連絡ください。

○育英年金等は次の請求手続の流れに沿って育英年金等の受取人から行ってください。^①



① 子育て祝金、満期祝金については、請求手続が異なる場合があります。

詳細は、次を確認ください。

- ・ 「14. 育英年金等の請求」の「満期祝金の請求時における簡便な取扱い」
- ・ 「8. 保障内容 ①子ども保険」の「子ども祝金の支払方法」

② 詳細は、「15. 指定代理請求人による請求」を確認ください。

③ 書類が当社に到達した日

完備された書類が当社に到達した日をいいます。

④ 5営業日以内のお支払いができない場合については、次ページを確認ください。

⑤ 確認担当職員
当社が委託した確認担当者を含みます。

○お客様情報、申込内容、告知内容または育英年金等の請求内容等の確認のため、当社の確認担当職員^⑤が、契約者・被保険者・受取人に訪問や電話をすることがあります。

また、契約者・被保険者を診療した医師等に対し、病状等について照会・確認することがあります。

育英年金等のお支払いの時期

育英年金等の請求があった場合、当社は必要書類が当社に到達した日の翌日から5営業日以内に育英年金等をお支払いします。

ただし、当社に提出いただいた書類だけではお支払いするための確認ができない場合、5営業日以内にお支払いできないことがあります。

○当社に提出いただいた書類だけでは確認ができず、5営業日^①以内にお支払いできない場合は、次の取扱いとなります。

	育英年金等をお支払いするための確認等が必要な場合	支払期限
(1)	育英年金等をお支払いするために確認が必要な次の場合 ^② ア. 育英年金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 イ. 育英年金等のお支払いの免責事由に該当する可能性がある場合 ウ. 告知義務違反に該当する可能性がある場合 エ. 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	書類が当社に到達した日の翌日から45日以内
(2)	上記(1)の確認を行うために特別な照会や確認が必要な次の場合 ア. 弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会が必要な場合 イ. 刑事手続の結果についての捜査機関または裁判所への照会が必要な場合 ^③ ウ. 日本国外における確認が必要な場合	書類が当社に到達した日の翌日から180日以内

○支払期限をこえて育英年金等をお支払いする場合は、所定の利息をつけてお支払いします。



■育英年金等をお支払いするための確認等に際し、契約者、被保険者または育英年金等の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、またはその確認等に応じなかった場合^④は、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は育英年金等をお支払いできません。

① 営業日

営業日とは、次の日を除く日をいいます。

- ・土曜日、日曜日
- ・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- ・12月31日から翌年1月3日（2018年1月現在の取扱いです。）

② (2)に該当しない場合に限りです。

③ (1)の「イ」および「エ」の確認を行う場合に限りです。

④ 当社の指定した医師による必要な診断に応じなかった場合を含みます。

保険金・給付金のお受取りに関する相談窓口

育英年金や入院・手術等の給付金のお受取りに関する相談窓口を開設しています。

※2018年4月現在の取扱いを記載しています。

○ご契約の解除や育英年金等のお受取りに関して不明な点や納得いただけない点がございましたら、次の相談窓口までお問合せください。

■保険金・給付金のお受取りに関する相談窓口

0120-812-196

通話料無料

〔受付時間〕月～金曜日 9:00～17:00（祝日、12/31～1/3を除く）

※電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実等の観点から、録音させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

社外弁護士相談制度

当社の説明に納得いただけず、第三者に相談をお考えのお客様には、**社外弁護士^①**を紹介し、**無料**でご相談いただける「**社外弁護士相談制度^②**」を開設しています。

※2018年4月現在の取扱いを記載しています。

○社外弁護士相談制度の利用を希望される場合は、次の事務局までお問合せください。

■社外弁護士相談制度事務局

0120-227-580

通話料無料

〔受付時間〕月～金曜日 9:00～17:00（祝日、12/31～1/3を除く）

※上記の事務局へ予約のうえでのご相談となりますので、ご了承ください。

○保険金・給付金の受取内容について再査定が必要な場合は、「**支払サービス審査会^③**」にて審議を行います。

①社外弁護士

当社とは顧問契約を締結していない弁護士をいいます。

②社外弁護士相談制度

2014年4月より、「お申出制度（社外弁護士相談制度）」から名称変更

③支払サービス審査会

保険金・給付金に関するお客様からの異議等を受け支払査定の適切性の審査等を行い、支払担当部門に保険金・給付金に関する勧告を行う機関です。

満期祝金の請求時における簡便な取扱い

一定の条件を満たす場合、必要書類を提出いただかなくても、当社は満期祝金の受取人である契約者から請求があったものとして、あらかじめ指定いただいた金融機関の口座に満期祝金^①を送金します。

- 当取扱いの対象は、次のすべての条件を満たす満期祝金です。
 - ・育英年金または死亡保険金の支払事由に該当した旨の通知が保険期間満了日の翌日までにないこと
 - ・その他当社の定める基準を満たすこと
- 満期祝金のお支払いに際し、事前にお支払いについての案内を送付し、当取扱いの対象かどうかの案内や送金する金融機関の口座の確認等を行います。
- 当取扱いの対象となる場合、保険期間満了日の翌日に契約者から満期祝金の請求があったものとして取扱い、支払時期は保険期間満了日の翌々日から5営業日以内となります。
- 支払時期をこえて満期祝金をお支払いする場合は、所定の利息をつけてお支払いします。

①満期祝金
満期祝金とともに支払われる金銭を含みます。

注意

■満期祝金をお支払いした場合で、すでに育英年金または死亡保険金の支払事由に該当していたときには、当社は満期祝金を受取った人にそれらの返還を請求することができます。

この場合、死亡保険金を支払うときは、死亡保険金の受取人に死亡保険金をお支払いし、育英年金を支払うときは、育英年金受取人に育英年金をお支払いします。

■育英年金または死亡保険金の支払事由に該当した場合は、すみやかに当社に連絡ください。

保険金等の支払方法の選択

保険金等について、一時金でのお支払いのほか、年金支払・据置支払を選択できます。

(1) 年金支払（死亡保険金のみのお取扱いです。）

○保険金の全部または一部を年金基金にあてて、毎年、年金としてお支払いします。

(2) 据置支払（死亡保険金・満期祝金のみのお取扱いです。）

○保険金等の全部または一部を据置き、据置期間満了時または受取人から請求があったときにお支払いします。

注意

■年金支払・据置支払をご希望の場合、その時点での取扱いを案内しますので、当社まで申出ください。

年金支払・据置支払は、当社の定める範囲内で選択できます。

なお、申出時に当社が当制度を取扱っていない場合は、利用できません。

■年金額・据置金額が当社の定める限度を下回る場合、年金支払・据置支払を選択できません。

15 指定代理請求人による請求

指定代理請求人による請求

受取人がこども祝金等を請求できないときに、あらかじめ指定した指定代理請求人が代わって請求を行うことができます。

○契約者は被保険者の同意を得て、あらかじめ契約者の指定代理請求人を指定ください。^①

○契約者が死亡した場合、**育英年金受取人^②**がこども祝金等の受取人となります。
 この場合、育英年金受取人は、こども祝金等を請求できないときに代理請求できる指定代理請求人を新たに指定することができます。
 なお、これまで指定していた契約者の指定代理請求人は、代理請求することができなくなります。

○指定代理請求の内容は、次のとおりです。

代理請求できる 場合	受取人がこども祝金等を請求できない次の事情があるとき、代理請求できません。 ・こども祝金等の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合 ・当社が認める傷病名を知らされていない場合 ・その他こども祝金等を請求できない特別な事情があると当社が認めた場合
指定代理請求人の 範囲	以下の範囲内で1名 ^③ を指定代理請求人に指定できます。 (1) 契約者^④ と次の関係にある人 (ア) 戸籍上の配偶者 (イ) 直系血族 (ウ) 兄弟姉妹 (エ) 同居または生計を一にしている契約者の3親等内の親族 (2) 上記のほか、 契約者^④ と次の関係にある人で、当社が認めた人 (オ) 同居または生計を一にしている人 (カ) 財産管理を行っている人 (キ) 育英年金受取人 (ク) 上記(オ)～(キ)と同等の関係にある人 なお、こども祝金等の請求時においても、この範囲内であることを要します。
代理請求できる こども祝金等	・こども祝金 ・死亡保険金 ・ こども総合医療保険の給付金^⑥ ・契約者保障保険料払込免除特約による保険料の払込みの免除 ・満期祝金 ・ 育英年金^⑤

○**契約者^④**は、被保険者の同意を得て、上記指定代理請求人の範囲内で、指定代理請求人を変更することができます。^①

○指定代理請求人を指定されている場合は、支払事由、免除事由および代理請求できる旨を指定代理請求人に伝えてください。



■ **指定代理請求人として育英年金等を請求できない場合があります。**
 故意に育英年金等の支払事由を生じさせた人、または故意に受取人を請求できない状態にした人は、指定代理請求人として育英年金等を請求できません。

■ **こども祝金等を指定代理請求人にお支払いした場合、その後、重複してそのこども祝金等を請求いただいてもお支払いできません。**

① こども保険にこども総合医療保険を組み合わせている場合は、「1. 「ニッセイこどもの保険」の特徴」の「こども保険にこども総合医療保険を組み合わせて加入する場合の当社所定の取扱い」を確認ください。

② 育英年金受取人
 こども総合医療保険の場合は、後継保険契約者となります。

③ 契約者保障保険料払込免除特約の指定代理請求人の指定・変更は、こども保険・こども総合医療保険と同一の指定・変更をしてください。

④ 契約者
 契約者が死亡した場合は、育英年金受取人(後継保険契約者)となります。

⑤ 育英年金
 育英年金受取人が請求できない場合の指定代理請求人による請求のときに限ります。

⑥ こども総合医療保険の給付金
 疾病入院給付金、災害入院給付金、入院療養給付金、手術給付金、放射線治療給付金をいいます。

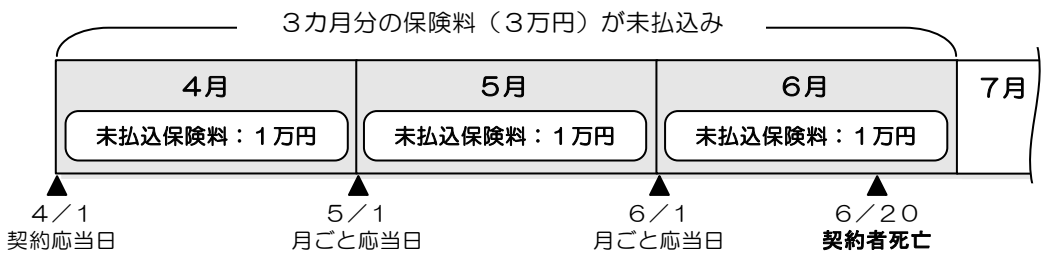
16 育英年金等のお支払い時の保険料の精算

育英年金等をお支払いする際、未払込保険料がある場合は、育英年金等から未払込保険料を差引いてお支払いします。

○育英年金等の支払事由に該当した場合で、その時までに到来している保険料期間の未払込保険料^①がある場合は、当社はお支払いする育英年金等から、その未払込保険料を差引いてお支払いします。^{②③}

＜未払込保険料がある場合の育英年金等のお支払い例＞

- ・ ども保険のみに加入
- ・ 育英年金額：40万円（基準保険金額：100万円）
- ・ 4月、5月、6月分の保険料（月額1万円）が未払込み
- ・ 契約者が6/20に死亡



育英年金	40万円
ー) 未払込保険料	3万円
支払額	37万円

①未払込保険料
ども保険にども総合医療保険を組み合わせている場合、各保険契約の未払込保険料となります。

②ども保険のども祝金からは未払込保険料を差引きません。

③保険料の払込みの免除事由に該当した場合、その時までに到来している保険料期間の未払込保険料が払込まなければ、保険料の払込みを免除できません。

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

育英年金等の請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ



注意

■お支払いする育英年金等から未払込保険料を差引くことができない場合は、未払込保険料を全額払込みください。
未払込保険料の払込みがない場合には、育英年金等をお支払いできません。

17 育英年金等をお支払いできない場合

お支払いできない場合

支払事由に該当しない場合や免責事由に該当した場合等は、当社は育英年金等のお支払いや保険料の払込みの免除をすることができません。^①

○契約者保障保険料払込免除特約の保険料の払込みを免除できない場合については、「8. 保障内容 ③契約者保障保険料払込免除特約」の「保険料の払込みを免除できない場合」もあわせて確認ください。

(1) 支払事由に該当しない場合

○育英年金等は、約款に定める支払事由に該当しない場合はお支払いできません。
また、保険料の払込みの免除事由に該当しない場合は保険料の払込みを免除できません。

例えば、次の給付金は、責任開始^②時前に生じた傷病や不慮の事故等を原因とする場合には、支払事由に該当しないため、お支払いできません。

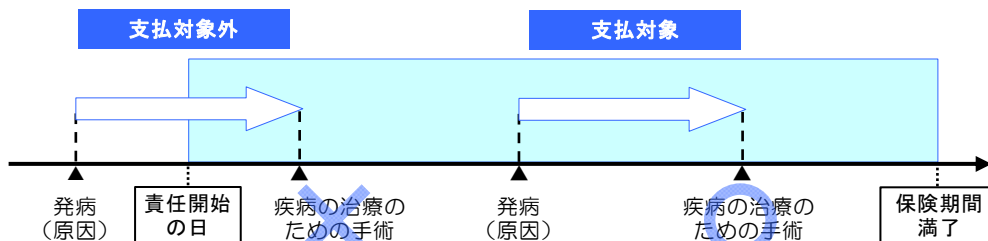
責任開始時前に生じた傷病や不慮の事故等を原因とする場合に、お支払いできない給付金

- 災害入院給付金※
- 疾病入院給付金※
- 手術給付金
- 放射線治療給付金

※原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始時前に生じ、入院給付金がお支払いできない場合は、入院療養給付金もお支払いできません。

《支払事由に該当しない場合の例》

○手術の原因となった疾病の発病が保険期間中にない場合は、支払事由に該当しないため支払対象外となります。



① お支払いできない場合や払込みを免除できない場合の詳細は、当社ホームページ掲載の約款を確認ください。

② 責任開始

「6. 責任開始（保障の開始）と契約日」の「責任開始（保障の開始）」参照



■ 傷病や不慮の事故等が責任開始時前に生じている場合でも、次の場合には、責任開始時以後の原因によるものとみなし、疾病入院給付金、手術給付金および放射線治療給付金の支払対象となります。

- ・責任開始時前に生じた疾病を原因とする場合で、ご契約時に、その疾病について告知があった場合
- ・責任開始時前に生じた疾病を原因とする場合で、責任開始時前に医師の診療や検査等の結果で異常指摘を受けたことがなく、その疾病による症状について契約者および被保険者に認識や自覚がない場合
- ・責任開始の日から2年経過後に入院を開始し、または手術や放射線治療を受けた場合

(2) 免責事由に該当した場合

○免責事由に該当した場合には、支払事由に該当しても育英年金等をお支払いできません。
免責事由は、育英年金等の種類によって、次のとおりとなります。

<育英年金の免責事由>

次のいずれかに該当した場合には、支払事由に該当しても育英年金をお支払いできません。
この場合、責任準備金をお支払いします。^③

- ・責任開始の日から3年以内の契約者の自殺
- ・育英年金受取人の故意による契約者の死亡

③ 免責事由に該当した時までに到来している保険料期間の未払込保険料がある場合、当社が支払うべき金額から未払込保険料を差引きます。こども保険にこども総合医療保険を組み合わせている場合、こども保険とこども総合医療保険の未払込保険料を差引きます。

＜死亡保険金の免責事由＞

契約者の故意による被保険者の死亡^①の場合には、支払事由に該当しても死亡保険金をお支払いできません。この場合、解約払戻金をお支払いします。^②

＜給付金の免責事由＞

各給付金について、「●」が記載されているケースに該当した場合、給付金をお支払いできません。

免責事由	給付金	災害入院給付金※	疾病入院給付金※	手術給付金	放射線治療給付金
被保険者の犯罪行為		●		●	
被保険者の薬物依存				●	
契約者または被保険者の故意または重大な過失 ^{③④}		●		●	
被保険者の精神障がい ^⑤ の状態を原因とする事故		●		●	
被保険者の泥酔の状態を原因とする事故		●		●	
被保険者が無免許で運転 ^⑥ している間に生じた事故		●		●	
被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故		●		●	
頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見 ^⑦ のないもの（原因を問いません。）		●		●	

※災害入院給付金または疾病入院給付金の免責事由に該当し、入院給付金がお支払いできない場合は、入院療養給付金もお支払いできません。

＜保険料の払込みを免除できない場合＞

次のいずれかに該当した場合、保険料の払込みを免除できません。

【契約者の死亡による保険料の払込みの免除の場合】

- ・責任開始の日から3年以内の契約者の自殺
- ・育英年金受取人^⑧の故意による契約者の死亡

【契約者保障保険料払込免除特約による保険料の払込みの免除^⑨の場合】

- ・契約者の犯罪行為
- ・契約者の薬物依存
- ・契約者の故意または重大な過失

（3）告知義務違反^⑩による解除の場合

○契約者や被保険者の故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、当社は保険契約または特約を解除することがあります。

この場合、育英年金等のお支払いや保険料の払込みの免除を行うことはできず、契約者に解約払戻金をお支払いします。^⑪ また、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

ただし、育英年金等の支払事由や保険料の払込みの免除事由の発生が、告知義務違反の原因と直接関係のない場合には、育英年金等のお支払いや保険料の払込みの免除を行います。

（4）詐欺による取消の場合

○契約者、被保険者または育英年金受取人の詐欺により保険契約の締結等が行われたものと認められる場合、当社は保険契約または特約を取消することがあります。

この場合、育英年金等のお支払いや保険料の払込みの免除を行うことはできず、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

①契約者の故意による被保険者の死亡
契約者が死亡した場合は、契約者の権利・義務を引継いだ育英年金受取人の故意による被保険者の死亡が免責事由となります。

②免責事由に該当した時までに到来している保険料期間の未払込保険料がある場合、当社が支払うべき金額から未払込保険料を差引きます。こども保険にこども総合医療保険を組み合わせている場合、こども保険とこども総合医療保険の未払込保険料を差引きます。

③「被保険者の故意」には自殺行為、自傷行為を含みます。

④契約者が死亡した場合は、契約者の権利・義務を引継いだ後継保険契約者の故意または重大な過失が免責事由となります。

⑤無免許で運転
法令に定める運転資格を持たない運転をいいます。したがって、運転免許の効力停止中も含まれます。

⑥他覚所見
医師が視診、触診や画像診断等によって症状を裏付けることができるものをいいます。

⑦育英年金受取人
こども総合医療保険の場合は、後継保険契約者となります。

⑧所定の身体障がい状態、所定の要介護状態に該当した場合に限ります。

⑨告知義務違反
「5. 健康状態等の告知義務」の「告知義務違反」参照

⑩未払込保険料がある場合、解約払戻金から未払込保険料を差引きます。

「ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

育英年金等の請求やお支払い

「ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ

(5) 不法取得目的による無効の場合

○契約者が育英年金等（保険料の払込みの免除を含みます。）を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的で保険契約の締結等が行われたものと認められる場合、保険契約または特約は無効となります。
この場合、育英年金等のお支払いや保険料の払込みの免除を行うことはできず、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

(6) 重大事由による解除の場合

○次の（A）～（E）の事項に該当した場合、当社は保険契約または特約を解除することがあります。

この場合、育英年金等のお支払いや保険料の払込みの免除を行うことはできず、契約者に解約払戻金をお支払いします。^① また、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

- (A) 契約者^②、被保険者^③または育英年金受取人が育英年金等（保険料の払込みの免除を含みます。）を詐取する目的または第三者に詐取させる目的で故意に保険事故を発生させたとき^④
- (B) 育英年金等（保険料の払込みの免除を含みます。）の請求に関して、その受取人に詐欺があったとき^④
- (C) 保険契約の重複により給付金額等の合計額が著しく過大で、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (D) 契約者^⑤、被保険者または育英年金等の受取人が、反社会的勢力^⑥に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^⑦を有していると認められるとき
- (E) 上記（A）～（D）のほか、当社の契約者^⑤、被保険者または育英年金受取人に対する信頼を損ない、当社が保険契約または特約の存続が困難と判断する、上記（A）～（D）と同等の重大な事由があるとき

(7) 育英年金等を削減して支払う場合

- 戦争その他の変乱が原因で支払事由に該当した場合、該当する契約者または被保険者の数の増加がこども保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、育英年金・死亡保険金を削減してお支払いする場合があります。（育英年金はお支払いしない場合があります。）
- 地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱が原因で支払事由に該当した場合、該当する被保険者の数の増加がこども総合医療保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、こども総合医療保険の給付金を削減してお支払いする場合またはお支払いしない場合があります。
- 戦争その他の変乱が原因で保険料の払込みの免除事由に該当した場合、該当する契約者の数の増加が保険契約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、保険料の一部または全部について、払込みを免除しない場合があります。

① 未払込保険料がある場合、解約払戻金から未払込保険料を差引きます。

② 契約者

育英年金、契約者の死亡による保険料の払込みの免除の場合は契約者を除きます。

③ 被保険者

死亡保険金の場合は被保険者を除きます。

④ 未遂の場合を含みます。

⑤ 契約者

契約者が死亡した場合は、後継保険契約者となります。

⑥ 反社会的勢力

暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

⑦ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係

反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。

育英年金等をお支払いできる場合・お支払いできない場合等の事例

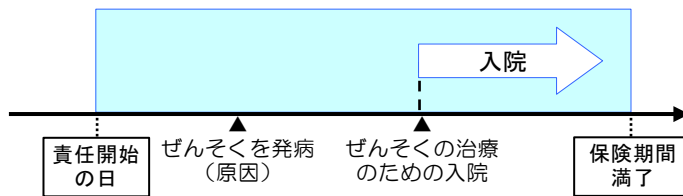
※育英年金等をお支払いできる場合、またはお支払いできない場合等をわかりやすく説明するために、代表的な事例をあげたものです。

なお、次の事例に記載の内容以外に他の事実関係が認められる場合には、異なる取扱いとなる場合があります。

(1) 責任開始時前の発病または責任開始時以後の発病（入院給付金）

○ お支払いできる場合

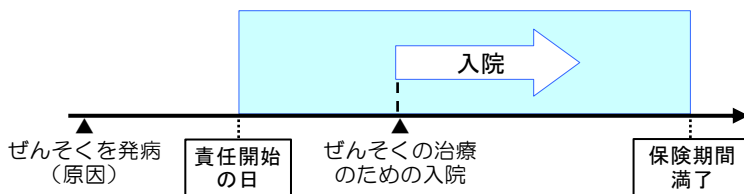
責任開始時以後に発病した「ぜんそく」により被保険者が入院した場合。



原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始時以後に生じているため、入院給付金をお支払いします。

✕ お支払いできない場合

責任開始時前に発病した「ぜんそく」について告知せずに入会し、責任開始の日から1年後に悪化し被保険者が入院した場合。



原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始時前に生じているため、入院給付金をお支払いできません。

解説

○入院給付金等は、その原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始時以後に生じた場合にお支払いします。

したがって、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始時前に生じている場合は、入院給付金等をお支払いできません。

○ただし、疾病入院給付金、手術給付金および放射線治療給付金のお支払いについて、責任開始の日から2年経過後に入院を開始し、または手術や放射線治療を受けた場合や、ご契約時に、責任開始時前に生じた疾病について告知があった場合等は、責任開始時以後の原因によるものとみなします。

(2) 告知義務違反

○ お支払いできる場合

正しく告知を行って加入し、責任開始の日から1年後に「肝がん」で契約者が死亡した場合。

ご契約に際し、告知義務違反がないため、育英年金をお支払いします。

✕ お支払いできない場合

「慢性C型肝炎」での通院について、告知せずに加入し、責任開始の日から1年後に「慢性C型肝炎」と因果関係のある「肝がん」で契約者が死亡した場合。

告知義務違反に該当し、保険契約は解除となるため、育英年金をお支払いできません。

解 説

○ご契約にあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態・身体の障がい状態等について事実を正確にもれなく告知いただく必要があります。^①

○故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、責任開始の日から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」として保険契約または特約を解除することがあります。

ただし、責任開始の日から2年を経過していても、責任開始の日から2年以内に解除の原因となる事実により、育英年金等の支払事由や保険料の払込みの免除事由が発生していた場合には、保険契約または特約を解除することがあります。

この場合、育英年金等のお支払いや保険料の払込みの免除を行いません。

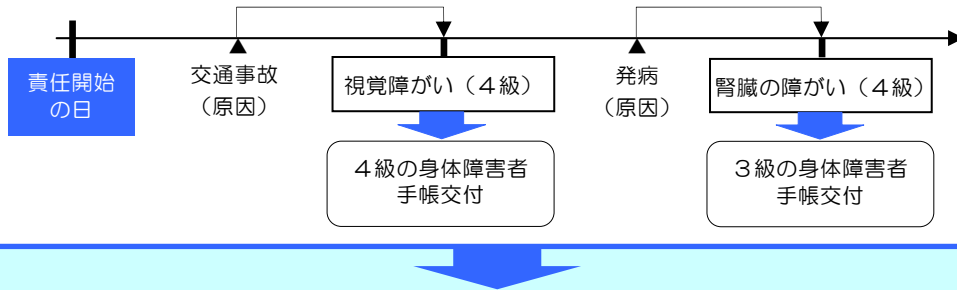
○保険契約または特約を解除した場合でも、育英年金等の支払事由や保険料の払込みの免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらないときには、育英年金等のお支払いや保険料の払込みの免除を行います。

①詳細は、「5. 健康状態等の告知義務」を確認ください。

(3) 契約者保障保険料払込免除特約による保険料の払込みの免除

○ 保険料の払込みを免除できる場合

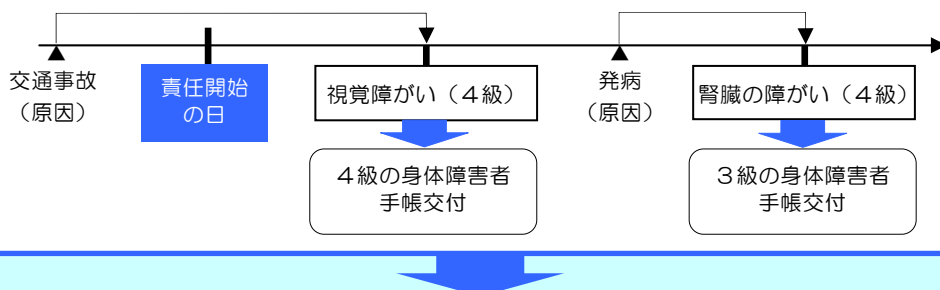
契約者が責任開始時以後の交通事故を原因として、身体障害者福祉法に定める4級の視覚障がい該当し、4級の身体障害者手帳の交付を受けた。その後、疾病を原因として、身体障害者福祉法に定める4級の腎臓の障がい該当し、3級の身体障害者手帳の交付を受けた場合。



責任開始時以後に、4級の障がいに2つ該当したことにより、身体障害者福祉法にもとづき、3級の身体障害者手帳が交付されたため、保険料の払込みを免除します。

× 保険料の払込みを免除できない場合

契約者が責任開始時前の交通事故を原因として、責任開始時以後に身体障害者福祉法に定める4級の視覚障がい該当し、4級の身体障害者手帳の交付を受けた。その後、責任開始時以後に発病した疾病を原因として、身体障害者福祉法に定める4級の腎臓の障がい該当し、3級の身体障害者手帳の交付を受けた場合。



身体障害者福祉法にもとづき、3級の身体障害者手帳が交付されたものの、1つの障がいの該当の原因が責任開始時前にあり、その障がいを除いた他の障がい1級～3級の障がいに該当しないため、保険料の払込みを免除できません。

解説

○2つ以上の障がいに該当したことにより、1級～3級の身体障害者手帳の交付があった場合は、保険料の払込みの免除の対象となります。

例えば、4級の障がいに2つ該当した場合、身体障害者福祉法にもとづき、3級の身体障害者手帳が交付される場合があります。(2018年1月現在)

○ただし、一部の障がい免責事由に該当する場合や、障がいの原因が責任開始時に生じていた場合等で、その障がいを除いた他の障がい1級～3級の障がいに該当しない場合には、保険料の払込みを免除できません。

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

育英年金等の請求やお支払い

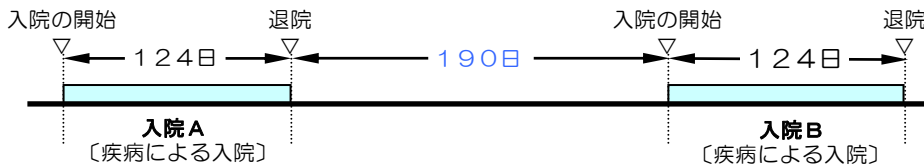
ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ

(4) 入院給付金

○ お支払いできる場合

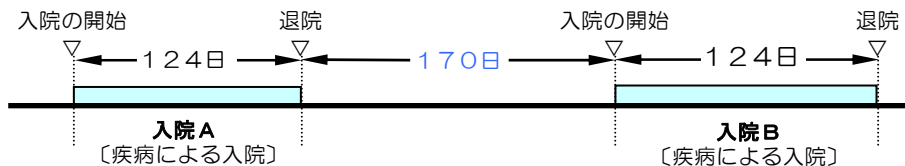
被保険者が疾病にて124日の入院（入院A）をした後、退院日の翌日から180日経過後に疾病にて入院（入院B）をした場合^①



入院Aの退院日の翌日から180日経過後に開始した入院のため、入院Bは入院Aと別の入院として入院給付金をお支払いします。（入院A：124日 + 入院B：124日＝248日）

✕ お支払いできない場合

被保険者が疾病にて124日の入院（入院A）をした後、退院日の翌日から180日以内に疾病にて入院（入院B）をした場合^①



入院Aの退院日の翌日から180日以内に開始した入院のため、入院Bは入院Aと1回の入院であるとみなし、1回の入院の支払日数の限度を適用するため、入院給付金をお支払いできません。（入院A：124日 + 入院B：0日＝124日）

解説

○入院給付金が支払われることとなった最後の入院の退院日の翌日から180日経過後に開始した入院については、1回の入院とはみなさず、新たに1回の入院の支払日数の限度を適用します。

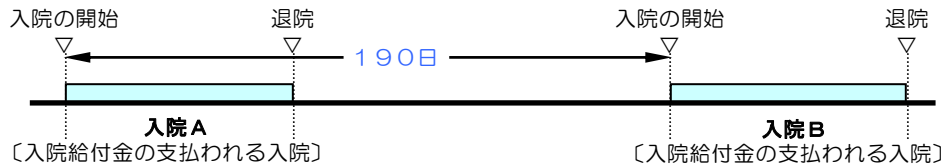
①入院Aで初めて入院給付金のお支払いがあったものとします。

(5) 入院療養給付金

○ お支払いできる場合

<入院療養給付金あり型の場合>

入院給付金の支払われる入院（入院A）をした後、入院が開始された日から180日経過後に入院給付金の支払われる入院（入院B）をした場合。^①

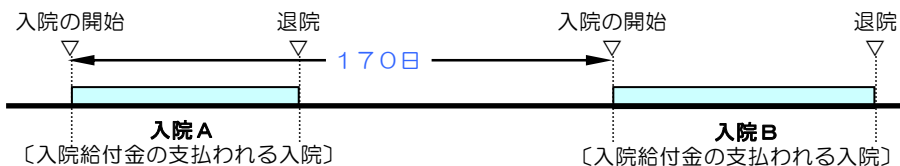


入院Aの入院が開始された日から180日経過後に開始した入院のため、入院Bの入院療養給付金をお支払いします。

✕ お支払いできない場合

<入院療養給付金あり型の場合>

入院給付金の支払われる入院（入院A）をした後、入院が開始された日から180日以内に入院給付金の支払われる入院（入院B）をした場合。^①



入院Aの入院が開始された日から180日以内に開始した入院のため、入院Bの入院療養給付金をお支払いできません。

解説

○入院療養給付金が支払われることとなった最後の入院が開始された日から180日経過後に開始した入院については、入院療養給付金をお支払いします。

①入院Aで初めて入院療養給付金のお支払いがあったものとします。

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

育英年金等の請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ

(6) 手術給付金

○ お支払いできる場合

被保険者が虫垂切除術を受けた場合。

手術を受けられた時点において、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術のため、手術給付金をお支払いします。

✕ お支払いできない場合

被保険者が持続的胸腔ドレナージを受けた場合。

手術を受けられた時点において、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されていない手術のため、手術給付金をお支払いできません。

※上記事例は2018年1月現在において非該当となる手術の事例であり、今後変更となる場合があります。

解説

○手術給付金のお支払いの対象となる「手術」は、手術を受けられた時点において、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術であることを要します。

- 医科診療報酬点数表において輸血料の算定対象となる輸血や検査料の算定対象となる臓器穿刺や組織採取などは、手術料の算定対象として列挙されていない手術ではないため、手術給付金をお支払いできません。(2018年1月現在)
- ただし、医科診療報酬点数表において輸血料の算定対象となる骨髄移植術、骨髄幹細胞の採取術については、手術給付金をお支払いします。

○一部、創傷処理やデブリードマン等、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術であっても支払対象外となる手術があります。

18 解約と解約払戻金

解約と解約払戻金

契約者はいつでも保険契約の解約を請求することができます。①②③④
 解約した場合、解約払戻金があるときは、当社はこれをお支払いします。

○解約の請求にあたっては、所定の手続きが必要となります。手続方法を案内しますので、ニッセイトータルパートナー、最寄りのお客様窓口またはニッセイコールセンターに連絡ください。

○生命保険では払込まれた保険料が預貯金のようにそのまま積立てられるのではなく、一部は育英年金等のお支払いに、また一部は生命保険の運営に必要な経費にそれぞれあてられます。したがって、解約払戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特に、ご契約後の経過年月数によっては、解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。なお、保険種類によっては、解約払戻金が多くなるものや、保険期間の途中で減少するものもあります。

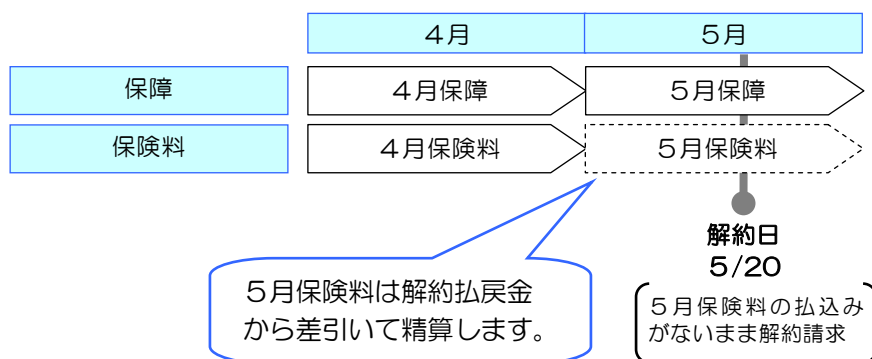
○解約払戻金額は契約時の年齢、性別、保険期間、育英年金の支払有無等により異なります。

○解約請求時まで既に到来している「保険料期間」の未払込保険料がある場合、お支払いする解約払戻金から、その未払込保険料を差引いてお支払いします。

例えば、月払契約で、解約請求日当月の保険料が払込まれていない場合、当社は、1カ月単位で保障の提供を行うため、お支払いする解約払戻金からその月の未払込保険料を差引きます。

＜解約請求時の未払込保険料の取扱例＞

【例】 契約応当日：4/1 解約日：5/20 保険料の払込回数：月払



■ 契約者保障保険料払込免除特約のみを解約することができます。なお、こども保険にこども総合医療保険を組み合わせている場合、こども保険・こども総合医療保険それぞれに付加されている契約者保障保険料払込免除特約のいずれも解約する必要があります。

ただし、契約者保障保険料払込免除特約により保険料の払込みが免除された場合は、この特約のみを解約することはできません。

■ こども総合医療保険、契約者保障保険料払込免除特約には、解約払戻金がありません。

① 契約者が死亡した場合は、解約を請求することができません。

② 契約者保障保険料払込免除特約により保険料の払込みが免除された場合は、こども総合医療保険の解約を請求することができません。

③ 解約せず保険料の負担を軽減する方法については、「20. ご契約後の保障内容の見直し」の「基準保険金額等を減額し、保険料の負担を軽減することができます。」を確認ください。

④ こども保険にこども総合医療保険を組み合わせている場合で、いずれかの保険契約を解約するときの制限は、「1. 「ニッセイこどもの保険」の特徴」の「こども保険にこども総合医療保険を組み合わせる場合の当社所定の取扱い」を確認ください。

⑤ 保険料期間 「12. 保険料の払込期月・保険料期間」参照

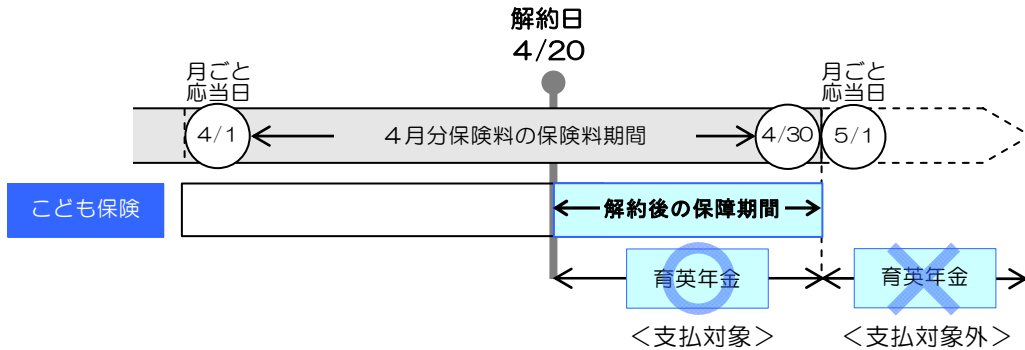
解約後の保障期間

当社は、1カ月単位で保障の提供を行うため、解約後の所定の期間は保障が継続されます。

- 解約後も「解約日直後の月ごと応当日の前日」までは保障が継続するため、その間に支払事由に該当した場合は、育英年金・死亡保険金・給付金の支払対象となります。ただし、保険料の払込みの免除については解約後の保障の継続はありません。

《子ども保険の例》

【例】解約日：4/20 保険料の払込回数：月払



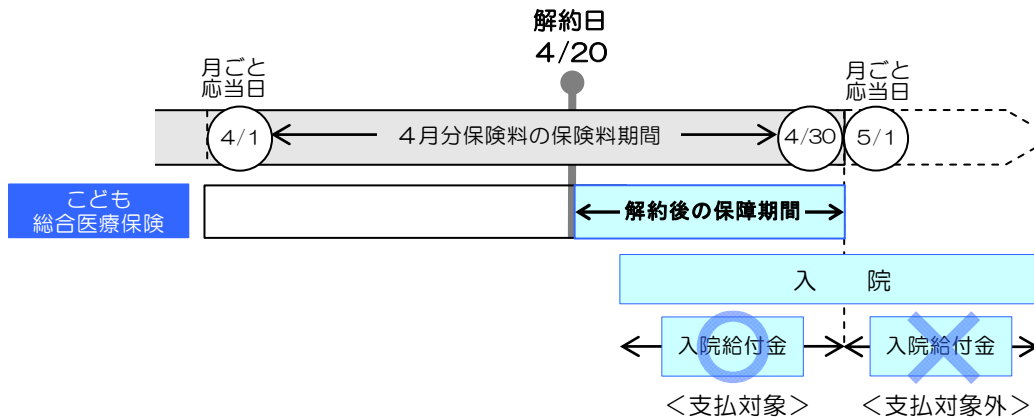
○育英年金支払事由該当時のご留意点

- ・解約払戻金をお支払いした後に育英年金をお支払いする場合、支払額は育英年金の現価に相当する金額から解約時の解約払戻金と同額を差引いた金額となります。(年金としてはお支払いしません。)
- ・解約の際に解約払戻金から差引くことができなかった、解約請求時まで到来している保険料期間の未払込保険料がある場合は、その金額を差引きます。

- 解約後の保障は「解約日直後の月ごと応当日の前日」までのため、「解約日直後の月ごと応当日」以降の入院日数については入院給付金の支払対象外となります。なお、「解約日直後の月ごと応当日の前日」までの入院日数については、解約後の保障期間中の入院であるため、入院給付金の支払対象となります。

《子ども総合医療保険の例》

【例】解約日：4/20 保険料の払込回数：月払



○給付金お支払い時のご留意点

- ・解約請求時まで到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、その金額を差引きます。

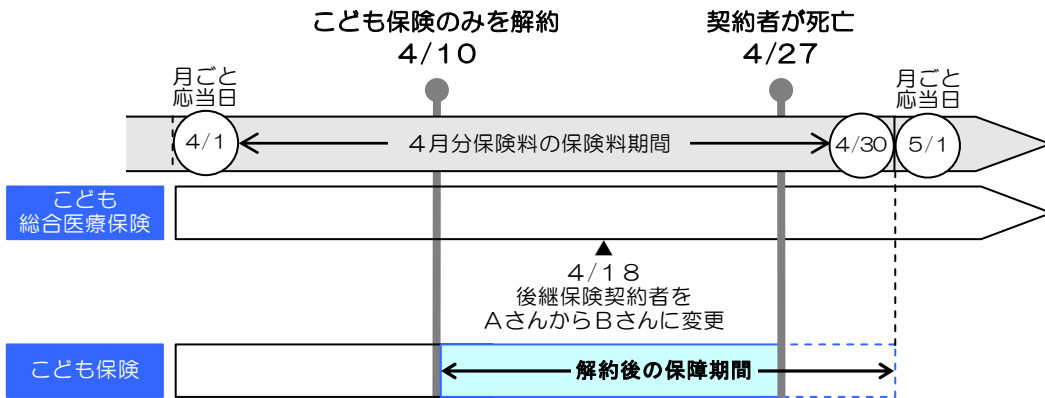
○子ども保険に子ども総合医療保険を組み合わせている場合で、子ども保険または子ども総合医療保険の解約後の保障期間中において、継続する保険契約の育英年金受取人等を変更し、その後に支払事由に該当し育英年金等を支払うときは、解約されていなかったとすればその変更に伴い受取人となる人に育英年金等を支払います。

＜解約後の保障期間中に後継保険契約者を変更した例＞

【例】・子ども保険のみを解約（解約日：4/10）

- ・保険料の払込回数：月払
- ・子ども総合医療保険の後継保険契約者 } Aさん
- ・子ども保険の育英年金受取人 }

子ども保険の育英年金は、Bさんにお支払いします。



被保険者による契約者への解約請求

被保険者は契約者に対し、保険契約の解約を請求することができます。

- 一定の条件^①に該当するときには、被保険者は契約者に対して、保険法（第58条、第87条）にもとづき保険契約の解約を請求することができます。
この場合、被保険者から解約の請求を受けた契約者は、保険契約の解約を行う必要があります。
- 被保険者の解約請求により解約された場合、「解約後の保障期間」の取扱いはないため、解約後の保障の継続はありません。

①一定の条件
被保険者が保険契約の申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変更した場合等をいいます。
例) 契約者と被保険者との間の親族関係の終了



■被保険者は当社に対し、直接保険契約の解約を請求することはできません。
解約の請求は、契約者が当社に行う必要があります。

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

育英年金等の請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ

債権者等による解約

契約者の債権者等から解約の請求があっても、育英年金受取人は所定の手続きを行うことで、保険契約を存続させることができます。

○債権者等^①による保険契約の解約^②は、解約の請求書が当社に到達した日の翌日から1カ月を経過した日に効力を生じます。

解約の効力が生じた日の直後の月ごとと応当日の前日までに、契約者または被保険者が支払事由に該当した場合は、育英年金・死亡保険金の支払対象となります。

なお、こども総合医療保険は当取扱いの対象となりません。

○解約の請求書が当社に到達した日において、次のすべてを満たす育英年金受取人は保険契約を存続させる権利があります。

- ・契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
- ・契約者でないこと

○育英年金受取人が保険契約を存続させるためには、解約の請求書が当社に到達した日の翌日から1カ月以内に、次のすべての手続きを行う必要があります。

- (A) 契約者の同意を得ること
- (B) 解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば、当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと
- (C) 上記(B)について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること

①債権者等

- ・差押債権者
- ・破産管財人 等

②基準保険金額の減額を含みます。

19 契約貸付制度

この項目はこども保険の取扱いに関する記載です。

契約貸付制度

「契約貸付制度」は、契約者の申出により、当社が資金の貸付をする制度です。
 なお、貸付金には所定の利息が付利されます。
 （当制度を利用できる保険種類は、こども保険です。）

○契約貸付制度の内容は、次のとおりです。

貸付金額の範囲	貸付は、次の範囲で行います。			
	<table border="1"> <tr> <td>貸付金額の上限</td> <td> <p>こども保険の解約払戻金額の5割からこども保険の3カ月分の保険料相当額を差引いた金額^{①②}</p> <p>なお、解約払戻金額は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 育英年金が支払われていない場合 育英年金が支払われているとした場合のこども保険の解約払戻金額 育英年金が支払われている場合 こども保険の解約払戻金額 </td> </tr> <tr> <td>貸付金額の下限</td> <td>当社の定める金額</td> </tr> </table>	貸付金額の上限	<p>こども保険の解約払戻金額の5割からこども保険の3カ月分の保険料相当額を差引いた金額^{①②}</p> <p>なお、解約払戻金額は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 育英年金が支払われていない場合 育英年金が支払われているとした場合のこども保険の解約払戻金額 育英年金が支払われている場合 こども保険の解約払戻金額 	貸付金額の下限
貸付金額の上限	<p>こども保険の解約払戻金額の5割からこども保険の3カ月分の保険料相当額を差引いた金額^{①②}</p> <p>なお、解約払戻金額は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 育英年金が支払われていない場合 育英年金が支払われているとした場合のこども保険の解約払戻金額 育英年金が支払われている場合 こども保険の解約払戻金額 			
貸付金額の下限	当社の定める金額			
貸付期間	<p>貸付日からその日を含めて1年間です。^③</p> <p>ただし、貸付期間の満了日までに返済がない場合は、利息を元金に繰入れ、貸付期間を1年間延長します。</p>			
利息	<p>所定の利率^④により複利で計算します。</p> <p>利率が変更された場合には、すでに行われている契約貸付についても、変更後の利率を適用します。</p>			
返済	全額返済のほか、一部返済も取扱います。			
精算	こども保険の死亡保険金、満期祝金、解約払戻金等のお支払い時に貸付金の元利金が返済されていない場合は、貸付金の元利金を差引精算します。			

○貸付期間満了時までに新たに貸付を受ける場合は、次の取扱いとなります。

- ・すでに貸付を受けている金額の元利金と追加の貸付金額の合計額を新たな貸付金額とします。
- ・貸付期間は、新たな貸付を受けた日からその日を含めて1年間です。^③



■契約貸付制度は、預貯金のように契約者がご自身のお金を引出すものではなく、当社が資金の貸付をする制度です。
 そのため、貸付金には利息が付利され、将来の返済額は徐々に大きくなりますので、計画的な返済をおすすめします。

■実際に契約貸付制度をご利用の際は、手続き時に案内する確認事項等をあわせてご確認ください。

① 貸付時期が保険料の払込みが免除されている期間の場合、保険料相当額の差引きは行いません。

② 年払契約の場合に差引く金額は、年払保険料相当額の1/2分の3になります。

③ 貸付期間の満了日が保険期間満了日の翌日以後となる場合、貸付期間の満了日は保険期間満了日になります。

貸付期間を延長する場合も同様です。



④ 所定の利率
 利率は金融情勢等により変動することがあります。
 利率については、当社ホームページを参照ください。

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

育英年金等の請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ

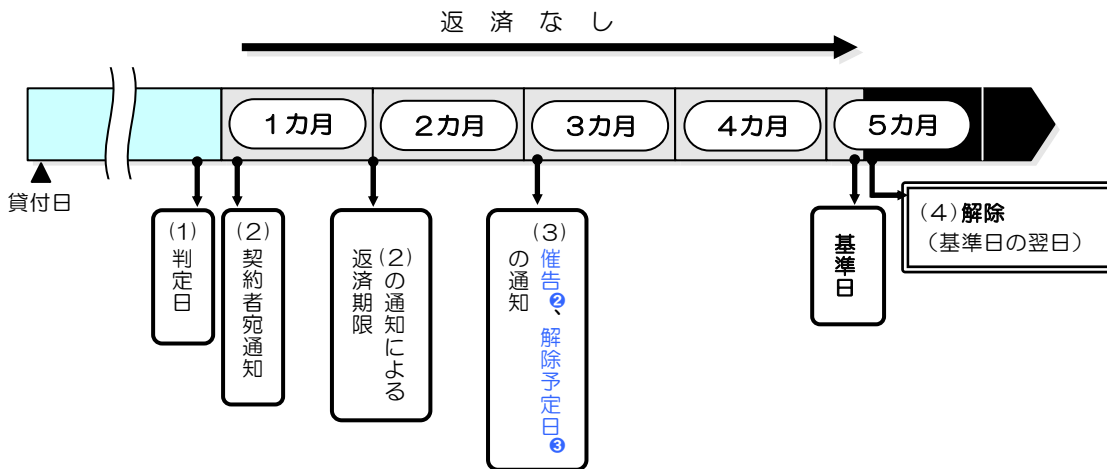
貸付金の元利金額の超過によるご契約の解除

貸付金の元利金の返済がなされず、**基準日^①**においてその金額がこども保険の解約払戻金額を超過した場合、当社はご契約を解除します。

○解約払戻金額の増加額に比べ、貸付金の元利金額の増加額が大きい場合、貸付金の元利金額が解約払戻金額を超過することがあります。

○貸付金の元利金額の超過によるご契約の解除は、次の流れに沿った取扱いとなります。当社が通知した返済期限までに返済をお願いします。

＜ご契約が解除されるまでの例＞



(1) 判定日	基準日において、貸付金の元利金額がこども保険の解約払戻金額を超過しないかを毎月判定します。
(2) 契約者宛通知	貸付金の元利金額が超過すると判定した場合、判定日の翌末日までに返済が必要である旨を契約者に通知します。
(3) 催告、解除予定日の通知	(2)の通知に記載の返済期限までに返済がない場合、次の内容を契約者に通知します。 <ul style="list-style-type: none"> 貸付金の元利金の返済の催告 基準日において、貸付金の元利金額がこども保険の解約払戻金額を超過している場合は、解除予定日にご契約を解除すること
(4) 解除	基準日において、貸付金の元利金額がこども保険の解約払戻金額を超過している場合、(3)の通知に記載の解除予定日にご契約は解除されます。 この場合、支払うべき金額から貸付金の元利金を差引精算します。

○契約者が貸付金の元利金の一部を返済した場合、当社はあらためて所定の基準にもとづき、返済後の貸付金の元利金額がこども保険の解約払戻金額を超過しないかの判定を行います。判定の結果、再び貸付金の元利金額がこども保険の解約払戻金額を超過する場合は、**新たな基準日^④**をもとに、催告および解除予定日の通知をします。

①基準日

「毎月の判定日の5ヵ月後の月における月ごと応当日の前日」をいいます。

②催告

貸付金の元利金額が所定の日においてこども保険の解約払戻金額を超過すると判定されたご契約の契約者に対し、当社が貸付金の元利金の返済を請求することをいいます。

③解除予定日

「基準日の翌日」をいいます。

④新たな基準日

「超過状態となった直後の月ごと応当日の前日」をいいます。



- 解除により保障は失われます。解除されたご契約を元に戻すことはできません。
契約貸付制度を利用される場合は、計画的な返済をおすすめします。
- 解除される場合、こども保険だけでなく、こども保険に組み合わせているこども総合医療保険も解除されます。
- こども保険に組み合わせているこども総合医療保険が解除される場合、貸付金の元利金は、支払うべき金額の合計額から差引きます。
- 当社に登録いただいた住所について引越し等により変更がある場合、必ず連絡ください。^①
住所変更のご連絡がない場合は、当社は変更前の住所に貸付金の元利金の返済の催告および解除予定日の通知を送付しますので、変更後の住所に届かない場合があります。この場合でも、通常到達するために要する期間を経過した時に当社からの通知が到達したものとみなし、ご契約が解除されることとなります。

契約貸付制度を利用した保険料の払込み

契約者の申出により、契約貸付制度を利用し、貸付金を保険契約の未払込保険料に振替えることができます場合があります。^②
(こども保険に加入している場合の取扱いです。)

○保険料の払込みが困難な場合、契約者の申出により、契約貸付制度を利用し、所定の範囲内で保険料に充当できる場合があります。

この取扱いは、貸付金を保険料に直接振替えるため、銀行振込み等の手続きは不要です。



- 保険料の自動振替貸付制度（保険料の払込みがない場合に、所定の範囲内で当社が自動的に保険料を立替える制度）はありません。
- 保険料の払込経路によっては、契約貸付制度を利用した保険料の払込みができない場合があります。

①詳細は、「22. 住所等の変更にもなう手続き」を確認ください。

②こども保険にこども総合医療保険を組み合わせている場合は、それらがともに振替えの対象となります。

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

育英年金等の
請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に
関するお知らせ

20 ご契約後の保障内容の見直し

※2018年4月現在の取扱いを記載しています。

ライフステージの変化等にあわせて必要な保障内容への見直しができます。
(保障内容の見直しの利用にあたっては、当社の承諾が必要となります。)

(1) 保障見直し制度

○現在のご契約の責任準備金等（見直し価格）を新しいご契約の保険料の一部に充当して、当社所定の基準にもとづき、保障内容を見直すことができます。

(2) 保障追加制度

○当社所定の基準にもとづき、現在加入しているこども保険に、こども総合医療保険を追加で組み合わせることができます。



■上記（1）、（2）による保障内容の見直しをご希望の場合、その時点での取扱いを案内しますので、当社まで申出ください。

- なお、例えば次の場合には、これらの保障内容の見直しを利用することができません。
- ・申出時に当社がこれらの保障内容の見直しを取扱っていない場合
 - ・契約者や被保険者の健康状態等についての告知や診査の結果、保障内容の見直しができない場合
 - ・保険料の払込みが免除された場合

■その他にも、上記（1）については、次の場合のように取扱いできないことがあります。

- ・契約日等^①から2年を経過していない場合 等

■また、上記（2）については、次の場合のように取扱いできないことがあります。

- ・お子さまの出生前や契約上の年齢が2歳をこえる場合 等

基準保険金額等を減額し、保険料の負担を軽減することができます。

○基準保険金額等を減額した場合、当社は、将来の保険料を改め、減額分に対応する解約払戻金があるときは、これを契約者にお支払いします。

○解約払戻金をお支払いする場合で、減額の請求があった時までに到来している保険料期間の減額分に対応する未払込保険料があるときは、当社は、減額分に対応する未払込保険料を解約払戻金から差引いてお支払いします。

○減額した場合、減額分について減額後の所定の期間は保障が継続します。^②



■次に該当する場合、基準保険金額等の減額はできません。

- ・減額後の基準保険金額等が当社の定める限度^③を下回る場合^④
- ・保険料の払込みが免除された場合

※上記のほか、保険料の払込みが困難な場合、契約者の申出により、契約貸付制度を利用し、所定の範囲内で保険料に充当できる場合があります。^⑤
この場合、保障内容を変更することなく、保障を継続することができます。

①契約日等

上記（1）利用時の契約日、（2）利用時の追加契約日を含みます。

②減額後の減額分の保障については、解約時と同様の取扱いとなります。

詳細は、「18. 解約と解約払戻金」の「解約後の保障期間」を確認ください。



③当社の定める限度

詳細は当社ホームページを参照ください。

④一部の保険契約を減額する場合の制限は、「1. 「ニッセイこどもの保険」の特徴」の「こどもも保険にこども総合医療保険を組み合わせる場合の当社所定の取扱い」を確認ください。

④一部の保険契約を減額する場合の制限は、「1. 「ニッセイこどもの保険」の特徴」の「こどもも保険にこども総合医療保険を組み合わせる場合の当社所定の取扱い」を確認ください。

⑤詳細は、「19. 契約貸付制度」の「契約貸付制度を利用した保険料の払込み」を確認ください。

21 育英年金受取人等の変更

育英年金受取人の変更

契約者は、育英年金受取人を変更することができます。
また、契約者が死亡した場合、育英年金受取人の変更は、育英年金受取人が行うことができます。

- 育英年金受取人^①の変更にあたっては、被保険者の同意を得たうえで、当社に必要書類^②を提出ください。
- 育英年金受取人を変更する場合、次の範囲内で変更ください。
 - ・被保険者
 - ・被保険者の両親・親族
 - ・その他被保険者を扶養する者

遺言による育英年金受取人の変更

契約者の遺言によって育英年金受取人の変更を行うこともできます。
また、契約者が死亡した場合、育英年金受取人の変更は、育英年金受取人の遺言によって行うこともできます。

- 遺言^③による育英年金受取人の変更にあたっては、契約者が死亡した後、契約者の相続人が当社に必要書類をすみやかに提出ください。^④
なお、遺言による育英年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければその効力を生じません。
- 育英年金受取人を変更する場合、次の範囲内で変更ください。
 - ・被保険者
 - ・被保険者の両親・親族
 - ・その他被保険者を扶養する者



■育英年金受取人を変更する場合は、後継保険契約者も同一人に変更する必要があります。

■育英年金受取人の変更の通知が当社に到達する前に変更前の育英年金受取人に育英年金^⑤をお支払いしたときは、その後、変更後の育英年金受取人から育英年金の請求を受けても、当社は育英年金を変更後の育英年金受取人にお支払いできません。

①育英年金受取人
こども総合医療保険の場合は、後継保険契約者となります。

育英年金受取人・後継保険契約者については、「9. 育英年金受取人・後継保険契約者」を確認ください。

②必要書類
「約款抜粋」の別表1参照

③遺言
法律上有効な遺言に限ります。

④育英年金受取人（後継保険契約者）の遺言による変更の場合は、育英年金受取人（後継保険契約者）の相続人が当社に必要書類をすみやかに提出ください。

⑤育英年金
こども総合医療保険の場合は、給付金となります。

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

育英年金等の請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ

契約者の変更

契約者は、被保険者の同意および当社の承諾を得て、ご契約の権利および義務をお子さまの親族またはお子さまの扶養者に引継ぐことができます。

○新たに契約者となる人は、「告知書^①」で当社がお伺いすることについて、事実をありのまま正確にもれなく記入（告知）ください。なお、健康状態によってはお取扱いできない場合があります。

○契約者の変更は、当社が承諾した時から効力が生じます。

○所定の金額を授受したうえ、将来の保険料をあらためます。

①告知書

当社所定の端末を使用する方法を含みます。



■次に該当する場合、契約者の変更はできません。

- 新たに契約者となる人の契約日における年齢等が所定の範囲をこえているとき
- 新たに契約者となる人が、被保険者の両親・親族その他被保険者を扶養する人以外の人であるとき
- 保険期間の満了日まで2年未満のとき
- 保険料の払込みが免除されたとき

22 住所等の変更にもなう手続き

こんなときはお知らせください

当社に登録いただいた住所等の情報について、引越し等により変更がある場合には、すみやかに当社に連絡ください。手続きを案内します。
住所変更のご連絡がない場合、当社からの大切なお知らせをお届けできなくなることがあります。

○次のような場合は、ニッセイトータルパートナー、最寄りのお客様窓口またはニッセイコールセンターに連絡ください。

こんなとき…

- ・住所・電話番号の変更
- ・契約者の変更
- ・改姓・改名
- ・生命保険料控除証明書の再発行
- ・育英年金受取人・後継保険契約者の変更
- ・指定代理請求人の変更
- ・保険料払込方法の変更
- ・お子さまの出生状況
(お子さまの出生前に加入された場合)

等



当社のホームページ（ご契約者さま専用サービス）でも、次の手続きができます。

- ・住所・電話番号の変更
 - ・生命保険料控除証明書の再発行
- 等

（2018年4月現在）

注意

■住所変更について当社へご連絡がない場合、当社からの大切なお知らせ等の通知をお届けできなくなるため、必ず連絡ください。

■住所変更のご連絡がない場合、当社は変更前の住所に通知を送付しますので、変更後の住所に届かないことがあります。
この場合でも、通常到達するために要する期間を経過した時に当社からの通知が到達したものとみなします。

例えば、当社から変更前の住所に送付した**保険料の払込みの案内および解除予定日の通知^①**が、到達したものとみなされた場合で、保険料の払込みがないまま解除予定日を迎えたときは、保険契約が解除されることとなります。

①保険料の払込みの案内および解除予定日の通知

「13. 保険料の払込みの案内と保険契約の解除」参照

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

育英年金等の請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ

23 生命保険と税金

※税務の取扱い等については2018年1月現在の税制・関係法令等にもとづき記載しています。
 今後、税務の取扱い等が変わる場合もありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務の取扱い等については、(顧問)税理士や所轄の国税局・税務署等に確認ください。

生命保険料控除

払込みいただいた保険料に応じて、一定額がその年の所得から控除されるため、所得税と住民税が少なくなります。

(1) 生命保険料控除の具体内容

○生命保険料控除の対象となるご契約・保険料

- ・控除の対象となるご契約 ⇒ 納税する人が保険料を支払い、育英年金等の受取人が自己または配偶者その他の親族であるご契約
- ・控除の対象となる保険料 ⇒ 1月から12月までに払込まれた保険料の合計額から、その期間に支払われた配当金を差引いた額

○生命保険料控除の種類

保険契約によって適用される生命保険料控除の種類が異なります。

保険契約	適用される生命保険料控除
こども保険	一般生命保険料控除
こども総合医療保険	介護医療保険料控除

※上記のほか、生命保険料控除の種類には、個人年金保険料控除があります。

○生命保険料控除額

一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除それぞれについて、控除額が所得から控除されます。

<所得税>

年間正味払込保険料	控除額 *
20,000 円以下	全額
20,000 円超 40,000 円以下	正味払込保険料×1/2+10,000 円
40,000 円超 80,000 円以下	正味払込保険料×1/4+20,000 円
80,000 円超	一律 40,000 円

* 各保険料控除の合計適用限度額は、合計12万円となります。

<住民税>

年間正味払込保険料	控除額 *
12,000 円以下	全額
12,000 円超 32,000 円以下	正味払込保険料×1/2+6,000 円
32,000 円超 56,000 円以下	正味払込保険料×1/4+14,000 円
56,000 円超	一律 28,000 円

* 各保険料控除の合計適用限度額は、合計7万円となります。

(2) 生命保険料控除の手続き

○生命保険料控除の適用を受けるには申告が必要です。当社から「生命保険料控除証明書」(以下、「控除証明書」といいます。)を発行しますので、次の要領で申告ください。

給与所得者	毎年12月の給与の支払われる前日までに、「給与所得者の保険料控除申告書」に「控除証明書」を添付して勤務先に提出し、年末調整を受けてください。ただし、団体扱契約の場合は、勤務先の代表者等の確認印でよいため、「控除証明書」は発行しません。
申告納税者	事業所得者等の申告納税者の方は、確定申告の際「確定申告書」に生命保険料控除対象額を記入し、「控除証明書」を添付のうえ税務署に提出し、控除を受けてください。

◀「控除証明書」の送付時期▶

「控除証明書」の送付時期は毎年11月頃です。^①

ただし、ご契約初年度については、契約日が10月1日以降の保険契約の場合、保険契約を引受け後に送付します。

① 保険料の前納中の保険契約等については、取扱いが異なります。

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

育英年金等の
請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に
関するお知らせ

24 その他生命保険に関するお知らせ

個人情報の取扱い

当社では、お客様からいただいた個人情報を以下の目的の範囲内で利用いたします。

- ◆各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ◆関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ◆ニッセイの業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ◆その他保険に関連・付随する業務

■お客様の健康状態・傷病歴等に関する情報

お客様の健康状態・傷病歴等に関する情報は、ご本人の同意なしに取得せず、特に保護を必要とする情報として厳重に管理いたします。また、当該情報は、保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、業務遂行上必要な範囲内で、各種保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、保険商品の開発等の目的のために取得・利用いたします。

なお、保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、利用目的が限定されています。

■お申込みいただいたご契約が不成立となった場合の情報管理

お申込みいただいたご契約が不成立となった場合においても、お客様からいただいた個人情報は、ご契約が成立しなかった理由にかかわらず、当社において上記目的の範囲内で利用いたします。なお、ご提出いただいた申込書・告知書・診査書等の書類につきましては、ご契約の成立・不成立にかかわらずご返却いたしませんのでご了解ください。

■再保険会社への情報提供

当社は、お引受けする保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険を行うことがあり、再保険会社における当該保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いに関する利用のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報等当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。

■被保険者・受取人・指定代理請求人・後継保険契約者への個人情報の提供

当社は、お客様との間の保険契約について、保険契約の継続・維持管理、保険金・給付金等の支払いを目的に、契約者の情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報を、契約者を同一とする契約の被保険者・受取人（後継年金受取人・死亡時支払金受取人を含む）・指定代理請求人・後継保険契約者に提供する場合があります。



■取引時に確認したお客様の情報（住所・氏名・職業等）に変更があった場合には、すみやかに当社まで連絡ください。

個人情報保護方針（お客様の個人情報の取扱い）

ニッセイでは、お客様から信頼いただける保険会社を目指すため、個人情報の取扱いに関する方針を定め、お客様からお預かりしている大切な個人情報の適正な管理・利用と保護に努めています。また、適正な個人情報保護を実現するため、この方針を継続的に維持・改善してまいります。

1. 情報の収集

お客様の個人情報は、各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いその他業務上必要な範囲で収集します。

2. 収集する情報の種類

各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い等に必要な個人情報として主に、お客様の住所・氏名・生年月日の他、お客様の健康状態、職業について収集させていただいております。また、ニッセイが提供する各種商品・サービス等に関連し、業務上必要な範囲でお客様の個人情報をご提供いただく場合があります。

3. 情報の収集方法

ニッセイでは、適法かつ公正な手段によって、お客様の個人情報を収集いたします。主には、申込書・契約書やアンケートにより収集させていただいております。また、キャンペーン等の実施により、インターネット・はがき等で収集させていただく場合があります。

4. 利用目的

お客様の個人情報（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「番号法」といいます）に定める個人番号を除きます）は、以下の業務に必要な範囲内においてのみ利用いたします。

- （1）各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- （2）関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- （3）ニッセイの業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- （4）その他保険に関連・付随する業務

お客様の個人番号については、番号法に基づき、以下の事務に必要な範囲内においてのみ利用いたします。

- （1）保険取引に関する支払調書作成事務
- （2）企業年金に関する支払調書・源泉徴収票作成事務
- （3）投資信託に関する口座開設事務および支払調書作成事務
- （4）不動産取引に関する支払調書作成事務
- （5）報酬、料金、契約金および賞金の支払調書作成事務
- （6）その他法令等に定める個人番号関係事務等

これらの利用目的は、個人情報保護方針をホームページ、ディスクロージャー誌等に掲載することにより公表いたします。また、書面等によりお客様から直接お客様の個人情報を収集する場合には、あらかじめお客様にこれらの利用目的を明示いたします。

5. 情報の管理

お客様の個人情報を正確かつ最新なものにするために、業務上必要な範囲内で適切な措置を講じます。また、お客様の個人情報への不正なアクセスや漏洩、滅失、き損の防止その他お客様の個人情報の安全管理のために必要かつ適切と考えられる対策を講じます。

6. 情報の提供

ニッセイでは、以下の場合を除き、お客様の個人情報（個人番号を除きます）を第三者に提供いたしません。

- （1）あらかじめお客様の同意がある場合
- （2）法令に基づく場合のほか、個人情報の保護に関する法律（「個人情報保護法」）23条1項によりお客様の同意を得ないでお客様の個人情報を第三者に提供することが認められている場合
- （3）ニッセイの業務遂行上必要な範囲で、お客様の個人情報をニッセイの業務の委託先に提供する場合
- （4）個人情報保護法に従ってお客様の個人情報の共同利用を行う場合
- （5）その他個人情報保護法に基づきお客様の同意を得ないでお客様の個人情報を提供することが認められている場合

お客様の個人番号については、個人番号利用事務実施者への提出、個人番号の取扱いの全部または一部の委託を行う場合等、番号法で認められた場合を除き、第三者に提供いたしません。

7. 情報の開示・訂正等

お客様からお客様ご自身に関する個人情報の開示・訂正等の依頼があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別の理由がない限り速やかに対応いたします。

8. 関係法令等の遵守

お客様の個人情報については、個人情報保護法および番号法その他の関連法令・ガイドラインや一般社団法人生命保険協会の「生命保険業における個人情報保護のための取扱指針」等の定義、考え方、取扱い等を遵守して対応いたします。

9. コンプライアンス・プログラムの策定・改善

お客様の個人情報の取扱いが適正に行われることを確保するため、コンプライアンス・プログラムを策定し、ニッセイの従業者・業務の委託先その他関係者に周知徹底させるとともに、必要かつ適切な監督を行ってまいります。

また、本指針およびコンプライアンス・プログラムの内容を適宜見直し、改善いたします。

10. 個人情報に関するお客様申出

お客様からの個人情報の取扱いに関するお申し出については、当社個人情報申出窓口等で適切かつ迅速に対応いたします。

ニッセイコールセンター：0120-201-021（通話料無料）

＜ご高齢のお客様専用（シニアほっとダイヤル）＞：0120-147-369（通話料無料）

受付時間：月～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00

（祝日、12/31～1/3を除く）

○当社が対象事業者となっている認定個人情報保護団体について

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。

同協会では対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受付けております。

＜お問合せ先＞

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所：

ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp>

※最新の個人情報保護方針は当社ホームページ（<http://www.nissay.co.jp>）をご確認ください。

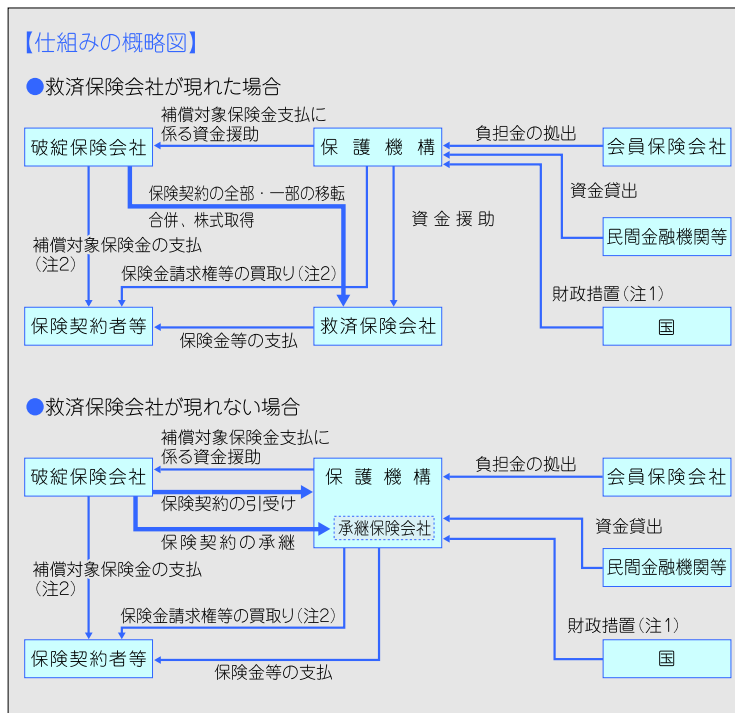
当社は生命保険契約者保護機構に加入しています

- 当社は、お客様への保険金等のお支払いを確実にを行うため、リスク管理と健全性の確保に努めています。
- 保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構

- 「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）の概要は以下のとおりです。
 - 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
 - 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加わることが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
 - 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（*1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（*2）を除き、責任準備金等（*3）の90%とすることが、保険業法等で定められています。（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（*4））
 - なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。
- *1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。
- *2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（※1）を超えていた契約を指します（※2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

$$\text{高予定利率契約の補償率} = 90\% - \{ (\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2 \}$$
 - （※1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。
 - （※2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。
- *3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立している準備金等をいいます。
- *4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。



(注1) 上記の「財政措置」は、2022年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買収することを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、*2に記載の率となります。)

○補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て2018年1月現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。(最新の内容については、当社ホームページ (<http://www.nissay.co.jp>) で確認できます。)

○生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関する詳細については、「生命保険契約者保護機構」までお問合せください。

●生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp>

**契約内容登録制度・契約内容照会制度・支払査定時照会制度
(他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用)**

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

■契約内容登録制度・契約内容照会制度

お客様のご契約内容が登録されることがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます。）のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から5年間（被保険者が満15歳未満の保険契約等については、「契約日から5年間」と「契約日から被保険者が満15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができません。また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続きに従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社までご連絡ください。

【登録事項】

- (1) 保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別ならびに住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 死亡保険金額
- (3) 入院給付金の種類および日額
- (4) 契約日
- (5) 取扱会社名

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込みの状態に関して相互に照会することがあります。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<http://www.seiho.or.jp>）の「加盟会社」をご参照ください。

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

育英年金等の請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ

■支払査定時照会制度

保険金等のご請求に際し、お客様のご契約内容等を照会させていただくことがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます。）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会を行い、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または死亡保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社までご連絡ください。

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします。）
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

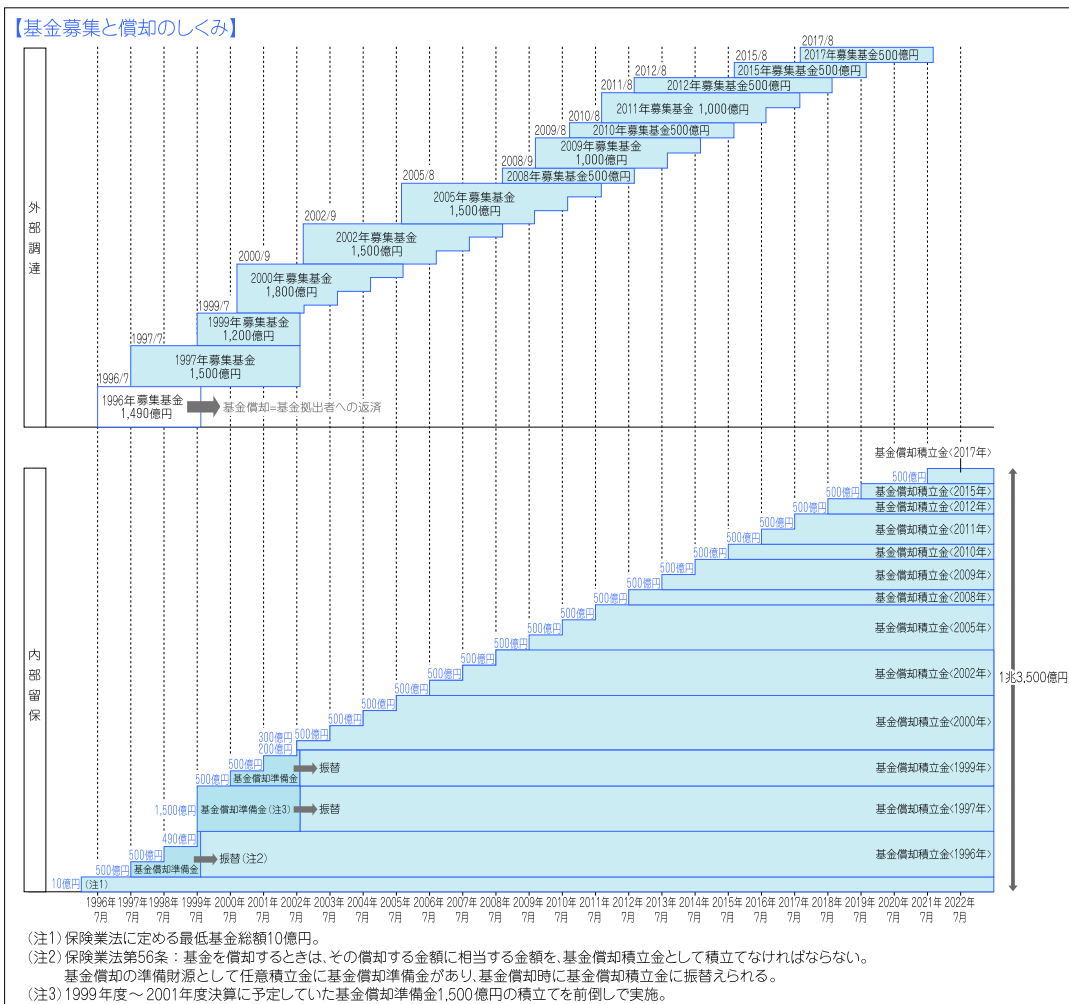
※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ (<http://www.seiho.or.jp>) の「加盟会社」をご参照ください。

財産的基礎の充実

- 当社はお客様への保険金支払余力のより一層の向上と、保険相互会社としての「財産的基礎の充実」を図るため、総代会決議に基づき、基金の募集を行っております。
- 基金とは、保険業法に基づく拠出者からの資金であり、お客様のご契約をはじめとする保険相互会社の債務を担保することから、保険相互会社にとっての資本とみなされます。なお、近年の募集状況は以下のとおりです。

	2011年度	2012年度	2015年度	2017年度
①募集額	1,000億円	500億円	500億円	500億円
②償却期間	6年以内	6年	4年	4年
③金利	市場実勢金利 (固定・スワップ・アプ [®])	市場実勢金利 (固定)	市場実勢金利 (固定)	市場実勢金利 (固定)

○これにより、基金償却積立金とあわせ、基金の総額は1兆3,500億円となっております。



(2018年4月現在)

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

育英年金等の
請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に
関するお知らせ

相互会社運営

【相互会社】

- 保険会社の会社形態には、「相互会社」と「株式会社」があり、当社は相互会社です。
- 相互会社では、有配当保険のご契約者が保険加入と同時に会社の構成員である「社員」となり、“「社員」の皆様の声にもとづく経営”を行っています。

【総代会の位置づけと運営】

- 「総代会」は、保険業法に基づき、社員総会に代わるべき機関として設置され、社員の中から選出された「総代」により構成されます。これは、株式会社における株主総会に相当する位置づけにあり、定款の変更、剰余金の処分、取締役・監査役を選任等の審議と決議を行います。
- 社員は、総代会を傍聴することができます。お申込方法は、総代会開催前に、当社の各店頭に掲示するポスター、当社ホームページ（<http://www.nissay.co.jp>）にてお知らせします。
- 総代会の議事録および議事要旨（質疑応答の要旨）は、当社ホームページ（<http://www.nissay.co.jp>）にてご覧いただけます。

【総代とその選出】

（総代）

- 総代の任期は4年（重任限度は通算8年）です。
- 総代は、社員を代表し、多様な視点から経営のチェックを行うため、全国各地より、職業・年齢等の面で幅広く選出されています。また、総代は、実際に総代会へ出席し、実質的な審議を行うことが求められています。

（総代の選出）

- 総代の選出にあたっては、総代会に社員の総意を適正に反映させる観点より、社員の中から、特定の社員の利益に偏ることなく、社員全体の利益を代表しうる方を選出することが求められています。このため、「総代候補者選考委員会」が候補者を推薦し、その候補者に対して社員の意思を直接反映できるよう「社員投票」を実施する方式を採用しています。
- 具体的には、以下の方法により、総代が選出されます。
 - ・社員の中から総代会で選任された選考委員で構成される総代候補者選考委員会が総代候補者を選考します。
 - ・総代候補者選考委員会で選考された個々の総代候補者について、全社員による社員投票を行います。個々の候補者に対する不信任投票の数が、社員総数の10%に達しない場合は、これらの候補者が総代として選出されます。（社員投票は、2年に1度実施しており、投票書類を全社員に送付します。）

【社員の権利義務】

- 社員の権利には、社員配当金請求権等、単独で行使可能な権利のほか、一定数以上の社員による、臨時総代会の招集請求権、総代会の議題提案権、総代会検査役選任請求権等があります。また、上記のとおり、社員投票や総代会の傍聴を行うことができます。
- 社員は、同時に契約者として、保険約款に基づく保険金等の請求権や、保険料の払込義務等の権利義務を有します。

【ニッセイ懇話会】

- 「ニッセイ懇話会」は、広く全国各地のご契約者に、当社の事業活動を説明し、経営全般や商品・サービス等に関するご意見・ご要望をお伺いする場として、1975年以来、毎年開催しています。主なご意見・ご要望と、その対応については、総代会にも報告しています。
- ニッセイ懇話会の開催は、ホームページ、支社等へのポスター掲示や営業職員を通じてお客様へお渡ししている情報提供冊子等でご案内し、幅広くご出席者を募集しています。

【相互会社運営に関する意見等の申出方法】

- 総代数・総代の選考方法をはじめ、相互会社運営に関するご意見・ご要望等がございましたら、以下の宛先まで、文書にてお寄せください。
〒100-8288 東京都千代田区丸の内1-6-6 日本生命保険相互会社 企画総務部

約款抜粋

「ご契約のしおり」の各ページの備考欄において、「別表番号参照」としている別表を、約款より抜粋して記載しています。

※約款は、“ご契約のご加入から消滅までのとりきめ”を記載しており、約款の全文は当社ホームページに登載しています。（参照方法は104ページの「約款等をWebでご覧いただくにあたって」を確認ください。）

別表1 必要書類

項 目	請 求 書 類
1. 満期祝金 (こども保険給付約款第1条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票 (3) 満期祝金の受取人の戸籍抄本 (4) 満期祝金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
2. 育英年金 育英年金の一括支払金 (こども保険給付約款第1条、第2条) 保険料の払込の免除 (こども保険給付約款第3条)	ア. 第1回目の育英年金の場合(保険料の払込の免除の場合を含み ます。) (1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡診断書または死体検案書 (3) 保険契約者の住民票 (4) 被保険者の住民票 (5) 育英年金の受取人の戸籍抄本 (6) 育英年金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類 イ. 第2回目以後の育英年金の場合 (1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票 (3) 育英年金の受取人の戸籍抄本 (4) 育英年金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
3. 保険料の払込の免除 (こども総合医療保険給付約款第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡診断書または死体検案書 (3) 保険契約者の住民票 (4) 被保険者の住民票
4. 保険料の払込の免除 (契約者保障保険料払込免除特約第1条、第2 条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の身体障害者手帳の写し (3) 公的介護保険制度における保険者が、保険契約者が公的介護保険制 度にもとづく所定の状態に該当していることを通知する書類(公的 介護保険制度にもとづく所定の状態により保険料の払込の免除を 請求する場に限り。) (4) 会社所定の様式による医師の診断書 (5) 被保険者の住民票 (6) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
5. 死亡保険金 (こども保険給付約款第1条、第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡診断書または死体検案書 (3) 被保険者の住民票 (4) 死亡保険金の受取人の戸籍抄本 (5) 死亡保険金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
6. こども祝金 (こども保険給付約款第1条、第14条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票 (3) こども祝金の受取人の戸籍抄本 (4) こども祝金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
7. 災害入院給付金 (こども総合医療保険給付約款第2条、第3条) 疾病入院給付金 (こども総合医療保険給付約款第2条、第3条) 入院療養給付金 (こども総合医療保険給付約款第2条、第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類(災害入院給付金を請求する場 合に限り。) (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (5) 被保険者の住民票 (6) 給付金の受取人の戸籍抄本 (7) 給付金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類

項 目	請 求 書 類
8. 手術給付金（20倍） （こども総合医療保険給付約款第2条、第3条） 手術給付金（5倍） （こども総合医療保険給付約款第2条、第3条） 放射線治療給付金 （こども総合医療保険給付約款第2条、第3条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による手術または放射線治療を受けた病院または診療所の手術証明書または放射線治療証明書 (4) 被保険者の住民票 (5) 給付金の受取人の戸籍抄本 (6) 給付金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
9. 指定代理請求人による請求 （こども保険給付約款第9条、第14条） （こども総合医療保険給付約款第12条） （契約者保障保険料払込免除特約第5条）	(1) 代理請求の対象となる保険金等（保険料の払込の免除を含みます。(5)において同じ。）の請求書類 (2) 保険金等の受取人および指定代理請求人の戸籍謄本 (3) 指定代理請求人の住民票 (4) 指定代理請求人本人であることを確認できる会社所定の書類 (5) 代理請求の対象となる保険金等を請求できない特別な事情の存在を証明する書類 (6) 保険金等の受取人または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (7) 指定代理請求人が保険契約者の財産管理を行なっている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証する書類
10. 育英年金受取人の変更 （こども保険給付約款第5条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者（保険契約者の死亡後は育英年金受取人）本人であることを確認できる会社所定の書類
11. 後継保険契約者の変更 （こども総合医療保険給付約款第8条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）本人であることを確認できる会社所定の書類
12. 遺言による育英年金受取人の変更 （こども保険給付約款第6条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者（保険契約者の死亡後は育英年金受取人。(4)、(5)において同じ。）の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 法律上有効な遺言書の写し (4) 保険契約者の相続人であることを証する書類 (5) 保険契約者の相続人本人であることを確認できる会社所定の書類
13. 遺言による後継保険契約者の変更 （こども総合医療保険給付約款第9条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者。(4)、(5)において同じ。）の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 法律上有効な遺言書の写し (4) 保険契約者の相続人であることを証する書類 (5) 保険契約者の相続人本人であることを確認できる会社所定の書類
14. 指定代理請求人の指定・変更指定 （こども保険給付約款第9条） （契約者保障保険料払込免除特約第5条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者（保険契約者の死亡後は育英年金受取人）本人であることを確認できる会社所定の書類
15. 指定代理請求人の指定・変更指定 （こども総合医療保険給付約款第12条） （契約者保障保険料払込免除特約第5条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）本人であることを確認できる会社所定の書類
16. 保険契約者に対する貸付 （こども保険給付約款第11条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者（保険契約者の死亡後は育英年金受取人）本人であることを確認できる会社所定の書類
17. 出生通知 （こども保険給付約款第17条）	(1) 会社所定の通知書 (2) 被保険者の戸籍抄本

項目	請求書類
18. 流産・死産等の通知 (こども保険給付約款第18条)	(1) 会社所定の通知書 (2) 会社所定の医師または助産師の流産・死産等を証する書類
19. 被保険者の死亡 (こども総合医療保険給付約款第15条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡診断書または死体検案書 (3) 被保険者の住民票 (4) 保険契約者(保険契約者の死亡後は後継保険契約者)本人であることを確認できる会社所定の書類
20. 保険料払込方法(回数)の変更 (契約基本約款(こども・学資)第8条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
21. 基準保険金額等の減額 (契約基本約款(こども・学資)第9条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
22. 保険契約者の変更 (契約基本約款(こども・学資)第10条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 新たな保険契約者についての会社所定の告知書 (3) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
23. 解約 (契約基本約款(こども・学資)第18条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者(保険契約者の死亡後は後継保険契約者)本人であることを確認できる会社所定の書類
24. 育英年金受取人による保険契約の存続 (契約基本約款(こども・学資)第19条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 育英年金受取人が保険契約者の親族または被保険者の親族であることを証する書類(ただし、育英年金受取人が被保険者である場合を除きます。) (3) 育英年金受取人本人であることを確認できる会社所定の書類 (4) 債権者等に所定の金額を支払ったことを証する書類
25. 社員配当金その他の保険契約にもとづく支払金 (契約基本約款(こども・学資)第22条)	(1) 会社所定の請求書 (2) その支払金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
(注) ・「被保険者の住民票」は、被保険者と保険金等の受取人が同一人である場合には、提出は不要とします。 ・会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。	

別表2 死亡保険金

死亡保険金は、つぎの金額とします。

保険契約	金額
(ア) 月払契約	(月払保険料) × (経過月数)
(イ) 年払契約	(基準保険金額に対応する月払契約の場合の保険料) × (経過月数)

(注1) 上記の保険料は、基本保険料率による保険料とします。

(注2) 保険料払込方法(回数)の変更、基準保険金額の減額または保険契約者の変更が行なわれた場合には、この保険契約の締結時から、被保険者の死亡時の保険料払込方法(回数)、基準保険金額、保険契約者であったものとして計算します。

(注3) 「経過月数」とは、契約日から被保険者の死亡日の直後に到来する月ごと応当日の前日までの月数とします。

* 上記の保険料は、こども保険の保険料です。

-こども保険にこども総合医療保険を組み合わせている場合でも、こども保険の保険料となります。

-こども保険に契約者保障保険料払込免除特約を付加している場合でも、契約者保障保険料払込免除特約を付加していない場合のこども保険の保険料となります。

別表3 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとし、備考に事故を例示します。）。ただし、表2の事故は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当するか否かにかかわらず除外します。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （疾病や疫病に起因するもの等の身体の内部に原因があるものは該当しません。）

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
つぎのような事故は、表1の定義にもとづく要件をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落、不慮の転倒 ・不慮の溺水	つぎのような事故は、表1の定義にもとづく要件を満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・高山病、潜水病、乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・継続的な騒音、継続的な振動 ・処刑

表2 除外する事故

項目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病、熱射病）の原因となったものをいいます。）
5. 接触皮膚炎、食中毒等の原因となった事故	つぎの症状の原因となった事故 a. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 b. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎等 c. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表4 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下、同じ。）または歯科医師による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下、同じ。）が必要であり、かつ、自宅等（病院または診療所（別表5）以外の施設を含みます。）での治療または通院による治療によっては治療の目的を達することができないため、病院または診療所（別表5）に入り、常に医師または歯科医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表5 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

- 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所（患者を入院させるための施設と同等の施設を有する柔道整復師法に定める施術所において、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に關し施術を受ける場合には、その施術所を含みます。）。ただし、手術給付金および放射線治療給付金については、患者を入院させるための施設を有しないものを含みます。
- 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表6 対象となる異常分娩

対象となる異常分娩とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものに伴う分娩とし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
妊娠、分娩および産じょく<褥>における浮腫、たんぱく<蛋白>尿および高血圧性障害	010～016
主として妊娠に関連するその他の母体障害	020～029
胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	030～048
分娩の合併症	060～075
分娩（単胎自然分娩（080）を除きます。）	081～084
主として産じょく<褥>に関連する合併症	085～092
その他の産科的病態、他に分類されないもの	094～099

別表7 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、つぎのいずれかの法律にもとづく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

別表8 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

別表10 先進医療

「先進医療」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」の規定にもとづき、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行なわれるものに限り）をいいます。

別表11 対象となる悪性新生物

1. 対象となる悪性新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
消化器の悪性新生物	C15～C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物（C43～C44）のうち	
皮膚の悪性黒色腫	C43
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
腎尿路の悪性新生物	C64～C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72

分類項目	基本分類コード
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73~C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76~C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81~C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髓異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち	
慢性骨髓増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
リンパ細網組織および細網組織球系の疾患（D76）のうち	
ランゲルハンス<Langerhans>細胞組織球症、他に分類されないもの	D76.0

2. 上記1において「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 腫瘍学（NCC 監修）第3版（2012年改訂版）」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

第5桁性状コード番号
／3 ……悪性、原発部位
／6 ……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9 ……悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

別表12 対象となる急性心筋梗塞

対象となる急性心筋梗塞とは、表1によって定義づけられる疾病で、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中表2に規定されるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

表1 対象となる急性心筋梗塞の定義

疾病名	疾病の定義
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 （1）典型的な胸部痛の病歴 （2）新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 （3）心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇

表2 対象となる急性心筋梗塞の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
急性心筋梗塞	虚血性心疾患(I20~I25)のうち	
	急性心筋梗塞	I21
	再発性心筋梗塞	I22

別表13 対象となる脳卒中

対象となる脳卒中とは、表1によって定義づけられる疾病で、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中表2に規定されるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

表1 対象となる脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血および頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表2 対象となる脳卒中の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
脳卒中	脳血管疾患(I60~I69)のうち くも膜下出血 脳内出血 脳梗塞	I60 I61 I63

別表15 手術

急性心筋梗塞および脳卒中について対象となる「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えるものであり、かつ、つぎの①~④に該当するものを指します。吸引、穿孔などの処置および神経ブロックは除きます。

- ①開頭術
- ②開胸術
- ③ファイバースコープ手術
- ④血管・バスケットカテーテル手術

別表16 公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法にもとづく介護保険制度をいいます。

別表17 要介護2以上

「要介護2以上」とは、平成11年4月30日厚生省令第58号「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」に規定する要介護2から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

別表18 要介護状態

※備考〔別表18〕もあわせてご覧ください。

対象となる要介護状態は、つぎのとおりとします。

要介護状態	つぎのいずれかに該当したとき i) 常時寝たきり状態で、下表の(a)に該当し、かつ、下表の(b)～(e)のうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態 ii) 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態
-------	---

- (a) ベッド周辺の歩行が自分ではできない。
 (b) 衣服の着脱が自分ではできない。
 (c) 入浴が自分ではできない。
 (d) 食物の摂取が自分ではできない。
 (e) 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

備考〔別表18〕

1. 器質性認知症

(1) 「器質性認知症と診断確定されている」とは、つぎの①、②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師により診断確定された場合をいいます。

- ① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
 ② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

(2) 前(1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、つぎのとおりとします。

① 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F00
血管性認知症	F01
他に分類されるその他の疾患の認知症	F02
詳細不明の認知症	F03

2003年版以後の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

② 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または障害によって引きおこされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

2. 意識障害

「意識障害」とは、つぎのようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているとありますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽い、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁-意識の程度は動揺しやすい-に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽い、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

3. 見当識障害

「見当識障害」とは、つぎのいずれかに該当する場合をいいます。

- i) 時間の見当識障害：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
 ii) 場所の見当識障害：今住んでいる自分の家、または今いる場所の認識ができない。
 iii) 人物の見当識障害：日頃接している周囲の人の認識ができない。

別表19 対象となる上皮内新生物等

1. 対象となる上皮内新生物等とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
皮膚の黒色腫 ^{しゅ} およびその他の悪性新生物（C43～C44）のうち 皮膚のその他の悪性新生物 上皮内新生物	C44 D00～D09

2. 上記1において「上皮内新生物等」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類^{しゅよく}腫瘍学（NCC監修）第3版（2012年改正版）」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

(1) 皮膚のその他の悪性新生物（C44）

第5桁性状コード番号
／3 ……悪性、原発部位
／6 ……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9 ……悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

(2) 上皮内新生物（D00～D09）

第5桁性状コード番号
／2 ……上皮内 ^{がん} 癌 上皮内 非浸 ^{しん} 潤 ^{じゆん} 性 非侵襲 ^{しん} 性

「ずっともっとサービス」 等について

契約者が利用できるサービスの内容等について、記載しています。

※「ご契約のしおり」では、契約者が個人の場合、「お客様ID」を「お客様番号（お客様ID）」、「パスワード」を「暗証番号（パスワード）」と表記しています。

「ずっともっとサービス」等について

「ずっともっとサービス」および「自動取引サービス」について

お客様番号（お客様ID）および暗証番号（パスワード）が発行された個人のお客様は、「ずっともっとサービス」や、「自動取引サービス」等の各種サービスを利用できます。

○ご契約の際には、お客様番号（お客様ID）発行手続が必要です。また、既にお客様番号（お客様ID）が発行されている場合には、ご契約をお客様ID規程適用契約^①として追加します。



■次のご契約は、お客様ID規程適用契約とはなりません。

- ・財形保険
- ・企業年金保険・団体定期保険等の企業保険
- ・その他所定のご契約

①お客様番号（お客様ID）・暗証番号（パスワード）について^②

名称	内容
お客様番号 （お客様ID）	お客様のご契約をとりまとめてお客様番号（お客様ID）を発行します。お客様番号（お客様ID）は、「ずっともっとサービス」や、「自動取引サービス」等を利用する際に必要な11桁の数字です。
暗証番号 （パスワード）	お客様番号（お客様ID）発行手続後、お客様による暗証番号（パスワード）の設定が必要です。 暗証番号（パスワード）は、「ずっともっとサービス」や、「自動取引サービス」等を利用する際に必要な4桁の数字です。



■保険金等の税法上の取扱いは、契約者・被保険者・受取人の関係によって異なります。

お客様番号（お客様ID）発行手続時等において別名義のご契約を契約者変更し、同一のお客様番号（お客様ID）にとりまとめる場合等には留意ください。

■お客様ID規程適用契約の満期、解約、契約者変更等によりお客様ID規程適用契約がすべて消滅した場合、または、契約者が死亡した場合には、お客様番号（お客様ID）は消滅します。

■お客様番号（お客様ID）を含めた各種サービスの内容については、将来、補充、変更または廃止することがあります。

お客様ID規程の補充、変更、廃止については、変更内容および変更日を通知もしくは公告し、または店頭等に表示します。この場合、変更日以降は変更後の規程を適用し、廃止日以降はこの規程の適用を終了します。

■お客様番号（お客様ID）が発行されたお客様のご契約内容、申込書^③記載事項、その他の知り得た情報について、各種サービスの提供を目的として業務上必要な範囲で利用し、または業務上必要な範囲でグループ会社や提携会社等に提供し利用することがあります。



①お客様ID規程適用契約

「お客様ID発行申込書」等で確認したご契約です。該当のご契約は、当社ホームページ等から確認ください。



②詳細は、「お客様ID規程」および当社ホームページ等を確認ください。

③申込書

当社所定の端末を使用する方法を含みます。

② 「ずっともっとサービス」について^①

○「ずっともっとサービス」とは、お客様番号（お客様ID）が発行された個人のお客様が利用できるサービスであり、次の4つのメニューがあります。^②



①詳細は、「ずっともっとサービス規程」および当社ホームページ等を確認ください。

②法人のお客様は対象外です。また、個人のお客様であっても、お客様番号（お客様ID）が発行されていないお客様は対象外です。



③サンクスマイルを貯める方法やライフイベント等の詳細は、当社ホームページ等を確認ください。

④サンクスマイルを使わなくても利用できるサービスです。

サンクスマイルメニュー

サンクスマイルが貯まる^③

アフターサービスに必要となる、お客様ご自身とご家族（配偶者様・お子さま・お孫さま）の情報を登録した場合等に、サンクスマイルが貯まります。

サンクスマイルを使う

貯まったサンクスマイルは好きなときにさまざまな賞品と交換できます。

ハッピープレゼントメニュー^④

お客様ご自身とご家族（配偶者様・お子さま・お孫さま）のライフイベント^③を連絡したとき、または契約者本人のご契約の更新・満期・払込満了を迎えたときに、記念品としてプレゼントを届けます。

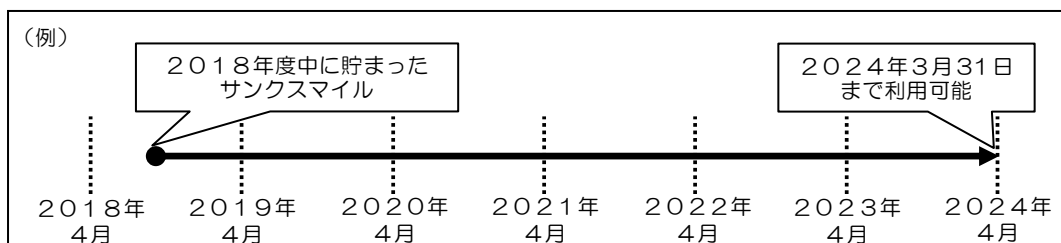
プレミアムチャンスメニュー

応募した方の中から抽選で、素敵なプレゼントが当たります。

ハートフルサポートメニュー^④

健康・介護・育児の無料相談等、お客様の暮らしを支援するさまざまなサービスを利用できます。

○サンクスマイルには有効期限があります。4月1日から翌年3月31日までの1年間で貯まったサンクスマイルを当年度のサンクスマイルとし、当年度のサンクスマイルの有効期限は、5年後の3月31日までとします。



■ご契約の解約等によりお客様番号（お客様ID）が消滅した場合、「ずっともっとサービス」の利用を停止し、サンクスマイルは消滅します。また、お客様番号（お客様ID）の対象となるご契約が全て失効した場合には、サンクスマイルの使用やハッピープレゼントおよびプレミアムチャンスの申込み等はできません。

■登録した情報が事実と異なる場合等、当社がサンクスマイルを取消すことが適切であると判断した場合には、サンクスマイルを取消すことがあります。

■「ずっともっとサービス」は、将来、変更または廃止することがあります。ずっともっとサービス規程の変更、廃止については、変更内容および変更日を通知もしくは公告し、または当社ホームページ等に表示します。この場合、変更日以降は変更後の規程を適用し、廃止日以降はこの規程の適用を終了します。

③「自動取引サービス」について^①

○お客様番号（お客様ID）および暗証番号（パスワード）を利用することで、ホームページや電話（はいっ！TEL）から、次のサービスを利用できます。

【利用できる主なサービス】^②

- 契約貸付金の借入れ・返済
- 積立配当金の引出し
- 据置祝金・据置保険金の引出し

等



①利用できるサービスの詳細は、当社ホームページ等を確認ください。

②ご契約内容によっては利用できない場合があります。



■すでにニッセイカードをお持ちの方は、契約日が2012年4月1日以前の所定のご契約についてのみ、2018年9月22日まで、ATMによる取引を利用可能です。（契約日が2012年4月1日以前の所定のご契約が、保障見直し制度の利用等によりすべて消滅した場合は、ATMによる取引を利用できなくなります。）

■ATMによる取引等のニッセイカード・サービスは、2018年9月22日をもって終了します。

■なお、2012年4月2日以降はニッセイカードを新規に発行しておりません。

「ご契約情報家族連絡サービス」について

契約者ご自身によるお手続き等のお問合せが困難になった場合に備え、サポートいただくご家族を登録いただき、そのご家族にもご契約情報をお知らせするサービスです。



① 詳細は、「ご契約情報家族連絡サービス規程」および当社ホームページ等を確認ください。

② サービスへの登録は任意です。

「ご契約情報家族連絡サービス」について①

○主に70歳以上の個人の契約者を対象としたサービスです。②

○契約者のご契約情報を記載した通知を、年1回、ご家族に送付します。

○登録いただいたご家族から、ご契約情報および必要なお手続きについてお問合せいただけます。



■企業・団体向け商品、金融機関窓口販売商品等を除く個人向け商品が対象です。

■ご家族による代理でのお手続きはできません。

① 登録いただけるご家族の範囲

○以下の優先順位で、1名を登録ください。③

- ① 指定代理請求人
- ② 配偶者・子・孫・兄弟・姉妹・甥・姪
- ③ 被保険者・受取人・後継保険契約者

③ 登録いただけるご家族は日本国内にお住まいの方に限りです。

② 登録に必要なご家族の情報

○ご家族について登録いただく情報は、以下の6項目です。

- | | | |
|--------|-------------|--------|
| ・ 氏名 | ・ 性別 | ・ 住所 |
| ・ 生年月日 | ・ 契約者からみた続柄 | ・ 電話番号 |



■登録いただけるご家族は1名のみです。

2件以上の契約にご加入の場合でも、登録いただけるご家族は1名のみです。

■登録いただくご家族には、必ず同意を得てください。

■登録いただいたご家族に、契約内容をお伝えします。

ご加入いただいている全てのご契約に対して、配当金や契約貸付金の残高等の情報もお伝えします。

■契約者宛の通知が不着となった場合などに、登録いただいたご家族へ当社から連絡をすることがあります。

■当サービス利用中に、新たにご契約に加入いただく場合、そのご契約に対しても、当サービスが適用されます。

③ お問合せ先

○登録いただいたご家族は、ニッセイコールセンターもしくはお客様窓口でお問合せいただけます。

用語の説明

1. ご契約のしおり等における表記

(1) 「障がい」の表記

「ご契約のしおり」や「契約内容通知書」等では、「障害」を「障がい」と表記しています。

例) 身体障害保険金 ⇒ 身体障がい保険金

なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語については「障害」とそのまま表記する場合があります。

(2) 「がん」の表記

「ご契約のしおり」に記載されている「がん（悪性新生物）」、「がん（上皮内新生物等）」とは次のとおりです。

名称	内容
(1) 「がん（悪性新生物）」	約款「別表11 対象となる悪性新生物」に定める「悪性新生物」をいい、「上皮内新生物」および「皮膚のその他の悪性新生物（皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚の悪性新生物）」は含みません。
(2) 「がん（上皮内新生物等）」	約款「別表19 対象となる上皮内新生物等」に定める「上皮内新生物」および「皮膚のその他の悪性新生物（皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚の悪性新生物）」をいいます。

※上記約款「別表11 対象となる悪性新生物」等については、「約款抜粋」の別表11、別表19を確認ください。

≪「がん」の具体例≫

がん（悪性新生物） ⇒ 悪性リンパ腫、甲状腺がん、肺がん、白血病、皮膚の悪性黒色腫 等
 がん（上皮内新生物等） ⇒ 非浸潤がん、食道上皮内がん、大腸粘膜内がん、
 皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん 等

2. 保険用語の説明

	保険用語	説明
い	育英年金 (いくえいねんきん)	契約者が死亡した場合に、保険期間中、毎年お支払いするお金をいいます。
	育英年金等の受取人 (いくえいねんきんとうのうけとり にん)	育英年金、こども祝金、満期祝金、死亡保険金、給付金を受取る人をいいます。
	祝金 (いわいきん)	被保険者が所定の日に生存していた場合にお支払いするお金をいいます。
か	解除 (かいじょ)	告知義務違反があった場合や、所定の期日内に保険料の払込みがない場合等に、保険期間の途中で当社が保険契約または特約を消滅させることをいいます。
	解約 (かいはく)	保険期間の途中で、契約者の意思により保険契約または特約を消滅させることをいいます。
	解約払戻金 (かいはくはらいもどしきん)	保険契約を解約された場合等に、契約者に払戻すお金をいいます。
き	基準保険金額 (きじゅんほけんきんがく)	育英年金等をお支払いするときの基準となる金額で、ご契約時に契約者に指定いただきます。
	給付金 (きゆうふきん)	被保険者が入院をしたときや、所定の手術を受けたとき等に、お支払いするお金をいいます。
け	契約応当日 (けいやくおうとうび)	ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に対応する日をいいます。 また、月ごと応当日は、各月の契約日に対応する日をいいます。 〔例〕6月1日契約の場合 契約応当日 → 毎年の6月1日 月ごと応当日 → 毎月の1日
	契約者 (けいやくしゃ)	当社と保険契約を結び、ご契約上の権利（例えば、契約内容変更等の請求権）と義務（例えば、保険料支払義務）を有する人をいいます。 また、その人の生死が育英年金に関する保障の対象とされる人をいいます。
	契約者または被保険者の年齢 (けいやくしゃまたはひほけんしゃの ねんれい)	⇒「ご契約後の契約者または被保険者の年齢」を参照ください。
	契約内容通知書 (けいやくないようつうちしょ)	保険契約の基準保険金額、給付日額や保険期間等のご契約内容を具体的に記載したものをいいます。
	契約年齢 (けいやくねんれい)	契約日における契約者および被保険者の年齢をいいます。この年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は切捨てます。この年齢の計算方式を「満年齢方式」といいます。 〔例〕35歳7カ月の契約者の方の契約年齢は35歳になります。 ※当しおりにおける年齢は、「契約年齢」または「ご契約後の契約者または被保険者の年齢」で記載しており、満年齢の場合は、満〇歳と記載しています。
	契約日 (けいやくび)	保険期間等の計算の基準日をいいます。

	保険用語	説明
こ	告知義務 (こくちぎむ)	契約者や被保険者は保険契約の申込みに際して、過去の傷病歴、現在の健康状態等、「告知書(告知入力画面)」で当社がお伺いすることについて、事実をありのまま正確にもれなく記入(告知)いただくことを要します。また、当社指定の医師が口頭で告知を求める場合にも同様に、事実をありのまま正確にお伝え(告知)いただくことを要します。 これらを告知義務といいます。
	告知義務違反 (こくちぎむいはん)	「告知書(告知入力画面)」の質問事項または医師からの質問に対して、事実が告げられなかったときには、当社は「告知義務違反」として保険契約または特約を解除することがあります。
	告知書 (こくちしょ)	保険契約の申込みに際して、過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)、現在の健康状態等について記入していただく書面のことをいいます。 ※当社所定の端末にて告知いただく場合には、「告知入力画面」といいます。
	ご契約後の契約者または被保険者の年齢 (ごけいやくごのけいやくしゃまたはひほけんしゃのねんれい)	毎年の契約応当日に契約年齢に1歳ずつ加えて計算した年齢をいいます。 ※当しおりにおける年齢は、「契約年齢」または「ご契約後の契約者または被保険者の年齢」で記載しており、満年齢の場合は、満〇歳と記載しています。
さ	催告 (さいこく)	払込期月内に保険料の払込みがないご契約の契約者や、契約貸付制度による貸付金の元利金額が所定の日において解約払戻金額を超過すると判定されたご契約の契約者に対し、当社が保険料の払込みや貸付金の元利金の返済を請求することをいいます。
し	指定代理請求人 (していだいりせいきゅうにん)	こども祝金等の受取人がこども祝金等を請求できない所定の事情があるとき、こども祝金等の受取人に代わって請求を行うために、契約者の戸籍上の配偶者等、所定の範囲内で、被保険者の同意を得てあらかじめ契約者が指定した人をいいます。 ※契約者が死亡した場合は育英年金受取人が所定の範囲内で新たに指定した人をいいます。
	支払限度 (しはらいげんど)	約款で定める、給付金のお支払いに関する通算の支払日数や回数の限度のことをいいます。
	支払事由 (しはらいじゆう)	約款で定める、育英年金等をお支払いする事由をいいます。 この支払事由に該当した場合に、育英年金等をお支払いします。
	死亡保険金 (しぼうほけんきん)	被保険者が死亡した場合に、お支払いするお金をいいます。
	診査 (しんさ)	医師扱の保険契約を申込まれた場合に、当社の指定する医師により問診、検診をさせていただくことをいいます。 また、健康診断または人間ドックの結果資料を提出いただくことで診査に代える方法等もあります。
せ	責任開始時／責任開始の日 (せきにんかいしじ／せきにんかいしのひ)	当社がご契約上の保障を開始する時点を責任開始時といい、その責任開始時を含む日を責任開始の日といいます。
	責任準備金 (せきにんじゅんびきん)	将来の育英年金等をお支払いするために保険料の中から積立てるお金をいいます。
	前納 (ぜんのう)	年払契約において、将来の年払保険料を、所定の方法により、あらかじめ指定した回数分だけまとめて払込みいただくことをいいます。 この場合、所定の利率で保険料を割り引きます。

	保険用語	説明
つ	月ごと応当日 (つきごとおうとうび)	⇒「契約応当日」を参照ください。
て	定款 (ていかん)	当社の組織や事業運営の基本となる規則等を記載したものをいいます。
と	特約 (とくやく)	契約者の申出にもとづいた手続きをするためや、普通保険約款(契約基本約款と各給付約款から構成されます。)に記載されている内容と異なる特別なお約束をする目的で付加するものをいいます。
は	配当金 (はいとうきん)	決算によって生じた剰余金から契約者等に分配されるお金をいいます。
	払込期月 (はらいこみきげつ)	毎回の保険料を払込みいただく期間をいい、具体的な払込期月は次のとおりです。 ●第1回目の保険料 責任開始の日から翌月の末日まで ●第2回目以後の保険料 月ごと応当日(年払の場合は契約応当日)の属する月の1日から末日まで
ひ	被保険者 (ひほけんしゃ)	その人の生死等がこども祝金、満期祝金、死亡保険金および給付金に関する保障の対象とされる人をいいます。
ほ	保険期間 (ほけんきかん)	当社がご契約上の保障を開始してから終了するまでの期間のことをいいます。この期間内に死亡や入院・手術等の支払事由が発生した場合等に、育英年金等の支払対象となります。
	保険年度 (ほけんねんど)	保険期間の始期(契約日)から起算して、満1カ年を第1保険年度といいます。以下順次、第2保険年度、第3保険年度……と保険年度を定めます。
	保険料 (ほけんりょう)	契約者に払込みいただくお金をいいます。
	保険料期間 (ほけんりょうきかん)	保険料が充当される期間のことをいいます。 月ごと応当日(年払の場合は、契約応当日)からその翌月の月ごと応当日(年払の場合は、その翌年の契約応当日)の前日までの期間となります。 *第1回目の保険料の保険料期間は、契約日からその翌月の月ごと応当日(年払の場合は、その翌年の契約応当日)の前日までの期間です。
	保険料払込期間 (ほけんりょうはらいこみきかん)	保険料を払込みいただく期間のことをいいます。
	保険料率 (ほけんりょうりつ)	保険料を計算する際に用いる率のことをいいます。保険料は、基準となる保険金額や給付日額等に保険料率を乗じて計算されます。
み	未払込保険料 (みはらいこみほけんりょう)	すでに到来している保険料期間に対応する保険料のうち、まだ払込まれていない保険料のことをいいます。
め	免責事由 (めんせきじゆう)	約款で定める、育英年金等をお支払いできない事由をいいます。 支払事由に該当した場合でも、この免責事由に該当した場合には育英年金等をお支払いできません。
や	約款 (やっかん)	ご契約のご加入から消滅までのとりきめを記載したもので、普通保険約款(契約基本約款と各給付約款から構成されます。)と特約約款があります。
よ	予定利率 (よていりりつ)	保険料を算出するにあたり、将来の資産運用による一定の運用収益をあらかじめ見込み、その分の保険料を割引くときの割引率をいいます。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

《営業時間》 月～金曜日（祝日、12/31～1/3 は除きます。）

- ・※の店舗は、18:00以降、入出金をともなうお手続きなど、一部お受けできないお取扱いがございますので、ご来店の前にお電話*1でご照会ください。

《土曜日の保険相談サービス》 10:00～17:00（祝日、12/31～1/3 は除きます。）

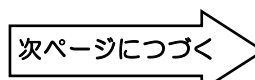
- ・Ⓧ印の店舗にて実施しています。
- ・お手続きはお取扱いしておりません。
- ・予約制となっておりますので、事前に店舗までお電話*1のうえ、ご来店ください。

*1）電話受付時間（幕張オフィス除く）：月～金曜日 9:00～18:00（祝日、12/31～1/3 は除きます。）

《ライフプラザ幕張オフィス（くらしと保険の相談デスク）》

- ・入出金をともなうお手続きなど、一部お受けできないお取扱いがございますので、ご来店の前にお電話でご照会ください。
- ・ライフプラザ幕張オフィスの電話受付時間は 10:00～18:00（定休日なし）です。
- ・毎月25日直前の日曜日は、システムメンテナンスのため営業時間を 18:00 までに短縮して運営しております。

都道府県	店舗	郵便番号	所在地	電話番号	営業時間	
					9:00 ～ 15:30	9:00 ～ 18:00
北海道	ライフプラザ札幌	060-0003	札幌市中央区北3条西4-1-1 日本生命札幌ビル3F	011-207-0160		○
	ライフプラザ釧路	085-0014	釧路市末広町9-2-5 日本生命釧路末広町ビル4F	0154-22-7131	○	
	ライフプラザ旭川	070-0033	旭川市三条通9-右1 日本生命旭川ビル1F	0166-26-1481	○	
	ライフプラザ苫小牧	053-8666	苫小牧市錦町1-1-1 日本生命苫小牧ビル6F	0144-36-1211	○	
	ライフプラザ函館	040-0064	函館市大手町12-8 ニッセイ函館ビル1F	0138-26-2121	○	
青森県	ライフプラザ青森	030-8604	青森市長島2-25-3 ニッセイ青森センタービル1F	017-775-1611	○	
岩手県	ライフプラザ盛岡	020-0022	盛岡市大通3-3-10 七十七日生盛岡ビル1F	019-623-2321	○	
宮城県	ライフプラザ仙台	980-0802	仙台市青葉区二日町12-30 日本生命勾当山西ビル1F	022-213-1473	○	
秋田県	ライフプラザ秋田	010-0001	秋田市中通4-2-7 日本生命秋田中央通ビル4F	018-833-5171	○	
山形県	ライフプラザ山形	990-0031	山形市十日町2-1-2 日本生命山形ビル4F	023-622-2511	○	
福島県	ライフプラザ福島	960-8041	福島市大町5-6 日本生命福島ビル5F	024-521-1201	○	
	ライフプラザ郡山	963-8580	郡山市駅前2-12-2 日本生命郡山駅前ビル5F	024-932-0632	○	
茨城県	ライフプラザ水戸	310-8602	水戸市泉町2-2-27 ニッセイ水戸ビル1F	029-231-5225	○	
栃木県	ライフプラザ宇都宮	320-0033	宇都宮市本町4-15 NIビル6F	028-622-8161	○	
	ライフプラザ小山	323-0023	小山市中央町2-1-15 日本生命小山ビル2F	0285-23-6065	○	
群馬県	ライフプラザ群馬	371-0024	前橋市表町2-9-7 日本生命前橋ビル1F	027-224-9113	○	
	ライフプラザ太田	373-8688	太田市飯田町1321 ニッセイ太田ビル1F	0276-45-7431	○	
埼玉県	ライフプラザさいたま	330-0854	さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル3F	048-647-7760		○
	ライフプラザ川越 Ⓧ	350-1123	川越市脇田本町14-1 日本生命川越ビル1F	049-244-3960		○
	ライフプラザ熊谷	360-0037	熊谷市筑波2-48-1 大栄日生熊谷ビル7F	048-522-4873	○	
	ライフプラザ越谷	343-0845	越谷市南越谷1-16-13 ニッセイ越谷ビル1F	048-987-3312		○
千葉県	ライフプラザ千葉	260-0015	千葉市中央区富士見2-20-1 日本生命千葉ビル1F	043-226-8551		○
	ライフプラザ幕張オフィス （くらしと保険の相談デスク）	261-8535	千葉市美浜区豊砂1-1 イオンモール幕張新都心グランドモール2F	043-274-2631	10:00～20:00 （定休日なし）	
	ライフプラザ船橋	273-0011	船橋市湊町2-1-1 ニッセイ船橋ビル1F	047-431-9383		○
	ライフプラザ成田	286-0033	成田市花崎町951 ニッセイ成田ビル2F	0476-22-7632	○	
	ライフプラザ柏 Ⓧ	277-0023	柏市中央1-1-3 日本生命柏ビル1F	04-7166-6843		○



都道府県	店舗	郵便番号	所在地	電話番号	営業時間	
					9:00 ～ 15:30	9:00 ～ 18:00
東京都	ライフプラザ丸の内 ※⊕	100-8288	千代田区丸の内1-6-6 日本生命丸の内ビルB1F	03-5533-1087	9:00～19:00	
	ライフプラザ品川 ※⊕	108-0075	港区港南2-16-4 品川グランドセントラルタワー2F	03-3471-6301	9:00～19:00	
	ライフプラザ新宿	163-0801	新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル1F	03-3346-8437		○
	ライフプラザ上野	110-0015	台東区東上野2-18-10 日本生命上野ビル1F	03-3836-6835		○
	ライフプラザ亀戸	136-0071	江東区亀戸2-22-17 日本生命亀戸ビル1F	03-3682-4178		○
	ライフプラザ渋谷	150-0041	渋谷区神南1-21-1 日本生命渋谷ビル4F	03-3476-5512		○
	ライフプラザ池袋	170-0013	豊島区東池袋1-24-1 ニッセイ池袋ビル2F	03-3983-4961		○
	ライフプラザ立川 ⊕	190-0012	立川市曙町2-20-5 立川ニッセイAHビル1F	042-524-0245		○
	ライフプラザ吉祥寺	180-0004	武蔵野市吉祥寺本町1-14-5 吉祥寺本町ビル2F	0422-23-2581		○
	ライフプラザ町田 ⊕	194-0022	町田市森野1-13-14 日本生命町田ビル1F	042-725-0365		○
神奈川県	ライフプラザ横浜	220-0004	横浜市西区北幸1-6-1 横浜ファーストビル6F	045-311-2811		○
	ライフプラザ川崎	210-0015	川崎市川崎区南町1-1 日本生命川崎ビル6F	044-245-1920		○
	ライフプラザ武蔵小杉 ⊕	211-8790	川崎市中原区小杉町1-403 武蔵小杉タワープレイス13F	044-733-1131		○
	ライフプラザ湘南	251-0052	藤沢市藤沢462 日本生命藤沢駅前ビル8F	0466-25-9372		○
	ライフプラザ小田原	250-0012	小田原市本町1-4-5 日本生命小田原ビル3F	0465-23-8395	○	
新潟県	ライフプラザ新潟	950-0901	新潟市中央区弁天3-2-3 ニッセイ新潟駅前ビル10F	025-241-6621	○	
	ライフプラザ長岡	940-0066	長岡市東坂之上町3-2-6 日本生命長岡ビル1F	0258-36-5541	○	
富山県	ライフプラザ富山	930-0083	富山市総曲輪1-7-15 日本生命富山総曲輪ビル1F	076-441-2101	○	
石川県	ライフプラザ金沢	920-0869	金沢市上堤町1-28 日本生命金沢ビル4F	076-261-0191	○	
福井県	ライフプラザ福井	910-0023	福井市順化1-21-1 ニッセイ福井ビル7F	0776-23-8800	○	
山梨県	ライフプラザ甲府	400-0031	甲府市丸の内3-32-12 甲府ニッセイスカイビル1F	055-222-1576	○	
長野県	ライフプラザ長野	380-8655	長野市大字南長野南県庁1040-1 日本生命県庁前ビル4F	026-227-7683	○	
	ライフプラザ松本	390-8701	松本市深志1-1-17 ニッセイ松本ビル1F	0263-33-6633	○	
岐阜県	ライフプラザ岐阜	500-8548	岐阜市金町6-6 ニッセイ岐阜ビル7F	058-264-7188	○	
静岡県	ライフプラザ静岡	420-0853	静岡市葵区追手町1-6 日本生命静岡ビル2F	054-255-1151	○	
	ライフプラザ浜松	430-0926	浜松市中区砂山町325-34 ニッセイ浜松駅前アネックス1F	053-453-8181	○	
	ライフプラザ沼津	410-0801	沼津市大手町2-10-17 ニッセイ沼津ビル1F	055-962-8702	○	
愛知県	ライフプラザ名古屋 ⊕	461-0005	名古屋市東区東桜1-13-3 NHK名古屋放送センタービル3F	052-952-7890		○
	ライフプラザ名古屋駅前	450-0002	名古屋市中村区名駅2-45-7 松岡ビル1F	052-583-7381		○
	ライフプラザ愛知東	444-0044	岡崎市康生通南2-13 ニッセイ岡崎ビル2F	0564-26-1960	○	
	ライフプラザ豊橋	440-0076	豊橋市大橋通1-68 静銀ニッセイ豊橋ビル3F	0532-52-1540	○	
	ライフプラザ刈谷	448-0842	刈谷市東陽町2-17-3 日本生命刈谷ビル1F	0566-28-6921	○	
	ライフプラザ豊田	471-0025	豊田市西町4-25-18 中根ニッセイビル1F	0565-31-0725	○	
三重県	ライフプラザ津	514-0028	津市東丸之内20-12 日本生命津ビル6F	059-228-0311	○	
	ライフプラザ四日市	510-0084	四日市市栄町2-16 ニッセイ四日市ビル1F	059-351-6561	○	
滋賀県	ライフプラザ滋賀	520-0056	大津市末広町1-1 日本生命大津ビル7F	077-522-1569	○	
京都府	ライフプラザ京都	600-8007	京都市下京区四条通東洞院東入立売西町60 日本生命四条ビル3F	075-211-7816		○
大阪府	ライフプラザ天王寺	545-0052	大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-36 アベノセンタービル7F	06-6649-8520		○
	ライフプラザ梅田 ※⊕	530-0017	大阪市北区角田町8-47 阪急グランドビル25F	06-6311-6802	9:00～19:00	
	ライフプラザ本店 ※	541-8501	大阪市中央区今橋3-5-12 日本生命本店本館1F	06-6209-5543	9:00～19:00	
	ライフプラザ堺	590-0074	堺市堺区北花田口町3-2-6 ニッセイ堺東ビル3F	072-221-8250		○
	ライフプラザ池田*2	563-0025	池田市城南1-2-23 日本生命池田ビル1F	072-754-6937		○
	ライフプラザ京阪	573-0032	枚方市岡東町5-32 日本生命枚方ビル3F	072-845-0421		○
	ライフプラザ茨木	567-0031	茨木市春日2-2-8 星光ニッセイ茨木ビル1F	072-621-8970		○
	ライフプラザ布施	577-0056	東大阪市長堂2-1-22 星光布施ビル1F	06-6783-2999		○
兵庫県	ライフプラザ神戸	651-8501	神戸市中央区小野柄通7-1-1 日本生命三宮駅前ビル1F	078-272-5577		○
	ライフプラザ姫路	670-0962	姫路市南駅前町100番 姫路パラスオ2ビル9F	079-289-0901	○	
	ライフプラザ明石	673-0892	明石市本町2-1-26 ニッセイ明石ビル8F	078-912-2665	○	
奈良県	ライフプラザ奈良	630-8115	奈良市大宮町1-1-15 ニッセイ奈良駅前ビル1F	0742-23-1190		○
和歌山県	ライフプラザ和歌山	640-8157	和歌山市八番丁11 日本生命和歌山八番丁ビル9F	073-423-9325	○	
鳥取県	ライフプラザ鳥取	680-0822	鳥取市今町2-251 日本生命鳥取駅前ビル1F	0857-22-8501	○	
島根県	ライフプラザ松江	690-0007	松江市御手船場町551 ニッセイ松江ビル1F	0852-21-5185	○	

*2) ライフプラザ池田は、2018年3月に「ライフプラザ川西」に店舗名を変更のうえ、移転予定です。

都道府県	店 舗	郵便番号	所 在 地	電話番号	営業時間	
					9:00 ～ 15:30	9:00 ～ 18:00
岡山県	ライフプラザ岡山	700-0903	岡山市北区幸町7-33 ニッセイ岡山幸町ビル8F	086-224-4691	○	
	ライフプラザ倉敷	710-0826	倉敷市老松町3-10-25 日本生命倉敷ビル1F	086-424-1261	○	
広島県	ライフプラザ広島*3	730-0811	広島市中区中島町3-25 ニッセイ平和公園ビル1F	082-248-1521	○	
	ライフプラザ福山	720-0811	福山市紅葉町2-27 日本生命福山ビル8F	084-923-5240	○	
山口県	ライフプラザ山口	750-0006	下関市南部町19-10 日本生命下関ビル1F	083-222-8111	○	
	ライフプラザ徳山	745-0034	周南市御幸通1-10 日本生命徳山ビル3F	0834-31-3001	○	
徳島県	ライフプラザ徳島	770-0841	徳島市八百屋町2-11 日本生命徳島ビル12F	088-654-5151	○	
香川県	ライフプラザ高松	760-0017	高松市番町1-1-5 ニッセイ高松ビル1F	087-825-0007	○	
愛媛県	ライフプラザ松山	790-0001	松山市一番町3-3-3 菅井・ニッセイビル1F	089-941-9585	○	
高知県	ライフプラザ高知	780-0870	高知市本町5-6-3 日本生命高知本町ビル1F	088-823-0271	○	
福岡県	ライフプラザ北九州	802-0005	北九州市小倉北区堺町1-3-15 日本生命小倉堺町ビル2F	093-531-0985		○
	ライフプラザ博多	812-0011	福岡市博多区博多駅前4-1-1 日本生命博多駅前第二ビル1F	092-483-0400		○
	ライフプラザ天神	810-0001	福岡市中央区天神1-14-1 日本生命福岡ビル1F	092-712-2311		○
	ライフプラザ久留米	830-0017	久留米市日吉町15-60 ニッセイ久留米ビル1F	0942-32-4470	○	
佐賀県	ライフプラザ佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央1-14-40 ニッセイ佐賀駅前ビル1F	0952-32-2727	○	
長崎県	ライフプラザ佐世保	857-0862	佐世保市白南風町8-17 佐世保交通センタービル3F	0956-25-8050	○	
	ライフプラザ長崎	850-0033	長崎市万才町4-15 日本生命長崎ビル新館1F	095-823-6181	○	
熊本県	ライフプラザ熊本	860-0802	熊本市中央区中央街2-11 熊本サンニッセイビル1F	096-325-0131	○	
大分県	ライフプラザ大分	870-0027	大分市末広町1-1-18 ニッセイ大分駅前ビル2F	097-534-9207	○	
宮崎県	ライフプラザ宮崎	880-0812	宮崎市高千穂通2-5-32 日本生命宮崎駅前ビル1F	0985-24-7111	○	
鹿児島県	ライフプラザ鹿児島	890-8521	鹿児島市中央町18-1 南国センタービル1F	099-255-1101	○	
沖縄県	ライフプラザ那覇	900-0034	那覇市東町3-1 ニッセイ東町ビル1F	098-862-8511	○	

*3) ライフプラザ広島は、2018年2月に移転予定です。

約款等をWebでご覧いただくにあたって

当社では、紙資源の使用削減による環境負荷軽減の取組みとして、「ご契約のしおり-定款・約款」の約款等の内容を当社ホームページにて確認いただいております。約款等をWebでご覧いただく場合の主な画面の流れに基づいて、操作方法を説明しています。なお、当社ホームページは「日本生命」で検索または右記のアドレスを入力してください。
※画面はイメージです。今後予告なく変更されることがあります。

日本生命

検索

http://www.nissay.co.jp

① 当社ホームページ トップページ

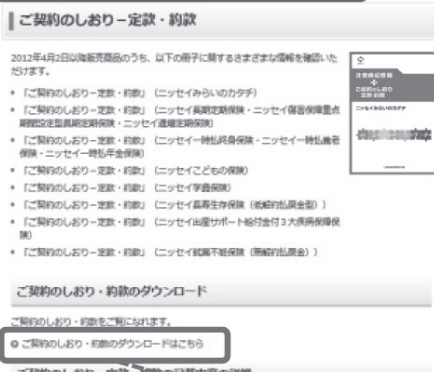


(画面下段「知る・楽しむ」の下)



「ご契約のしおり-定款・約款はこちら」を選択

② 「ご契約のしおり-定款・約款」



「ご契約のしおり・約款のダウンロードはこちら」を選択

③ 「ご契約のしおり・約款のダウンロード」

「ご契約のしおり・約款のダウンロード」

2012年4月2日以降販売商品のご契約のしおり・約款
※1 金融機関窓口販売商品等、一部掲載されず
※2 定款、お客様ID規程、ずっともっとサービス規程 サービス規程は以下を参照ください。

定款、その他の規程はこちらから選択

- 定款 [382KB]
- お客様ID規程
- ずっともっとサービス規程
- 法人向けお客様ID規程
- ご契約情報家族連絡サービス規程 [300KB]

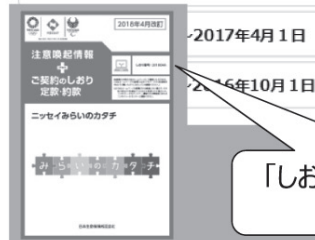
下にスクロール

2018年4月2日～ (しおり番号: 201804A~H)

2018年1月22日～2018年4月1日

2017年4月2日～2018年1月21日

お手持ちの「ご契約のしおり-定款・約款」の表紙に記載の「しおり番号」のタブを選択



「しおり番号」はしおり表紙でご確認ください。

2018年4月2日～ (しおり番号: 201804A~H)

ご契約のしおり冊子種類 (しおり番号)	保険種類	ご契約のしおり約款ダウンロード
みらいのカタチ (201804A)	<ul style="list-style-type: none"> ・終身保険 ・養老保険 ・年金保険 ・定期保険 ・生存給付金付定期保険 ・3大疾病保障保険 ・継続サポート3大疾病保障保険 ・特定重度疾病保障保険 ・身体障がい保障保険 ・介護保障保険 ・総合保障 ・特定保障 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> ご契約のしおり [12.6MB] <input type="radio"/> 約款をお読みいただく前に [0.17MB] <input type="radio"/> 約款 [1.52MB]

参照したい冊子種類の「約款」を選択

④ 約款 PDF

・PDFで約款の全文を確認いただけます。



生命保険のお手続きやお問合せ

(2018年4月現在)

ニッセイータルパートナー、最寄りのお客様窓口
またはニッセイコールセンターに連絡ください。

●プライバシー保護のため、お問合せは契約者ご本人からお願いいたします。

電話でのお手続き

ニッセイコールセンター

0120-201-021 (通話料無料)

〈ご高齢のお客様専用(シニアほっとダイヤル)〉

0120-147-369 (通話料無料)

受付時間 月～金曜日 9:00～18:00
土曜日 9:00～17:00
※祝日、12/31～1/3を除く

- ※ プライバシー保護のため、お問合せは契約者ご本人からお願いいたします。
- ※ お電話をいただく際には、契約番号をお知らせください。
- ※ ニッセイコールセンターへのお電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実などの観点から、録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。
- ※ 休日明けは混み合っておりつながりにくい時がありますのでご了承ください。
- ※ おかけ間違いのないようご注意ください。

窓口でのお手続き

当冊子のお客様窓口を参照ください。

ご契約者さま専用サービス



<http://www.nissay.co.jp>

日本生命

検索

利用可能時間	月曜日	8:00～24:00	〔 出金手続・一部変更手続について 〕
	火～土曜日	24時間	
	日曜日・祝日	0:00～20:00	

※毎月25日直前の日曜日(19～25日のうちの日曜日)、12/31～1/3、5/3～5/5を除く

※上記以外にも、一部でご利用いただけない時間帯がございます。
詳しくは、当社ホームページを参照ください。

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものですので、必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申込みいただくようお願いします。
なお、後ほどお送りする契約内容通知書とともに大切に保管し、活用ください。

特に…

	しよりのページ
クーリング・オフ制度(契約申込みの撤回)	P13
健康状態等の告知義務	P19
責任開始(保障の開始)と契約日	P22
保険料の払込方法	P37
保険料の払込期月・保険料期間	P39
保険料の払込みの案内と保険契約の解除	P41
育英年金等をお支払いできない場合	P48
解約と解約払戻金	P57

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことがらです。
告知および保険料の受領など職員の役割を含めて、説明の中でわかりにくい点がございましたらニッセイコールセンターにお問合せください。

引受保険会社



日本生命保険相互会社

本店
〒541-8501 大阪市中央区今橋3-5-12
東京本部
〒100-8288 東京都千代田区丸の内1-6-6

生命保険のお手続きやお問合せにつきましては
0120-201-021(ニッセイコールセンター)(通話料無料)
〈ご高齢のお客様専用(シニアほっとダイヤル)〉
0120-147-369(通話料無料)

ホームページ <http://www.nissay.co.jp>

上記募集人はお客様と左記引受保険会社の保険契約の締結の媒介を行うものであり、
保険契約締結の代理権はありません。

〔Ⓒ日本18-55〕[登録年月日18/4/2](商品開発部30.4.40,000 No.0883)④